

彼の精神に大打撃を與へた。一六五八年九月三日彼は五十九歳を以て遂に病の爲めに斃れた。彼が鐵騎の將として現はれてより、統監として國政を掌握するに至つた後までも、彼の一切の行動は彼の嚴肅なる清教主義の確信に發して居る。茲に彼の活動の原動力があり、また彼が英雄としての特殊の面目が存した。而して一面に於て彼は國民主義の權化であり、天稟の武將であり、また實際的政治家たる材幹を兼有してゐた。彼が航海條令を發布して和蘭と戦ひ、次に西班牙に向つて敢然攻撃的戦争を開始したことは、國民的勢力の海外發展を目的としたものであつて、彼が熱烈なる清教徒であつたに拘はらず、同じく新教徒たる和蘭人と戦ひ、また舊教國たる佛蘭西と同盟したことは、彼が國民の政治及び經濟的利害を目標として進み、宗教の爲めに囚はれなかつたことを語るものである。英國政治家に顯者なる實利主義は彼の施政の上にも認め得るのである。彼が統監としての軍國的武斷政治は、内外の情勢に鑑み、國家の固き統一の必要なることを確信したからである。彼が風俗を一新せんと企てたことは、彼の清教主義と健實なる國民を養成せんと欲する誠意とに發したものであるが、彼が強固なる意志を以て、自ら信ずるところを餘りに嚴格に他に及ぼさんとしたことは、民心をして彼を離るゝに至らしめた。彼は武斷政治を更めて立憲君主政治に轉ぜんとしたが、反對黨の爲めに彼の維持せる國家的統一の破壊せられんことを虞れて、依然武斷政治を持続せる間に、彼の體力は餘りに緊張せる生活に堪へること能はずして漸く衰へ、遂に病の爲めに斃るゝに至つたのである。スチュワート朝に始まつた專制主義と憲政主義との争は、クロムウェルの代にも

尙ほ未だ全く解決せらるゝに至らず、彼に依つて恰も專制主義が復興したかの如き觀あるも、彼はスチュワート兩王の如く、抽象的政治主義を固執する者でなかつた。彼の抽象的理想といへば彼の清教主義であつた。政體は内外の情勢に據り、國民の實際的利害に基づいて決定せらるべきものであるといふのが彼の政治思想であつた。彼がチャールス一世の專制主義に反抗し、遂に王軍に克つた後も、初めは直に王政を廢する意志はなかつた。而してまたレヴェラーの如き抽象的自由平等主義を唱へて、政治及び社會的革命を企てた者は容赦なく之を抑壓した。彼は、外政に顯著に現はれたる如く、抽象的主義に囚はれざる實際的政治家であつたのである。

(3) 王政復興と名譽革命

クロムウェル歿後の混亂と王政の復興 既に破兆の現はれてゐた統監政治は、その偉大なる中軸の挫折すると共に、遂に崩壊するの已むなきに至つた。偉大なる人格が歴史に及ぼす力は、此の場合に於ても認め得らるゝのである。リチャード・クロムウェルは父の後を襲いで統監に推戴せられた。されど彼の材幹は、困難なる時局に處して、統監政治を維持し得るに足らなかつた。彼には父の如き清教的確信も、強固なる意志もなく、武將たり、また政治家たる機略もなく、爲めに忽にして軍隊の信望を失ひ、軍隊は彼の權を離れ、統監政治はその唯一の支柱を失ふに至つた。

大クロムウェルの歿後、一六五八年十月十四日軍隊の將校は請願の形式を以て、新統監に向つて、特に

彼等の總司令官を任命し、總司令官に將校の缺員があつた場合に之を補充する任命權を與へ、總べて將校は軍法會議の裁決に依る外、その地位を失ふなからんことを要求した。新統監は憲法に據つて彼等の請願に應ずることを拒んだが、彼等の請願は統監の權威を蔑視し、軍隊が統監の權下を離れて獨立の勢力たらんことを企つるものであつた。されば、統監の左右にあつて統監政治を維持せんと欲した者は、議會の力を借つて軍隊を制壓せんと欲し、また財政に於ても議會の協賛を求むる必要があつた爲めに、一六五九年議會を召集した。而して政府は議會に多數の與黨を得て目的を達せんが爲めに、極力選舉に干渉したにも拘はらず、共和黨を始め、クロムウエルの武斷政治に反對し、統監政治を慊らす思つてゐた者が多く選出せられ、しかもそれが侮るべからざる勢力であつた。彼等は統監政治の廢止を目的としたのである。その爲めには、曩に議會が王政を廢した時の如く、武力の援助を得ることが必要であつた。此に於て共和黨議員は、軍隊の將校が新統監の命に従ふことを欲せず、密かに反抗を企てたのに乘じて、之と謀を通じ、爲めに軍隊は益々勢力を加へ、四月十一日軍隊は統監に迫つて議會の解散を要求した。統監は軍隊の彼を援助する者の無かつた爲めに、遂に彼等の要求に屈從して二十二日議會を解散した。統監政治が軍隊の支持を失うたことは、事實に於てその廢滅を意味するものであつた。

議會の解散後、軍隊の幹部將校は共和黨の領袖と相謀つて、以前クロムウエルに依つて解散せられたランプ議會の議員を召集し、また國務會議を復舊して、彼等は自らその議員となつた。彼等は統監を全く無

視した爲めに、統監は自ら位を退く外なく、統監政治は茲に全く終を告げ、武斷的專制政治に代つて共和政治が起つた。されど、共和政治は形式に止まつて、事實は共和黨及び軍隊の幹部より成る寡頭政治であり、且つクロムウエルの武斷政治と等しく軍隊の威力に依つて支持せらるゝものであつた。

されど、民主主義に據つて共和政治を擁護せんと欲する者と、特殊の勢力として國政を左右せんと欲する軍隊とは、到底永く一致を保ち得べきものでなかつた。議會は將軍フリートウッドを軍總司令官に任じ、軍隊の要求するまゝに經費に協賛を與へたが、議會が將校の任命權を掌裡に收めんとするに及んで、忽ち軍隊と衝突するに至つた。クロムウエルの部將ラムバートは、戦功のあつたに拘はらず、クロムウエルに疏んぜられぬた爲めに、常に不平を懷いてゐたが、一六五九年彼は王黨に依つて企てられた騒亂を鎮壓した勢に乗じて、議會が彼と志を同じうする將校の職を奪うたことを憤り、兵を率ゐて議會に迫り、遂に之を解散した。かく軍隊は議會と衝突するや、その威力を揮つて議會を解散し、争に克つたとはいへ、軍隊の統制はクロムウエルの死と共に既に失はれて、部將間に勢力の争が始まつた。

議會が解散せられて後、ラムバートは一時政權を掌握した如き觀があつたが、蘇格蘭駐屯軍の司令官であつた將軍モンクが兵を率ゐて南下するに及んで、ランバートは彼に對抗すること能はずして屈服し、モンクは倫敦を占領して、軍隊は悉く彼の權下に服屬し、海軍も亦彼に應じた爲めに、政權はモンクに歸した。ジョージ・モンクはデヴォンシャーDevonshire在住貴族の出であつたが、夙く身を軍隊に投じ、内亂起るや、ク

ロムウエルの麾下に屬し、戦功を以て彼の信任を得、また和蘭戦争には海將として功があつた。今や、彼は兵政の大權を統べて、最も勢力ある地位を占むるに至つたが、彼は勢に乗じてクロムウエルの如き武斷的專制政治を復興せんと欲する意志はなかつた。彼はスチュワート家兩王の王權絶對主義に反抗した國民の輿論が、クロムウエルの武斷的統監政治にも反對してゐることを知つてゐた。而して共和政治も亦、古來王政の下に統治せられてゐた國民の感情と衝突するのみならず、前の共和政治は事實に於て寡頭政治であり、而も政績の擧らなかつた爲めに民心を失うた。一般國民の輿論は、曩にチャールス一世に捧呈した權利の請願が實現して、議會の權能が確認せられ、立憲王政の復興せんことを望んでゐた。モンクは彼の勢威を以て輿論の要求に應援を與へて居たとはいへ、直に彼の眞意を發表することなく、形勢を覗うて時機の到るを待つた。

嚮にラムバートに解散せられた議會(ルンブ議會)は、彼がモンクに抗すること能はずして捕へられて倫敦塔の獄に投ぜられた後、再び開會したが、彼等がモンクの權力を制限せんと企つるや、彼は彼等に迫つて、曩に追放せられた議員を召還して、以前の長期議會を復興せしめた。即ち内亂前の王政時代に復歸したものである。此に於て議會はモンクを英吉利、蘇格蘭及び愛蘭に於ける全軍總司令官及び國務會議の議長に任じ、また新に議會を召集すべきことを決議した後、自ら解散した。(一六六〇年三月十六日)

王政は事實に於て既に復興したのであるが、唯王と將來に於ける王政の性質とが未だ明かに決定せられ

ずらぬのみである。長き騒亂と政變との後に於て、國民は憲政の下に王政の復興を望んでゐた。而して新議會の召集せらるゝや、輿論は議會の上に顯はれて、王黨は多數を占め、王政復興は殆ど既定の事實となり、國王としては、當然相續權を有するチャールス二世を迎ふる外なく、唯王を迎ふるについての條件に關して議論があつたのみである。モンクは密使をブリュッセルにゐたチャールス二世の許に遣した。一六六〇年四月四日チャールス二世はブレダに於て宣言書を發して、議會が必要と認めたる者を除く外、一般政治犯を大赦し、信仰の自由を認め、共和政治時代に於ける土地所有權の變動を確認し、軍隊將士に滯つてゐた俸給を支拂ひ、將來議會の協賛に依頼すべきことを公約した。國民は王の宣言に對して大いに歡び、四月二十五日議會(王より召集せられたものにあらざる故に、parliamentと稱せずして、Conventionと稱せられた)は、チャールス二世の迎立と、王の治世はチャールス一世の死と共に始まることを決議した。即ち議會はチャールス二世が當然の相續權に據つて王位に即くことを承認したものであつて、主權の人民に存することを主張する共和主義は排斥せられたのである。而して議會は王に對して、王權を制限する具體的條件については何ら要求するところがなかつた。かくて一六六〇年五月二十九日チャールス二世は市民歡呼の間に倫敦に歸つて王位に即き、王政は茲に復興した。

四 王政復興と名譽革命(一六六〇—一六八八)

チャールス二世と議會 王政は復興し、チャールス二世は人民の歡呼の聲に迎へられて父祖の位に即い

た。人民が歡を以て王を迎へたのは、彼等がクロムウエルの餘りに嚴格なる清教主義と武斷政治とに對して嫌惡の念を生じたると、彼の歿後に於ける混亂の状態を見て、往昔の如き内亂の又もや勃發するに至らんことを虞れたると、彼等の國民思想と歴史的保守思想とに依つて、王政の回復せられて秩序の維持せられんことを望みたと、王の宣言に依つて、王と議會との間に協調成り、國家の統一と共に臣民の權利は保證せられて、國政の圓滿に發展せんことを期待したることの爲めである。王は何ら王權を制限せらるることなく、國に歸つて位に即き、議會は王の宣言に依つて議會の權利が尊重せらるべきことを信じ、文書に明記せらるることなく、暗黙の中に協調は成立したのである。而して協調を成立せしむるに與つても力があつた者は將軍モンクであつた。彼は功に依つて爵を授けられてアルベマール公と稱した。Duke of Albemarle

されば王政復興後に於ける問題は、王と議會との間に成立した協調が、國民の期待したるが如く、克く久しきに亘つて維持せらるるか否かといふことであつた。チャールス二世は衷心に於て父祖の王權絶対主義を承け紹いでゐた。當時佛國はルイ十四世の治下に在つたが、王の専制政治とその華美なる宮廷とは、チャールス二世の理想であつた。而して彼はカトリック教に歸依し、特に皇弟ジェームスはその熱心なる信者であつた。チャールス二世の宮廷は佛國風に倣うて浮華となり、風紀は紊れて、クロムウエルの嚴肅なる清教的生活と全く背馳するものであつた。されど、王は多年外國に放浪して多くの人に接し、種々の經驗を積んだ爲めに、巧に事に處する術を知り、議會と衝突することを避けて之と協調を保ち、その間に

王權の伸張を圖つた。王の復位後に開かれた議會には、英國教會に屬する王黨が多數を收めてゐた。王はブレダに於て大赦を約したるも、曩にチャールス一世の死刑を宣告した法廷の判官は除外せられて、而もその十名は死刑に處せられ、餘は倫敦塔に投獄せられたのみならず、既に死したるクロムウエル、アイヤトン及び當時法廷の審判長であつたブラッドショーBradshawの墓を發いて、その屍を刑に處した。即ち屍に鞭つたのである。

クロムウエルは蘇格蘭及び愛蘭をも英國と等しく彼の主權下に統一し、彼等の代議士を英國議會に參列せしめたのであるが、チャールス二世の位に復すると共に、蘇格蘭は以前の如く、王の下にその自治權を回復することとなつた。英國教會が國教たる地位は回復せられ、一六六二年の統一令に依つて官吏及び牧師は英國教會に屬すべきことを強要せられ、學校教師は彼等の教育を始むる前に、所屬管區の司教より許可を受くるを要することとなつた。その爲めに約二千人のプレスビテリアン教派に屬する牧師は職を失つた。而してブレダの宣言に依つて信仰の自由は承認せられたのであるが、英國議會は右に述ぶるが如く英國教會を復興し、且つ之を保護して蘇格蘭にも及ぼし、プレスビテリアン教徒、清教徒等、英國教會に屬せざるものに對する方針は、彼等の信仰を許容するといふに止まつた(寛宥令)。而して議會が英國教會以外Protestant Actの信仰を許容する方針であつたのに乗じて、王はカトリック教徒に對しても之を適用し、密かにその復興を圖つたことは、遂に議會と衝突するに至る一原因となつた。

王は議會の協賛を経て軍隊に俸給の滞つてゐたものを支給した後、二聯隊を残して餘は之を解散した。國民が軍隊の専横を惡み、且つ軍費の負擔を免れんと欲し、國內の平和を望んでゐたことの外に、軍隊を統帥してゐた將軍モンクが王政の復興を助けたことの爲めに、克く之を實行することを得たのである。而して議會は王に年額百二十萬磅の帝室費を決議し、王は傭兵の歩騎兵より成る衛戍聯隊を編成した。英國に黒死病が流行し、ついで倫敦に大火災が起り(一六六六)、市の約三分の二が焼失したことが、王の代にあつたことを附け加へて置く。

チャールス二世の初政に於て、^王と議會との間には協調が保たれた。蓋し既に述べた如く、英國教會に屬する王黨が議會に於て優勢を占め、共和政治及び統監政治に對する反動よりして、王政を確立することに力めたが爲めである。王を佐けて國政に當つた者はクラレンドン伯(エドワード・ハイド)であつたが、一六六七年罷められて後、王は樞密顧問官の中より特に信頼せる者五名を以て内閣を作つた。この後も英國の内閣は官制に依つて定められたものでなく、王を佐けて國政を議する評定所たる性質を有し、隨つて内閣員の數は一定してゐなかつた。チャールス二世に依つて作られた最初の内閣は、閣員五名の頭文字(クリッフォード、アシュレイ、バックingham、アリンントン及びラウダーゲール)を集めてカバルと稱せられた。而して内閣に於て決定せられた政策を實行せんが爲めに、議會の議員に利權を與へて買収する手段も用ひられた。選舉干渉、議員買収等はチュールドル朝の下にも行はれたのであるが、チャールス二

世の代には殆ど常套手段として行はれた。王權を伸張する器械となつてゐた星室廳に廢止せられたが、既に述べたる如く、王は兵力を有し、官吏及び法官の任免權を有し且つ、地方に於けるシェリフの選舉にまで勢力を及ぼした。

曩にジェームス一世及びチャールス一世の代に於ける政治及び宗教的主義の争は遂に内亂の争となり、爲めに王政は顛覆するに至つたが、チャールス二世の下に王政の復興したのは、主義の争が徹底的に解決せられた爲めではなくして、妥協による協調が成立したのが爲めである。主義の争は理論に於て尙ほ繼續してゐた。併し、國民はその争の爲めに國內の平和が再び破壊せらるゝことを欲しなかつた。英國教會は往昔の地位と勢力とを回復するに至つたが、尙ほプレスビテリアン教徒及び清教徒もその信仰に於て寛容せられたことは既に前に述べたが如くである。彼等は宗教的信條について以前の如く激烈に相争ふことを止めて、寧ろ力を實踐道德の向上に用ひた。清教徒の嚴肅なる道德は彼等教徒以外にも亦影響を及ぼした。英國人の堅實なる道德觀は、實際的である彼等の民族性と共に、彼等の宗教が實際生活の道德的向上に重きを置いた結果から生れたものであつて、彼等の大多數を統一せる英國教會は、彼等の生活の上に今も尙ほ偉大な勢力を有してゐる。

チャールス二世の復位後、國民が政治及び宗教的主義について激烈に相争ふことを止めて妥協的協調を求めたことは、國內の平和がその争の爲めに再び破壊せらるゝに至らんことを懼れた上に、彼等の注意と

努力とが主として彼等の經濟的發展の爲めに傾注せられたが爲めである。彼等の勢力を海外に伸張し、之に伴うて商工業の發展を圖ることは、即ち彼等の國民的勢力を強大ならしむる所以なることを覺つた。實際的効果を尊ぶ彼等の民族性は克く之に適合したのである。而して彼等の國民主義と固く結び付いた彼等の宗教はこの氣運を阻害することなきのみならず、益々之を助長した。封建時代の餘弊は漸く除き去られて、彼等の商工業は發展の自由を與へられた。外國との競争に對して國民の商工業を保護する重商主義の經濟政策と、殖民地に對して獨り母國の利害をのみ考量する殖民政策とは、他の歐洲諸國と同様に英國にも亦行はれた。而して商工業の發達を圖る爲めに、自然を人生に利用せんと欲する研究は大いに起り、種の發明及び工夫に關する書籍が多く世に現はれた。チャールス二世は自然科學研究の必要を理會して之を奨励した。王立學士院は王の代に創建せられた。ウィンズル宮城内には化學實驗所が設けられた。

議會は王政を助けてゐたけれども、王の餘りに王權を伸張せんと企て、特にカトリック教を保護せんと欲したのに對しては、之を阻止することを忘れなかつた。外交政策に於ても、議會と王とは目的に於て全く背馳して居た。議會は、信仰の自由の名の下に國教以外の宗派が寛容せられたのに乘じて、王がカトリック教を保護せんとしてゐることを覺るや、一六七三年審査法を議決して、文武官吏は總べて英國教會に屬することを要することとした。その爲めにカトリック教信者であつた王弟ヨーク公ジェームスは海軍提督の任を退くに至つた。一六八〇年カトリック教徒の陰謀が発見せらるゝや、將來カトリック教徒が議會の議

員たることを禁ずる法律が發布せられた。議會は王のカトリック教保護の方針に對抗して、豫め之を防止する方法を講じたのである。英國教會は新教ノンコンフォーマニストの非國教徒とカトリック教徒とに對抗せんが爲めに、議會の力に倚賴し、議會は英國教會を保護したのであるが、政教兩權の結託は英國人の保守的的民族性と相待つて、彼等の國民思想を益々強固ならしめた。而して議會は王が司法行政權を濫用する場合に備へんが爲めに、一六七九年ハベヤス・コープス・アクトを議決し、之に依つて不法に逮捕せられた者は、法廷に於て正式の裁判を受けんことを要求し得る權利を與へられた。

王權に對抗して議會の權威は漸く加はつた。議會がその權利と主張する立法權及び賦稅協贊權は、王政復興後事實に於て確立し且つ伸張した。賦稅協贊權が實際に行はるゝ爲めに必要なる豫算査定權に依つて、議會は政府の歳出入を監督し得ることとなり、政府當局者の失政に對する彈劾權も議會の權利として確立し、議員は議會に於ける言論に對しては完全なる自由を保有することとなつた。而して議會の權威は伸張したが、王の施政が國家の爲めといふよりも、寧ろ王の個人的慾望またはスチュワート王家の利害に發したるが如く、王政に對抗する議會に於ても、一般國民の利害よりも、その上に優勢を占めた社會階級の利害が主としてその議決を左右した。而して議會に優勢を占めた者は、地主貴族と、商工業の發展に伴うて起つた資本家とであつた。この後議會の權威は益々加はつて憲政は發達したが、政權は國民の比較的少數者たる地主及び富家の掌裡に屬し、事實に於て寡頭政治であつた。

議會に於てホイッグ及びトーリーの二大政黨を生じたのも亦此の時代である。彼等が對立するに至つた動機は王の後嗣問題であつた。チャールス二世には皇子がなかつた。故に當然の相續權より論ずれば、王弟ヨーク公ジェームスが王位を嗣ぐべきであつた。然るにジェームスがカトリック教徒であつたことの爲めに、彼が王位を相續することに對して反對する者を生じた。彼等は議會に於て王の後嗣を決定せんことを主張した。之を主張した者はホイッグ黨と稱せられた。若し彼等の主張が行はれたならば、英國は名は王政たるも、主權は議會に存して議會政治となるのである。彼等に反對した者はトーリー黨であつて、彼等は血統に由る王位相續權の神聖なることを論じて、王政を擁護せんと欲する者であつた。ホイッグ及びトーリーの名は互に敵黨を侮蔑して稱した名より起つたのであつて、ホイッグは革命時代に王政に反抗し、且つ大司教を虐殺した蘇格蘭農民の一團の名であり、トーリーは愛蘭に横行したカトリック教徒の強盜團の名であつた。彼等の對立は王位の後嗣問題に發したとはいへ、彼等の政治思想は以前の王權絶對主義と憲政主義とに淵源し、内亂時代に於ける騎士黨及び圓顛黨の系統を引くものであつた。彼等の政争は一六七九年後嗣問題の起つた時に始まり、翌年の總選舉に激甚となつたが、選舉の結果はトーリー黨の勝利に歸した。蓋し國民の意向が王政に傾いてゐた上に、若し王位相續權の神聖が無視せられて、主權が議會に歸するに至つたならば、又もや共和政治と内亂と、之に續いて統監政治の如き武斷政治が起るに至らんとを虞れたからでもある。且つトーリー黨が選舉戦に要する資金を佛國より得て豊富であつたことも、彼等の勝利に與つて力があつたのである。

チャールス二世と外交　チャールス二世の外交政策が議會と目的を異にしたことは前に述べた。王の代に至つても、英國は和蘭とは海上及び殖民地に於て互に勢力を争ひ、西班牙との間には交戦状態が繼續してゐた。一六六二年王は葡萄牙王ジョン四世の女カタリナと結婚した。當時葡萄牙は西班牙に對抗してゐた爲めに、英國王家との間に姻戚の親が結ばるゝことは、有力なる援護を得たこととなるのであつた。而して葡萄牙王はその女の嫁資の名を以て印度に於ける所領ポムベイを英國に讓つた。一六六四年亞米利加に於ける和蘭領ニューアムステルダムは占領せられて、名をニューヨークと更めた。ついで和蘭との間に海上に於ける戦争は始まり、その役に和蘭の海將ド・ルイテルはテームス河口に侵入したが、一六六七年ブレダ條約に依つて和蘭との間に和議は締結せられた。

西班牙及び和蘭との戦争はクロムウェル時代よりの繼續であつて、海外に向つて發展せんと欲する國民の利害に一致するものであつたが、西班牙の勢力は既に衰へ、和蘭も海上及び殖民地に於て漸く英國の爲めに壓迫せられた。然るに此の時に方つて、大陸に於ける佛國の勢威は大いに興り、海外に向つても漸く發展せんとし、英國にとつて新に脅威となつた。而して佛國に對する方針に於て、王と議會とは意見を異にし、王の政策は國民の宗教的感情とも、亦政治及び經濟的利害とも背馳してゐた。曩に共和政治時代にチャールス二世は大陸に遁れてゐたが、その間に、既に述べたる如く、王はカトリック教に歸依すると

もに、佛國の君主專制政治は、王が父祖より承け紹いだ政治主義とも一致し、且つ佛國の華美なる宮廷生活は王の憧憬であつた。かくて王は國に歸つて位に復した後、カトリック教を保護すると共に、佛國の援護に依つて王位を強固ならしめんと欲し、一六六二年曩にクロムウェルに依つて獲得せられたダンキルクを佛國に賣渡した。王は之に依つて、佛國風の華美なる宮廷を維持する爲めの經費を満たさんと欲したのである。而して佛國王ルイ十四世は英國王を自家藥籠中のものとなして、之を利用せんと欲し、一六七〇年兩王の間にドーヴァー密約が結ばれた。之に依つて英國王はカトリック教を英國に復興せしめ、且つ佛國を援けて和蘭と戦ふべきことを約し、佛國王は英國王に年々巨額の資金を給し、且つ英國内に於てカトリック教と專制政治を復興せしめんとする計畫に對して援護を與ふべきことを約した。チャールス二世は私利を謀つて佛國王の爲めに買収せられ、國民を賣つたものであると評せらるゝも免るゝところはないのである。ドーヴァー條約は極めて祕密にせられた。王が信仰の寛容に名を假り、一六七二年寛容の宣言を發してカトリック教を復興せしめんと企てたのは、右の祕密條約を履行せんとしたものである。然るに議會は之に對抗して審査法を議決して、之を發布したことは既に述べた。而して佛國王が和蘭を攻むるや、英國王は海軍を以て佛國を援けて和蘭と開戦した。されど國民は既に王を疑ひ、また佛國王の野心を慮れてゐた。一六六七年佛國王が西班牙領ネーデルランドに向つて侵略戦を始むるや、和蘭の執政ジャン・デ・ウィットはブリッセル駐劄英國大使サー・ウィリアム・テムブルと謀り、佛國に對抗して英國、和蘭及び

ウィットはブリッセル駐劄英國大使

サー・ウィリアム・テムブルと謀り、佛國に對抗して英國、和蘭及び

John de Witt

瑞典の間に三國同盟を結び、遂に佛國王をして一六六八年西班牙とアーヘン平和條約を結ぶの已むなきに至らしめた。國民はサー・テムブルに依つて締結せられた三國同盟に對して歓迎の意を表した。ドーヴァー密約が結ばれ、英國海軍が一六七二年に始まつた佛國王の和蘭侵略戦に加擔したのはその後である。然るに議會は王に迫つて、一六七四年和蘭とウェストミンスター平和條約を締結するに至らしめ、ついで一六七七年王弟ジェームスの女マリヤは和蘭のオレンジ公ウィリアムと結婚した。その後カトリック教徒の陰謀が露はれて鎮壓せられた後、議會はカトリック教徒の議員たることを禁じ、ついでハベヤス・コープス・アクトを發布して、王の專横に豫め備へたことは既に述べた。

Habeas Corpus Act

かく王と議會とは内外の政策に於て背馳してゐたとはいへ、議會は王政そのものに反抗してゐたのではなかつた。然るに一六八五年チャールス二世歿してジェームス二世位を嗣ぐや、王は間もなく全く民心を失うて、位を棄てて國を遁るゝの已むなきに至つた。

ジェームス二世（一六八五—一六八八）と議會 ジェームス二世が位に即いた時は齡既に五十三歳であつた。彼はスチュワート家傳統の王權絶對主義を固守してゐたとはいへ、直に之を以て議會と衝突することを避け、國法に従ひ、國教を擁護すべきことを宣言したので、トーリー黨の多數を占むる議會は好意を以て王を迎へた。チャールス二世の庶子モンマス公が王位を覬覦して亂を起すや、議會は王を助けて之を討伐し、モンマス公を始め反徒を捕へて刑に處したが、死刑に處せられた者三百人に及び、八百人は奴隸

として西印度殖民地に護送せられて苦役に服した。而して議會は王の常備軍を擴張する爲めに要する經費に協賛を與へた。

然るに王が遂に議會の反對を受け、全く民心を失ふに至つたのは、王がカトリック教を復興せしめんとしたことと外交關係とである。王の政策の中軸となつてゐたものはカトリック教の復興であつて、ゴズベイ 耶蘇會士ペトル並にカトリック教徒の貴族ドーヴァー卿及びチルコンネル卿等は王の専制政治とカトリック教政策を助けた。一六六七年王は、議會に諮ることなく、王權によつて信仰寛容の宣言を發し、信仰の自由の名を假つて、カトリック教徒等總べて國教に反對する者に課した制限を除き、嚮に議會の議決を経て發布せられたる審査法を無効として、彼等を文武官職に登用してカトリック教を復興せしめんと圖つた。而して法律の既に之を禁止してゐたに拘はらず、羅馬法皇の代官を迎へて倫敦に駐在せしめ、また地方官吏にカトリック教徒を任命し、彼等の力に依つて議會の議員選舉に干渉せしめ、また密かにカトリック教徒たる愛蘭人を以て兵力を作らんとさへ企てた。

ジェームス二世のカトリック政策は正しく英國教會を敵視するものであつた。英國教會は議會と結託して國民主義と憲政主義とを代表すると共に、また王政の擁護者であつたが、今や王は彼等の後援を失ひ、民心は全く離叛するに至つたのである。特に王政を擁護することに力を用ひてゐたトリーパー黨も、王の政策に反對することについてはホイッグ黨と歩調を共にした。而して王が英國教會の僧侶に命じて信仰寛容の宣言を民衆に説示することを命ずるや、司教は命を奉ぜず、之を撤回せんことを請願した。此に於て王は抗命の司教七名を捕へたるも、民衆は却て彼等に對して尊敬の意を表し、王命に反抗の氣勢を示した爲めに、王も彼等を放免するの已むなきに至り、王命は遂に行はれなかつた。

王の外交政策も亦民心に應じなかつた。王の女マリヤはオレンジ公ウィリアムに嫁し、ウィリアムは佛國王ルイ十四世の侵略に對抗せんが爲めに、和蘭、獨逸皇帝、ブランデンブルグの外に、西班牙をも加へて對佛聯盟を作つたが、ウィリアム及び聯盟諸國は皆英國の之に加盟するに至るべきことを期待してゐた。然るにジェームス二世は、前王チャールス二世が佛國王ルイ十四世と締約した密約に於て、佛國王が約束したる賂を受けたのみならず、佛國王を威嚇してその金額を増額せしめたにも拘はらず、直に佛國と政治的同盟を締結することを拒むと共に、一面に於ては、女婿ウィリアムを中心とする歐洲聯盟にも加盟することなく、對抗せる兩勢力の間に中立の地位を保つて、其の間に漁父の利を占めんと圖つた。即ち彼は佛國王より得たる資金を以て海陸軍を擴張し、英國の爲めに他強國に依つて左右せられざる中立の地位を確保すると共に、その勢を以て國內に於て王權を伸張し、カトリック教復興の素志を遂げんと圖つたのである。彼は之を以て巧妙なる外交政策であるかの如く自負した。されど、彼の中立政策は結局双方の信頼を失うたのみならず、國民の意向は佛國王の野心を懼れて、佛國に對抗する聯盟を援助せんことを望んだ。聯盟諸國は之に乗じて英國をば彼等の聯盟に加盟せしめんと欲し、ジェームス二世に向つては到底之を期

待すること能はざるが故に、オレンジ公ウィリヤムに委囑するに、彼等の爲めに英國の政策を一變せしむる策を講ぜんことを以てした。即ち彼等はウィリヤムがジェームス二世に代つて英國王位に即かんことを望んだのである。ウィリヤムも亦英國の有力者に向つて、密かに、若し彼等が之を求むるならば、之に應じて英國に渡來すべきことの意を通じた。

名譽革命(一六八八) 英國に於ては、民心既に王を離れ、特に七名の司教が逮捕せられた際に、ジェームス二世に皇子の生れた爲めに、國民はスチュワート家が永く王位を占むるに至らんことを虞れた。さればとて、議會もまた一般國民も、内亂の再び起ることを懼れてゐたのみならず、クロムウエルの如き英雄の彼等を率ゐて事を起す者もなかつた。彼等はジェームス二世及びスチュワート家が王位を退かんことを望んでゐながらも、その爲めに要する適當な手段を見出すことに苦しんでゐたのである。彼等は密かにオレンジ公ウィリヤムに囑目してゐた時に於て、ウィリヤムの意向が議會の有力者に傳へらるゝや、是等有力者は直に之に應じ、一六八八年六月三十日提督ハーバートは服を變じて水夫の如く装ひ、密かに和蘭に赴いてウィリヤムに會し、英國に來らんことを勧めた。九月三十日ウィリヤムは英國民に向つて、彼等の宗教及び臣民權を確保せんが爲めに英國に來るべきことを宣言し、十月兵を率ゐて英國に渡航せんとしたが、中途にして暴風に妨げられて一旦引還へし、十一月一日再び行を發し、五日妃マリヤと共にトルベイに上陸した。若しジェームス二世が夙くルイ十四世と同盟を結び、また佛國王がフルツ戰役を始めて兵

をライン河方面に遣つてゐなかつたならば、ウィリヤムが英國に渡航することは、佛國海陸軍の爲めに妨げられて、殆ど不可能であつたらう。英國海峽艦隊はダートマス伯の指揮の下に、ウィリヤム艦隊に對して何ら之を阻止しようとしなかつた。陸兵も亦王の命に應じて戰ふ意志がなかつた。十二月ジェームス二世は倉皇位を棄てて佛國に遁れ、ルイ十四世に頼つたが、誰人も王を抑止する者がなかつた。而して國王に依つて召集せられた正式の議會がなかつた爲めに、假議會が選舉せられて、一六八九年正月開會し、ジェームス二世が出發して王位を放棄したことを宣言し、ウィリヤム及びマリヤを王位に推戴すると共に、英國臣民の權利と主張するものを列擧したる權利の宣言を上り、ウィリヤムが王冠を受けて右の宣言を承認した後、假議會は新王の下に議會と變じて、權利の宣言はその決議に依つて權利法として發布せられた。ジェームス二世の出奔、並にウィリヤム及びメリーの迎立は、その血を流すことなくて行はれた故を以て、英國史に名譽革命と稱せられて居る。

一六八九年二月十三日ウィリヤム三世に依つて承認せられた權利の宣言は、大憲章と共に英國憲政の基礎をなすものである。スチュワート朝と共に始まつた王權絶對主義と憲政主義との政治主義の争は、一面に於て國王と議會との間に於ける權力の争であつたが、議會と憲政主義とが遂に勝利を占めたのである。權利法は彼等の勝利の記念碑とも稱すべきものである。而してジョン・ロックの政治學説は之に理論的説明を與へたものである。議會と憲政主義とが遂に勝利を占めたのは、スチュワート家諸王が王權神授主義

の獨斷的思想に囚はれて、既に歴史に於て事實と認められてゐた臣民の參政權を無視したのみならず、彼等の政策が國民の爲めといふよりも寧ろ王家の利害を圖つたものであつたのに反して、議會の憲政主義が國民の感情と利害とに適應して、彼等の後援を得たが爲めである。權利法に依つて、この後、王は議會の協賛を経ずしては、何ら法令を制定し又は撤廢すること能はず、また臣民より賦税を徵收し能はざることとなつた。而して王政の名は存續して、國政は王と議會との協力に依つて行はるゝこととなつたのであるが、政治の實權は議會に歸したのである。されど議會に於て勢力を占めてゐた者は、地主、貴族及び少數の富豪であつた爲め、新に興つた立憲君主政治は事實に於て寡頭貴族政治であつたのである。

第十一章 西班牙の衰運と和蘭及び英吉利の海上發展

西班牙の衰運 十六世紀の後半に於て、西班牙は王フィリップ二世の下に世界の海上權を把握し、特に一五八〇年王が葡萄牙王位を兼攝してその領土をも併有するに及んで、王の領土は東西兩洋に亘り、國力は富強を極めた。然るに一五八八年王が英國征服の目的を以て派遣した所謂無敵艦隊が英國艦隊の邀撃を被り、ついでその近海に於て暴風雨の爲めに覆滅するに及んで、茲に西班牙人の遂に回復し得られなかつた衰運は始まり、彼等は久しからずして、海上に於て和蘭人及び英吉利の攻撃に對抗すること能はざると至つた。

西班牙人が永く彼等の世界的勢力を維持し得なかつた原因は、内政に國力の發展を妨ぐる大なる缺陷があり、外政に於て國力の堪へ得ざるほど餘りに多くの敵國を作つたが爲めである。而して西班牙人がムア一人に克つた後も、ムア一人との戦争の間に發達した十字軍的精神は尙ほ彼等の爲政者を支配し、彼等は熱狂的宗教心を以て武功を尙ぶも、産業を興して國力の涵養を圖ることに意を用ひず、加ふるに政權と結託した教權が國民の精神的活動の自由を拘束したこと、西班牙王が舊教的世界統治の理想に囚はれて、國民の實際的利害を考量しなかつたことは、内外の政策を誤つて衰運を招くに至つた原因である。

西班牙は海上發見に依つて、俄に廣大なる海外領土を有することとなつた。しかも海上發見をした者は伊太利人であつた。フィリップ二世の代に、西班牙はネーデルランド並に伊太利に於ける所領の外に海外領土を有し、加ふるに、葡萄牙王家が斷絶した爲めに、相續權に依つて葡萄牙領を併有するに至つた。西班牙人の廣大なる領土は殆ど偶然に獲得せられたものである。彼等は俄に富強となり、少くとも富強となつた如く感じた。彼等は海外領土を、彼等の採つて盡きざる寶庫の如くに考へ、その爲めに國內の産業開發の爲めに精勵努力することを忘れた。而して彼等の國王チャールス一世が神聖羅馬皇帝(チャールス五世)の位に即いた後、西班牙の國力は帝の世界統治政策の爲めに利用せられた。帝は西班牙語を解せず、西班牙の爲めよりも、寧ろハップスブルグ家の利害を多く考慮した。フィリップ二世が位に即くに及んで、彼は西班牙の勢威を伸張することに力めたといへ、彼の政策は、既に述べた如く、舊教的世界統治の理

想に發するものであつた。フェルデナンド及びイサベラが西班牙の統一を目的とした國民政策は全く放棄せられた。西班牙が俄に廣大なる海外領土を得て自ら富強を信じたことと、チャールス五世に始まりフィリップ二世に至つて益々高調せられた世界統治主義とは、遂に西班牙國民に災したのである。

チャールス五世及びフィリップ二世の世界統治政策は、強大なる海陸軍の外に、彼等の政策を行ふに方つて必要と認められた外國への補助金等の爲めに、巨額の經費を要したのみならず、豪華なる宮廷は益々經費を膨脹せしめた。隨つて國民の負擔する租税は重きを加へた。その外に、政府は、關稅、海外領土よりの收入等に依つて收入を増すことを圖るのみならず、高利率の公債をも募集した。チャールス五世の代に財政は殆ど行詰まつた。帝が位を退くに至つたことも、財政の困難に堪へられなかつたことが、與つて力があつたのである。フィリップ二世の代に至つても亦彼の舊教的世界統治政策と豪華なる宮廷との爲めに財政は益々困難となり、之に應ぜんが爲めに租税を重くしたことはいふに及ばず、羊毛その他の商品に輸出税を課し、鹽を專賣とし、殖民地から歸つて來た商人に献金を命じ、遂には官職をも賣つた。一五七五年には強制的に公債の利率を削減した。和蘭の獨立戰爭は益々財政を困難ならしめ、英國征服の目的を以て無敵艦隊を發遣した際に、財政は既に窮迫の極に達してゐた。而して無敵艦隊が覆滅して遠征の失敗に終つた後、戰時税として油及び肉類税は課せられたが、一五九六年財政は遂に破綻し、西班牙皇室に對する信用は全く失はるゝに至つた。

フィリップ三世の代、Philip IIIレルマ公の施政の下に外國との戰爭が暫く止んで、平和の續いてゐた時に於てすらも、宮廷の豪華なことは依然として舊に變らず、爲めに財政は窮迫したので、一六〇三年には貨幣の質を粗惡にして一時を糊塗した。また殖民地よりの收入が加はつてゐながらも、一六一九年の頃には、國家の定まつた收入は悉く抵當となつてゐた。而してかくまでに財政の窮迫せるに拘はらず、三十年戰役にさへ關係し、執政オリヴァレスOlivares伯が財政の整理に幾ばくか功があつたとはいへ、彼が再び西班牙の爲めに往昔の世界的勢力を回復せんとした外交政策は忽ち失敗に終り、國力は疲弊の極に達して、衰運は遂に挽回し得られなかつた。

チャールス五世及びフィリップ二世の世界政策は財政を困難ならしめ、國力を疲弊せしめた。若し西班牙王及び政府の當局者が抽象的理想に囚はれず、國民の實際的利害を考量して、國民の活動力を産業の開發に傾注せしめたならば、斯くの如き衰運は免れ得たであらう。西班牙王の世界政策は、海に陸に殆ど絶えざる戰爭の爲めに國力を費した。佛國及び之に同盟せる土耳其、獨逸に於ける新教諸侯、和蘭及び英國は相次いで西班牙の敵國となつた。西班牙の財政は益々困難となり、國民は重き租税の負擔に苦しんだ。特に最も之に苦しんだのは、その廣大なる領土の中堅である西班牙人であり、就中カスチリヤ人であつた。シチリヤ、ミラノ及びチャールス五世時代に於けるフランドル地方等、中央政府の直轄を離れた地方は負擔が比較的輕かつた。西班牙王の舊教的世界政策が徒に國力を費して、國民の負擔を重くしたに止まり、

産業の開發に何ら施設するところがなかつたことは、國運の衰頹を來たすに至つた主なる原因である。勤勉なるモリスコは追放せられて、彼等の手に成つた田園は荒廢に歸し、今日に至るまでも遂に回復せられずにある。宗教檢斷に依る舊教主義は、國民に精神的活動の自由を奪うた。回教徒に對する十字軍的戰爭の間に養はれた國民の好尚は、産業を賤しめ、文武官吏たらんことを望んだ。貴族と平民との間に階級的差別は強く、産業の不振と共に國家の中堅たる市民階級は興らず、宗教の勢力が昌なると共に國民の寺院に投ずる者は加はつた。斯くの如きは、いづれも西班牙の國力を益、衰頹せしめたものである。而して和蘭人の獨立するに及んで、西班牙は殷富なる領土を失うたのみならず、彼等及び彼等を援助して西班牙と戦うた英國人の爲めに海外領土を攻略せらるゝに至つた。

和蘭人の海外發展 和蘭人は西班牙に對抗して獨立戰爭を繼續すると共に、海上に於て英國人と共に西班牙人の商船を捕拿し、その海外領土を攻略した。而して彼等の商船は、單に彼等の國內に産出したる製品を輸出するのみならず、各地方の物貨を輸送して、その間に貿易の巨利を博し、十七世紀の半頃に於て、彼等は世界の市場に於て第一位を占むるに至つた。一六〇九年に創立せられたアムステルダム銀行は歐洲に於ける金融の中心となり、外國公債に應じ、財界に於て偉大の勢力を有してゐた。

かく和蘭人の商權は各方面に伸張した。ハンザ同盟の勢力既に衰へたるに乗じて、彼等は東海に進みて、殖民地の物貨を輸入すると共に、材木または穀類を得、英國人が瑞典と結び、また露西亞と通交して此の方面に商權を伸張せんとするや、和蘭人は彼等に對抗して丁抹と同盟し、ズンド海峡を閉鎖して東海の貿易を獨占せんと企てた。彼等は北海の海上權を制して、ライン河口を扼し、ライン河に由る貿易は彼等の掌裡に歸し、北歐と地中海地方との貿易も亦彼等の商船に依つて行はれた。彼等が東海及び北海に於て優勢を占むることを得たのは、ハンザ同盟の勢力既に衰へたのに加へて、獨逸は宗教戰爭の爲めに疲弊し、特に和蘭人にとつて海上に於ける強敵となつた英國人が、内亂の爲めに、外に向つて力を伸ばし得なかつたこと等が與つて力あつた。

和蘭人の發展は北海及び東海の近距離に止まらず、遠く大西洋を越えて亞米利加に殖民地を開き、特に印度洋及び南洋方面に進航して貿易の利を收むると共に、廣大なる領土を獲得した。ニュー・ヨークは、既に述べた如く、曾ては和蘭殖民地にして、ニュー・アムステルダムと稱せられてゐた。されど和蘭の海外領土は主として印度洋及び南洋に在つて、曾て葡萄牙領たりしものを攻略し、又は彼等の發見したものである。彼等が葡萄牙領を攻略したのは、彼等が西班牙に向つて交戦中に、葡萄牙領が西班牙に併合せられてゐたが爲めである。而して西班牙の國力漸く衰へ、特に無敵艦隊が英國の近海に覆滅した後、西班牙は海上に於て和蘭人及び英國人の侵略に對抗し得る威力を失うた。且つ葡萄牙人は曩に海路發見に依つて俄に廣大なる海外領土を獲得するに至つたとはいへ、元來小國であつた爲めに、外敵に對抗して之を防禦し得るだけの國力を有してゐなかつた。彼等は印度洋に於てサラセン人の優勢を破ることを得たとはいへ、

彼等が制海權を占めんと欲する海洋も、彼等が彼等の領土を主張する地方も、彼等の國力に比して餘りに廣大であつた。彼等は重大なる地點を擇んで之に據つた。茲に彼等の商館は建設せられた。されど是等の地點を防禦することすら彼等の小さき國力を以てしては決して容易でなかつた。彼等は印度に於て政治的勢力となり得なかつた。印度人の國家は彼等に對峙し、葡萄牙人は彼等を征服すること能はず、また彼等を制御する術をも知らなかつた。而して葡萄牙が西班牙に併合せられたことは、和蘭人及び英國人に彼等の領土を攻略する名義を與へ、西班牙の國力は之を防禦するに足らなかつた。要するに葡萄牙は俄に廣大なる海外領土を得たるも、彼等の國力は小さく、爲めにその上に主權を揮うて之を統治すること能はず、隨つて外敵の爲めに侵略せらるゝに至つたのである。南支那の澳門、印度西海岸のゴアの外、亞弗利加に於ても葡萄牙は尙ほ領土を有し、南亞米利加のブラジルが十九世紀の初まで葡萄牙領として存続したのは、十七世紀及び十八世紀に、英國が前に和蘭、後に佛國と、海上及び殖民地に於て戰つた時に、葡萄牙は英國に頼つてその保護を受けてゐたが爲めである。

和蘭人が印度方面に發展せんとするや、一六〇二年和蘭東印度會社が創立せられ、株式會社なるも、國家は之を保護して、喜望峰より東、マゼラン海峡に至る間に於ける貿易の獨占權の外、條約を締結し、軍隊を有し、城塞を築造する特權を與へた。その目的は葡萄牙領を侵略して海外領土を作り、英國との競争に對抗して海上及び殖民地に於て優位を占めんと欲するにあつた。かくて東印度會社は先づモルッカ諸島

を占領してアムボイナを根據地とし、是等諸島より香料を得て巨利を占めた。一六一〇年ジャヴァ島のジ

Amboyna

Java

ヤカタラに城塞が築造せられ、ピエテル・ポトなる者が總督に任ぜられた。當時ジャヴァ島の西部はバン

Batavia

Peter Bont

タム公の所領であつたが、英國人は公を動かして和蘭人に敵對せしめ、一六一八年此の地方の總督に任ぜられたヤン・ケーンは英國艦隊の爲めに壓迫せられてアムボイナ島に退却した。されど彼は間もなく艦隊

Jan Oort

を率ゐて再び歸り來り、ジャカタラを占領して全く之を破壊し、一六一九年その跡に新にバタヴィヤを建て、茲に總督府を置き、バンダ諸島は相次いで和蘭人に依つて占領せられた。而して英、蘭兩東印度會社

の間に、ジャヴァ島及びモルッカ諸島の胡椒、香料等、商品の分配に關する契約が結ばれたが、彼等の間に於ける反感は熄まず、一六二三年アムボイナ島に在留せる英國人は、土民と共謀して、和蘭人に反抗を企てたとの名を以て捕へられて刑に處せられた。英國が和蘭に向つて直に報復の舉に出でなかつたのは、

國內に於ける政争の爲めに外を顧みる餘裕がなかつた爲めである。ジェームス一世は、最も利害關係の多き三十年戦役に對してすら、何ら積極的行動に出でなかつた程である。和蘭人は益々、彼等の勢力を南洋諸

島に伸張した。ケーンの後を襲つて總督となつたアントン・ファン・デーメンの下に錫蘭島及びマラッカ

Anton von Diemen

は和蘭人の權下に屬し、彼の命を受けた航海者アベル・タスマンは南に航してタスマニヤ(ファンデーメ

Tasmania

ンスランド)、ニュー・ジールランド、トンガ及びウィチ諸島を發見した。印度に於ける最古の葡萄牙殖民地

New Zealand

Tonga

Yiti

コチン(マラバル海岸)亦和蘭人に依つて占領せられた。彼等は一時臺灣をも占領し、また支那に通商し、

Kochin

Matsuyama

我が國の鎖港時代に於て貿易を許された唯一の歐洲人であつた。而して彼等は印度に至る航路を安全にする爲めにマウリチウス島及びセント・ヘレナ島を占領したが、一六五一年セント・ヘレナ島が英國に割讓せられた後、彼等は亞弗利加の南端今のケープ・タウンの地に城砦を築き、此の地方を彼等の領土とした。

亞米利加方面に對しては、西印度會社が創立せられて、西印度諸島並に南北亞米利加に於て蘭領殖民地を建設せられた。彼等はブラジルに於ても根據地を獲得した。されど英國との戦争が始まつて、彼等の主力が本國の近海に集中せられた間に、ブラジルに於ける彼等の殖民地は葡萄牙人に奪還せられた。而して既に述べた如く、ニュー・アムステルダム（ニュー・ヨーク）を中心とする新和蘭も、亦英國人の爲めに占領せられた。亞米利加方面に於ける和蘭殖民地は遂に發展するに至らなかつた。彼等の殖民地として存続したものは、西印度諸島のキュラサウ、トバゴ、及び聖ユースタチウス及び南米グヤナのスリナム等であつて、西印度會社は一六七四年に至つて解散した。

和蘭人が東西兩洋に向つて殖民地を獲得し、商權を伸張し得たのは、嘗に西班牙の國力既に衰へて彼等の發展を阻止し得なかつたのみならず、英國人が西班牙に對抗する上に於て彼等と協力し、その後、國內に於ける政争と引續いて起つた内亂との爲めに、彼等に對して競争し得る餘裕のなかつたことが與つて力多かつたのである。而して初め和蘭海軍は強大を以て稱せられ、且つ有爲なる提督の之を率ゐるものがあつたに拘はらず、クロムウェル時代に再び興つた英國海軍の爲めに壓迫せられ、海外に於ける發展も阻止

せられて、遂に海上帝國たり得なかつたことには種々の原因がある。和蘭人の主たる目的は商業的利益にあつて、政治的勢力の發展ではなかつた。國內に於けるオレンジ黨と共和黨との政争は國家の固き統一を妨げた。また和蘭は、その位置よりして専ら力を海上に傾注し得なかつたのみならず、強國佛蘭西に近く、佛國の野心に對抗する爲めには、海上に於ける彼等の競争者たる英國に倚らねばならなかつた。特に和蘭も葡萄牙と等しく、外敵に對抗して廣大なる海外領土を防護し、海上帝國たる勢威を保有する爲めには、餘りに國が小さく、人口が少なかつた。されど英國が主として力を北亞米利加及び印度の經營に注ぎ、是等の方面に於て佛國と必死の競争をなすに至つたことは、和蘭が英國の庇護を受けて後印度諸島に於けるその殖民地を保持し得た所以である。

英國人の海外發展 英國人の海外發展は、彼等が西班牙の無敵艦隊を撃退した時に始まる。彼等は強敵に勝つて益々、自覺し、國民の意氣は昂り、戦前に於ける守勢は忽ち攻勢に轉じた。フランシス・ドレーク、

トーマス・カヴェンディッシュ

ジョン・ホーキンス

等勇敢なる海將は艦隊を率ゐて海洋を横行し、西班牙

商船を拿捕してその物貨を奪ひ、またその殖民地を劫掠した。戦前に於ても、既に、英國航海者は西班牙

人及び葡萄牙人の發見したもの以外に、自ら航路を發見して支那に到らんことを企てた。所謂北東航路と

北西航路とであつた。北東航路は那威及び露西亞の北を経て支那に到らんと欲するものであつて、一五五

三年リチャード・チャンセラーはドヴィナ河口に達し、その後一五八四年アルハンゲルスクは建設せられ

Richard Chancellor

Dovina

Arhangelsk

た。而して英國と露西亞との間に貿易が開かれた。北西航路を發見せんと欲して、Martin Frobisher マルチン・フロビッシュ、John Davis ジョーン・デーヴィスは相次いでホドソン灣に進航した。英國人がその沿岸を領有するに至つたのは之が爲めである。而して一五八四年Walter Raleigh ウォルター・レーリーは北米に殖民地を作り、之にヴァージニアの名を與へた。

かくエリサベス女王の代に英國人の海外發展は始まり、一六〇〇年東印度會社が創立せられて、これに東洋貿易の獨占權が與へられた。されど彼等が西班牙人に代つて海上に雄飛し、東西兩洋に於て確實に殖民地を獲得し、商權を伸張するに至つたのは、スチュワート朝の代である。スチュワート朝の代に於ける政争と内亂とは、外敵に對して強硬なる政策を取ること能はざらしめたとはいへ、國民の海外發展はその爲めに妨げられなかつたのみならず、ジェームス一世及びチャールス一世は、王室の收入の増加を圖る爲めに殖民地會社に特權を與へ、また東印度會社等に依つて貿易の利を分つた。而して和蘭人は初め英國人と協力して西班牙人と戦ひ、その殖民地を攻略し、その後彼等の勢力加はると共に英國人と相争ふに至つたが、クロムウェルが政權を掌握するに及んで、彼は和蘭と戦うて海上に於ける和蘭人の優勢を打破し、英國人は益々海外に向つて發展することを得た。

東印度會社の貿易は極めて有利であつた爲めに、王を始め廷臣の多くは之に投資し、會社と宮廷との間に密接なる利害關係が結ばれた。利益は主として胡椒その他香料の輸入に依つて得られたのである。然る

に久しからずして和蘭人の競争に壓迫せられ、政府は國內に於ける政争に制せられて十分の援護を與ふることは能はず、爲めに英國人は遂に香料島方面より驅逐せらるゝに至つた。此に於て彼等は轉じて印度大陸に向ひ、彼等がアムボイナ島に於て和蘭人の爲めに虐殺せられた後、一六二四年より一六四三年に至る間に、西海岸のストラット、東海岸のマドラス及びカルカッタに商館は建設せられた。彼等は當時印度に君臨してゐた大莫臥兒帝の特許を得て貿易を營んだのであつて、貿易は主として礦物、絹及び綿花等の原料品を輸出するにあつた。而して王政復興後、チャールス二世が葡萄牙王女と結婚し、その爲めに葡萄牙がポムペイを英國に贈與したことは既に述べた。王はポムペイを東印度會社に與へた。會社が印度に於て土地を領有したのは之が最初である。王は會社を保護し、會社は収益を割いて王の財政を助けたが、一六六四年クリスマス島の贈物として王に茶二磅を獻じた。茶が英國人の常用飲料となり、主要の輸入物貨となるに至つたのはこの以後である。東印度會社は印度のみならず、支那等亞細亞諸國とも通商してゐた。されど前に述べた如く、當時會社の貿易は主として東洋物貨の輸入であつて、その地位も單なる一商事會社たるに過ぎなかつた。而して商業界に於ける有力者は寧ろ冷眼視してゐたのみならず、經濟學者の間には、重商主義の見地よりして、會社が主として輸入をなすことに反對の論議をする者さへあつた。

かく十七世紀に於て東印度會社は商事會社として貿易の利を收めてゐたといふに止まつて、未だ印度に於ける政治的勢力として發展するに至らなかつた。之に反して、北亞米利加に於て英國人の殖民地は續々

建設せられた。是等殖民地は、政府が特に力を之に用ひたが爲めにあらずして、國民が自ら進んで團體を作り、國王の特許を得て開拓したものであつて、彼等の目的は新大陸に於て永住の地を見出さんと欲するにあつた。英國教會の制令に従ふことを欲せざる清教徒等は、彼の地に於て彼等の信仰の自由を得んと志した。英國人が永住の決心を以て渡航し、營々として産業を開發したことは、新大陸に於て英國人の勢力が牢固として抜く能はざる地盤を有するに至つた所以である。

北亞米利加に於ける英國殖民地には二種ある。東海岸のヴァージニア及びその他南部地方の殖民地に於ける英國人は、企業者及び經營者として廣大なる土地を所有し、黒人を使役して耕作に従事せしめ、その收獲の利を收めた。故に彼等の産業は農業であつて―煙草、綿花は夙くより栽培せられてゐた。―彼等は殖民地に於て地主たり貴族たる地位を占めてゐた。之に反して、北部ニュー・イングランド殖民地の英國人は、彼等自身の勞働に依つて之を開拓したのである。彼等は新大陸に於ける殖民地開拓の特權を有する會社より權利を分ち與へられて渡航したものであるが、彼等が新に生活の地を見出さんと欲するに至つたのは、彼等の信仰の自由を得て、彼等の理想とする生活を實際に行はんと欲するにあつた。一六二〇年清教徒の一團を載せた船メイ・フラワー Key Flowerは新大陸に渡航し、彼等に依つてマッサチューセツトは開かれ、一六三〇年にボストンは建設せられた。ついでロード・アイランド、コンネクチカット等のニュー・イングランド殖民地は起つた。ニュー・アムステルダム及び之を中心とする和蘭領が英國に割讓せられた後、そ

の一部はニュー・ジャージーとなり、ニュー・イングランドと境を接するペンシルヴァニアはウィリアム・ペンの率ゐるクエーカー教徒に依つて開拓せられた。

かく新大陸に英國殖民地は相次いで起つたが、英國人が本國を去つて新大陸に渡航したのは、企業家たらんとする者よりも、寧ろ生活の安定を得んとする者と信仰の自由を得んと欲する者が多かつた。英國に於ては、政争の外に、土地は漸く富豪に依つて兼併せられ、特に農業よりも羊毛製産が有利であつた爲めに土地は漸次牧場に變じ、隨つて農民の間に多く失業を生じたことは、彼等を驅つて新大陸に渡航するに至らしめた。彼等の産業は農業であつたが、之と共に商工業も漸く興つた。一六三八年ジョン・ハーヴァートの遺産に依つて神學校が建設せられた。今のハーヴァート大學の起原である。而してニュー・イングランドに移住した者は生活の安定を得んとする以上に、彼等の宗教的及び社會的理想があつた。彼等はこの理想に隨つて彼等の殖民地自治制を定めた。即ち清教徒の信仰を基礎として民主的協約主義に據る制度を作つた。舊大陸に於て既に起つてゐた新思想は、新大陸に於て初めて實際に行はれたのである。

北米大陸東海岸の外に、ベルムダ島は、破船した英國人が上陸して初めて英國領となり、ついで聖クリSt. Christopher ストファー島はトーマス・ウァーナーに依つて占領せられ、英國人は之を根據地として、西班牙に屬して

ゐた西印度諸島を攻略して漸次領土を擴張した。また彼等はニュー・ファンドランドに於て漁業を營んだ。而して亞弗利加の黄金海岸に於て、彼等の最初の商館は建設せられた。

かく亞米利加方面に於て英國殖民地が相次いで建設せられ、西印度諸島の間にも領土を獲得することを得たのは、西班牙が既に往昔の海上權を失うて、英國人の海外發展を阻止し得なかつたが爲めである。和蘭も亦英國との戦に敗れて亞米利加に於ける領土を失ひ、東洋に於ては後印度諸島の領有を以て満足し、且つ英國の名譽革命後は、佛國に對抗する爲めに、彼等は英國に倚らねばならぬこととなつた。而して佛國人は、最初英國人が西班牙殖民地を攻略してゐた際には、寧ろ協力してゐた。然るに十八世紀に至つて、彼等は海上及び殖民地に於て必死の争を始めた。事は後章に於て述べる。

第十二章 ルイ十四世の代に於ける佛國と歐洲の國際

關係

一 ルイ十四世の初政

ルイ十四世の親政 一六六一年佛國宰相マザレン病を以て歿し、ルイ十四世の親政は始まつた。而してこの後は宰相を置かず、萬機王に決し、『朕即國家』は、世に傳へらるゝが如く王の言にあらざるも、事實は全く此の語の如くであつた。純然たる獨裁政治の下に王權は強盛を極めて、往昔政權を争うた貴族も今や王の宮廷に仕へて互に恩寵を得んことを競ふに至つた。リシュリュー及びマザレンの施政の下に王權は伸張し、國威は發揚したとはいへ、尙ほ内政に於ては刷新を要するものがあつた。ルイ十四世は豪邁の資

を以て、親政の初め自ら政治に勵むと共に、彼の輔佐たるべき國務大臣に人材を登用して、國政の刷新を圖つた。コルベールはフーケーに代つて財政に當り、ド・リヨンヌは外務大臣に、ルーヴォア侯は軍務大臣に各、登用せられた。

コルベールと財政 フーケーが多年財政の局に當つてゐたが、その間に情弊は漸く甚しく、財政に關與せる官吏、銀行家等は各、私利をのみ圖つた。一六六二年コルベールが財政總監に任ぜらるゝや、彼は紊亂せる財政を整理すると共に、特に裁判所を開き、是等盜官汚吏を始め、總べて國財を私した者を糺弾して峻嚴を極め、中には死刑に處せられたる者さへあつた。斯くして彼は國庫の收入を増すと共に、一面に於ては人頭税を減じて下級民の負擔を輕減した。また彼は國債の利息を引下げた。而して強き反對が起つた爲めに、彼は彼の計畫を十分に行ふことは出来なかつたけれども、尙ほ尠からざる効果を擧げて、國費を減ずることを得た。次に彼は、以前に拂ひ下げられた國有地をその當時の價格を以て買戻し、また過去三十年間に獲得せられた貴族の爵號をも取上げた。蓋しその賣買に依る情弊を肅正せんと欲したが爲めである。

右に述べた如きコルベールの改革は正しく既得權を無視した不法の處置であつて、素より之に反對する者のあつたに拘はらず、尙ほ克く之を斷行し得たのは、彼が強大なる王權を背後に有して居たことによるのは勿論であるが、その外に、彼の政策が少數富豪の利益を殺いで一般民衆の負擔を輕減し、彼等の利益

を増進すると共に国力の充實を圖ることを目的としたので、随つて民衆が彼に悦服してゐたが爲めである。彼が税制に於て直接税を軽くし、間接税を重くしたのも、亦右の方針に發したものである。即ち直接税は特權を有せざる階級のみが之を負擔したのに反して、間接税は總べての階級が之を負擔し、公平であると共に、之を重くせば國庫の收入を増すからである。

次に彼は、北部諸州と中部諸州との間に尙ほ殘存してゐた税關區劃を撤廢して、交通を自由にし、商業の發達を助けたのみならず、關税は唯國境に於てのみ徴收せらるゝこととし、商業政策は國家的に統一せらるゝこととなつた。彼の商業政策は重商主義の經濟觀に據り、國家の監督保護の下に商工業の發達を圖らんと欲するにあつた。その將來の弊は暫く措き、彼の施政の下に佛國の商工業は大いに發達した。彼は道路を修理し、運河を開鑿して益、交通の便を圖り、職業組合の制を定めて工業を監督保護した。彼の保護の下に、加奈陀、マルチニク、サン・ドミンゴ、マダガスカル等の海外殖民地は建設せられ、海軍は擴張せられた。而して獨り經濟的施設のみならず、學藝も亦彼に依つて獎勵せられ、Arcades des Inscriptions, des Sciences & Architectures 建築學の各學士院は創立せられた。

ジャン・バプチスト・コルベールは、一六一九年レンスに生れて、一六八三年に歿した。彼の父は織物業者であつたが、彼は官途に就き、宰相マザレンの知遇を得た。マザレンは死に臨んでルイ十四世にコルベールの有用の材たるべきことを述べて推舉し、コルベールも亦彼の期待に反かず、財政總監として各方面に於て赫々たる功績

を顯はし、國家の富力を大に加へたのであつた。

ルーヴォア侯と軍政の刷新 コルベールの施政の下に國庫の收入は増加し、国力は充實した。而して彼と共に登用せられて軍務卿となつたルーヴォア侯に依つて軍政は刷新せられた。ルーヴォア侯の父Michel Le Tellierはマザレンの下に軍務卿として功績があつたが、ルイ十四世が政を親らするに及んで、彼は父の後を襲いで軍政の局に當ることとなつた。當時佛國の兵制も他の歐洲諸國と等しく、尙ほ封建時代の遺風を存してゐた。兵卒は傭兵主義に依つて募集せられ、將校を任用するに方つては、家格が重きをなしてゐたのであるが、之と共に賣官の弊を生じた。即ち元帥又は軍司令官の最高地位を除き、上級將校の地位は之を買ふことを得、下級將校及び兵卒は彼等に隸屬し、部隊長は國庫より一定の經費を得、之に依つて兵を募集するのみならず、兵器、軍服及びその他一切の經費を支辨した。而して將校及び下士の地位は賣買せられてゐたが、之を承認する者は國王又は軍務卿にあらずして各兵科の長官であつて、是等長官の地位は世襲的であつたが、また賣買せられ得たのである。さればかゝる制度の下に、種々の弊害を生じたことはいふ迄もなく、部隊長は國庫より支給せらるゝ經費を私して募集兵數を少くし、閱兵の際には急に日傭又は浮浪人を驅り集めて一時を糊塗するに至つた。

ルーヴォア侯の改革は、從來の傭兵制度を改むるに至らなかつたとはいへ、國王の統帥權の下に統一ある國軍を作ることを目的とした。その爲めに各兵科の長官は或は廢せられ、或は特權を奪はれて、將校は

總べて國王に依つて任命せらるゝか、或は承認を與へらるゝこととなつた。而してこの後も部隊長は兵を募集し、また將校の地位は賣買せられたとはいへ、軍務卿は兵器に關する詳密なる規程を定め、兵數を隠匿したる者を嚴罰に處し、兵員及び兵器の實數及び訓練の成績を檢閲する爲めに特に監軍を任命して、専ら力を弊風の刷新に用ひた爲めに、その効果は次第に現はれて、佛國陸軍は面目を一新し、國王の權下に統帥せらるゝ國軍たる性質を有するに至つた。ルーヴア侯の下に騎兵聯隊及び乘馬步兵隊の擴張せられたのみならず、將軍ヴァンバンと謀つて砲兵隊及び工兵隊は新に編成せられた。癩病院も亦彼に依つて創設せられた。

二 ルイ十四世の侵略戰

ルイ十四世の侵略戰と戰前に於ける外國關係　ルイ十四世が人材を登用して、之と力を協せて銳意國政の刷新に努めた効果は忽ち顯はれ、佛國は王權の下に固く統一せられた富強の國となり、國民は王の專制政治に服従した。此に於て王の侵略戰は始まつた。王の侵略戰は、王が國力の富強を恃みて、その飽くなき名譽心と領土慾とを満足せしめんと欲するに發したものであるとはいへ、尙ほその侵略戰は佛國國民が傳統的に發展せんと欲する方向に向ひ、リシュリューが唱へた佛國の所謂自然的境界線に達せんことを目的としたものである。而して西班牙王位繼承戰役は、王が西班牙及びその廣大なる海外領土をブルボン王朝の權下に隸屬せしめ、佛國の勢威を世界に伸張せんと欲するに起つたのであるが、亦多年佛國に敵對

してゐた西班牙を隸屬せしむることに依つて、將來その爲めに脅威せらるゝ憂の除かるゝのみならず、地中海の制海權は佛國に歸し、大西洋方面に於ける勢力は加はるべく、要するに佛國の國民的利害に適應するものであつたのである。

ルイ十四世以前に於ける佛國の外政はハップスブルグ家の勢力を打破することを以て目的とするものであつた。リシュリュー及びマザレンは之が爲めに墺地利及び西班牙の兩ハップスブルグ家と戦ひ、また之に敵對する諸國と聯盟し、政治的利害の爲めには、宗教の異同を眼中に置かなかつた。而して獨逸に三十年戰役の始まつたことは佛國にとつて、乘じて以て年來の目的を達すべき好機會であつた。一六四八年ウエストファリヤ條約に依つて、佛國の領域はライン河畔に伸張し、國勢隆々として興つたに反して、獨逸は全く分裂して諸侯は各、割據し、且つ多年の戰亂の爲めに容易に回復すること能はざるほどに疲弊した。墺地利のハップスブルグ家が佛國にとつて東方の脅威たることの憂は止んだ。而してこの後、墺地利は土耳其に向つて曩に奪はれたる地域を回復し、東南に向つて發展せんと欲する方針を取るに至つた。

一六五七年四月獨逸皇帝フェルディナンド三世歿してレオポルドが皇帝の位に即いたが、獨逸諸侯は彼等の割據主義を固守して、敢て皇帝を助けて獨逸帝國の統一の爲めに圖る意志はなかつた。新皇帝は即位の初に於て、その傾向は繼續してゐた佛國と西班牙との戰爭に關與せざるべきことを宣言した。而してライン河地方の獨逸諸侯は一六五八年ライン聯盟を結び、佛國亦之に加はり、新舊教派の別なく互に協力して、

相互の間に於ける和親と外國に對する平和とを保ち、ウエストファリア條約を擁護すべきことを締結した。之に依つて佛國は益、東方の憂を除かるゝと共に、西班牙は佛國との戰爭に於て、獨逸皇帝の援助を得る能はざることとなつたのである。而してウエストファリア條約後も、佛國と西班牙との間に戰爭は繼續してゐたが、マザンは英國とも聯盟した爲めに、西班牙は益、窮地に陥り、一六五九年十一月佛國とピレネース平和條約を結び、佛國は之に依つて地を東北に増し、且つルイ十四世は西班牙王女マリヤ・テレサを娶つて、茲に兩國王家の間に姻戚の關係が結ばれた。

かく佛國は奧地利及び西班牙の兩ハップスブルグ家に克つて有利の平和條約を締結し、獨逸が分裂して疲弊してゐるに反して、中央集權的王政の下に固く統一せられ、歐洲大陸に於て富強第一の強國たる勢位を占むるに至つた。列國の中、佛國に對抗し得る勢力を有してゐたものは英國であつたが、マザレンは西班牙と戦ふに方つて、英國と聯盟してダンキルクを與へた爲めに、英國は茲に再び海峽の彼岸に根據地を得て、克く佛國を制肘し得る地位と實力とを有してゐた。然るに佛西間にピレネース平和條約が締結せられた翌年、英國に於ては王政復古して、チャールス二世が歸つて王位に即いた。チャールス二世がカトリック教を信じ、且つ財政に苦しみ、また議會の制肘を免れんと欲したことは、佛國王に乘すべき機會を與へ、兩王の間にドーヴァー密約が結ばれ、またダンキルクが佛國に賣渡されたことは既に述べた。スチュワート王家が英國に君臨してゐる間、佛國は此の方面よりも多く憂ふるところは無かつたのである。

ルイ十四世の侵略戰　ルイ十四世の侵略戰は既に述べたる如く、王の飽くなき名譽心と領土慾とに發すると雖も、亦佛國の領土を擴張して、東はライン河に達し、北はネーデルランドを併有せんと欲するにあつて、佛國の傳統的政策を繼紹したものである。東北に向ふ佛國の領土擴張は、この後も屢、企てられてゐる。ルイ十四世の侵略戰は前後四回あつて、西班牙領ネーデルランド戰役（一六六七—一六六八）、和蘭戰役（一六七二—一六七八）及びフールツ戰役（一六八九—一六九七）は、いづれも王が佛國の領土を東北に擴張せんと欲して起されたものである。而してその結果、西班牙領フランシシュ・コント及びネーデルランド南境の地は佛國領土に併合せられ、また王がストラスブルグを占領したことに依つて、此の方面に於ける佛國の境域はライン河に達した。而して和蘭戰役は、單に領土の擴張のみならず、またその商港を占領して歐洲内地との交通の門戸を扼し、商權を伸張せんことを目的とするものであつた。コルベールの重商主義に據る商業政策は之に與つて大いに力があつたのである。王の最後の侵略戰である西班牙王位繼承戰役も亦、佛國の勢力を獨り歐洲大陸に於てのみならず、海外に向つて發展せしめんと欲するに起り、更に、佛國の國民的野心と利害とに適應するものであることは既に前に述べた。

されどルイ十四世の膨脹政策は、いふまでもなく列國の國民的利害と感情とに衝突し、英國と和蘭とは佛國に對抗せんが爲めに聯盟を約した。ルイ十四世は英國王チャールス二世に賂うて之と密約を結び、また英蘭兩國が互に商敵たることの關係を利用せんと企てた。されど、佛國王のネーデルランド侵略は、和

蘭人にとつては獨立の脅威であり、英國人にとつては國防の脅威であつた。ネーデルランドが強國の爲めに占領せらるゝのを防止することは、英國外政の傳統的基調の一である。且つ佛國が海外に發展せんとすることは、英國の海上及び殖民地に於ける勢力に對して新に強敵の起ることを意味して、正しく國民的利害と衝突するものであつた。加ふるに一六八八年英國の所謂名譽革命に依つて、スチュワート王家は位を失ひ、和蘭のウィリヤム及び后マリヤが英國に來つて王位に推戴せらるゝや、英國及び和蘭の間に聯盟の約せられたのみならず、ウィリヤム三世は、總べて佛國に敵對する諸國を糾合して大聯盟を作つた。英國は、歐洲大陸に於て或強國の勢力が餘りに強大となつた場合には、その爲めに脅威せらるゝ諸國と聯盟して、その勢力を打破することを以て傳統政策としてゐる。蓋し之に依つて英國の獨立が保障せらるゝのみならず、大陸諸國の間に均勢が保たれて平和の維持せらるゝことは、英國の商業的利害に適應するものであるからである。

大陸諸國の中に於て、ルイ十四世の侵略主義に依つて脅威せらるゝものは、和蘭、西班牙の直接攻撃せられたものの外に、獨逸と伊太利境のサヴォイとであつた。されど獨逸はウェストファリア條約以後、諸侯は益々割據の勢を保つてゐた爲めに、佛國王の侵略に對抗して國民一致の行動を取り得なかつた。和蘭戰役の際に、バヴァリアは佛國に與みし、その他南獨逸諸州が獨逸皇帝に對抗せんが爲めに、寧ろ佛國王に倚賴したのに反して、獨逸皇帝及びブランデンブルグは佛國に敵對した。然るにフールツ戰役に於ては、

一六八六年アウグスブルグに於て、獨逸皇帝、瑞典及び西班牙の外に、バヴァリア、サクソニヤ及びフールツは佛國に對抗して聯盟を結び、ついで英國王ウィリヤム三世を中心として、英國、和蘭のみならず、サヴォイも亦之に加はつて、一六八九年大聯盟が結ばれた。而して西班牙王位繼承戰役に於て、英國、和蘭は獨逸皇帝と聯盟し、普魯西、葡萄牙及びサヴォイが之に加はつて又も大聯盟が作られたが、バヴァリア及びケルン^{Köln}は佛國に與みし、佛國は瑞典、土耳其と結び、また新興の露國をして獨逸の背後を襲はしめんと圖つた。獨逸の背後に友國を有せんと欲することは佛國の傳統政策である。大陸諸國は佛國王の侵略主義を畏れてゐながらも、各、自家の利害に隨つて向背を決したのである。而してルイ十四世の前後四回に亘る侵略戰に於て、佛國の領域は幾ばくか東北に伸張することを得たといへ、得たものは失ふところを償ふに足らず、その爲めに要した巨額の戦費は、王の豪華な宮廷生活と共に、王の初年に蓄積せられてゐたる國帑を蕩盡して、財政の困難を來たすに至らしめた。後年の革命は既に王の代に胚胎してゐたのである。

西班牙領ネーデルランド戰役(一六六七—一六六八) ビレネース平和條約が締結せられて、ルイ十四世は西班牙王フィリップ四世の女マリヤ・テレサと結婚するに至つたが、一六六五年フィリップ四世歿して、チャールス二世位に即くや、佛國王は皇后が西班牙王の姉に當ることの故を以て、フィリップ四世の遺領に對する權利を主張し、一六六七年兵を發して西班牙領ネーデルランドを攻略し、次に轉じて東境に向ひ、

同じく西班牙領であつたフランシスコントを占領した。當時西班牙の國勢既に衰へ、兵備弛廢して到底佛國の精銳に對抗し得る力がなかつた。然るに西班牙領ネーデルランドが佛國軍の爲めに攻略せらるゝや、隣境の和蘭は災の到るを懼れて援を瑞典及び英國に求め、一六六八年三國の間に聯盟の約成つて、佛國に對して強硬なる反對の態度を取つた爲めに、佛國王も形勢の非なることを見て、此の年西班牙とアーヘンArchieu平和條約を結んで、嚮に占領したネーデルランド及びフランシスコントを還附し、唯ネーデルランド國境に近き要害の數市を割讓せしめて戰爭を終つた。

和蘭戰役(一六七二—一六七八) 和蘭戰役は、ルイ十四世が前戰役に於ける和蘭の態度を憤つて、之に復讐すると共に、その海港を占領して、佛國の勢力を此の方面に伸張せんと欲するに起つたものである。彼は英國王チャールス二世に賂うてドーヴァー密約を結び、また瑞典及び獨逸の二三諸侯と聯盟して和蘭の外援を斷つた後、一六七〇年先づロレーヌを占領した後、一六七二年將軍チュランヌ等は兵を率ゐて和蘭に侵入した。然るに總督オレンジ公ウイリヤムは國民と協力して善く防ぎ戦ひ、又もや堤防を開いて海水を國中に氾濫せしめた。海將ド・ルイテルは艦隊を率ゐて英佛艦隊に對抗して海岸を防禦した。アムステルダムに迫つてゐた佛國軍は、俄に起つた寒氣と雲とに防げられて、遂に之を占領すること能はずして退却するの已むなきに至つた。而して嚮にロレーヌの占領せられた後、トリエル並にアルサスの帝國直屬市は相次いで佛國軍の爲めに占領せられ、西班牙領ネーデルランドも亦彼等に依つて脅威せらるゝに及ん

で、一六七三年境地利、西班牙、和蘭及びロレーヌの間に、佛國に對抗して同盟は締結せられた。かくて獨逸帝國軍の將モンテクリが佛國軍を壓迫してライン河西に退却せしめ、遂にボン市を占領するや、ライン河地方の獨逸諸侯は嚮に締結した佛國との聯盟より離脱し、一六七四年五月獨逸帝國の名に依つて佛國に對する開戦は布告せられ、之に依つてブランデンブルグも、嚮に佛國に約したる中立の態度を更め、英國王チャールス二世亦議會に迫られて、和蘭とウエストミンスター平和條約を締結するに至つた。

此に於て佛國は聯盟諸國に對して獨力を以て戰ふ孤立の地位に陥り、和蘭戰役は茲に變じて歐洲戰役となつた。されど佛國軍は、聯合國の利害が分れて行動に一致を缺いてゐたのに乘じて、彼等に對して攻勢を取り、ルイ十四世は親ら兵を率ゐて西班牙領フランシスコントを占領し、將軍チュランヌ等は道を分つて進み、東はライン河畔に、北は西班牙領ネーデルランドに侵入し、また和蘭軍の南進し來るを阻止した。獨逸軍は佛國軍と戦うて互に勝敗はあつたが、一六七五年の初にアルサスは遂にチュランヌの爲めに占領せられた。

かくルイ十四世がライン河畔に於て獨逸軍と勝敗を争うてゐた時に於て、敵の背後を脅かして彼に應援する者が起つた。シシリ島のメッシナは西班牙に反抗して兵を擧げ、この方面に派遣せられた佛國艦隊提督デュケーンヌは彼等に援助を與へた。爲めに、西班牙は佛國に向けた北境の兵を割いてシシリ島に輸送し、和蘭艦隊も亦提督ド・ルイテルに率ゐられて此の方面に向つた。洪牙利人亦ルイ十四世並に波蘭王

ジョン・ソビエスキーの後援を期待して反旗を揚げ、奥地利の背後を脅した。ついで瑞典兵も亦ブランデンブルグ領内に侵入した爲めに、大選擧公フレデリック・ウィリヤムは彼等を撃退せんが爲めに、ライン河地方を棄てて國に歸るの已むなきに至つた。

ブランデンブルグ兵が本國に歸つた機に乗じて、佛將チュランヌは又もやライン河を越えて東に進んだが、一六七五年七月二十七日サスバハの戦に於て戦死した爲めに、佛軍は再び河東の地より退却し、この方面に於て彼等は寧ろ守勢を取り、主力はネーデルランド方面に向けられた。かくて佛國軍は北は和蘭軍を壓迫すると共に、南は西班牙のカタロニヤ地方に侵入し、海上に於て一六七六年提督デュケーンヌはシリ島の北リパリ群島及びカタニヤ沖の海戦に於て、當時海將として有名であつた和蘭提督ド・ルイテルの率ゐる和蘭及び西班牙聯合艦隊を破り、ルイテルは傷いて遂に死し、佛國艦隊はパレルモを襲撃して港内に碇泊せる多數の敵船を焚滅した。されど陸軍の艦隊に伴ふ者が十分になかつた爲めに、シシリ島は遂に占領し得られなかつた。而して佛國に應援した瑞典はブランデンブルグ及び丁抹の爲めに破られ、波蘭は土耳其に壓迫せられ、一六七六年波蘭王ソビエスキーは土耳其と媾和した後、初めて洪牙利人に援護を與へることを得た。

かくルイ十四世の和蘭戦役は發展して歐洲戦役となり、佛國軍は大體に於て優勢を占めたとはいへ、財政の上よりして速に戦争を終ることが必要となり、特にコルベールは強く之を主張した。而して聯合國に

於ても、獨逸皇帝は本領奥地利に於て洪牙利人が反亂を起し、波蘭人が之に援助を與へた爲めに、彼等を討伐するに方つては、速に佛國との戦争を終ることの必要を感じ、和蘭に於ても、オレンジ家の君主主義に反對する共和黨は商業的利益よりして平和の速に克復せんことを望んだ。而して佛國は密かに和蘭の共和黨と通じて、略はすに利を以てし、彼等に有利なる通商條約を締結すべきことを約した爲めに、和蘭は先づ佛國と媾和し、聯合國亦相次いで之に倣ひ、一六七八年夏より一六七九年冬に至る間、^{ナイメーヘン}ニムウエーゲンに於て佛國と和蘭（一六七八年八月十日）、佛國と西班牙（一六七八年九月十七日）、獨逸皇帝と佛國及び瑞典（一六七九年二月六日）、和蘭と瑞典（一六七九年十月十二日）の各平和條約が締結せられた。之に依つて、和蘭は佛國軍の占領した地域を還附せられ、佛國は西班牙よりフランシスコ・コント並に北境に近い西班牙領ネーデルランドの市邑を得、また獨逸皇帝よりフライブルグを割讓せられた。此に於て佛國の領域は北及び東に向つて伸張し、ロレーヌはアルサスと共に、ニムウエーゲン平和條約後も、依然佛國軍に依つて占領せられた。

復合會議とレゲンスブルグ休戦條約 ニムウエーゲン平和條約の後、ルイ十四世は更に東境に向つて領土を伸張せんが爲めに、ウエストファリア條約、アーヘン條約及びニムウエーゲン條約に依つて佛國に割讓せられた地方に附屬する地域を審査決定することの名を以て、所謂復合委員會をメッツ、フライザッハ、^{Chambus de Reunion Metz}ブサンソン及びツールネイに開き、その判決に依つて、ザールブリュック、ルクサンブルグ、^{Luxemburg}ツールボン（^{Deuxpont}ツ

ヴアイブリュッケン)等多くの市邑を佛國に併合させ、ついで一六八一年兵力を以てストラスブルグを俄 Zwaidbrücken に占領させた。而して之と共に、伊太利方面に於て、マンチュア及びモンフェラト公チャールスが浪費の Manhua Monterrat 爲めに財政に苦しめるに乗じて、之に巨額の資を與へて、その領内の要害カサル城を占領した。 Casal

ルイ十四世の侵略政策は獨逸皇帝レオポルド及び和蘭のオレンジ公ウイリヤムを憤慨せしめ、瑞典王チャールス九世もその祖先の發祥地であるツヴァイブリュッケンが佛國王の爲めに併合せられたことを憤り、西班牙亦カサル及びルクサンブルグを併合せられた爲めに、その領土たるネーデルランド及びミラノが脅威せらるゝこととなつた。此に於て一六八二年の初、和蘭、瑞典、獨逸皇帝及び西班牙の間に佛國に對抗する同盟は結ばれた。然るに、和蘭に於て共和黨は常にオレンジ家の勢力強大に赴くを懼れ、且つ彼等の商業的利益の爲めに佛國と戦争を始めることに反対したに加へて、佛國は四聯合國に對抗するに方つて、英國王チャールス二世、ブランデンブルグ選舉公フレデリック・ウイリヤム並に洪牙利人及び土耳其人の應援を得た。英國王チャールス二世は彼のカトリック教信仰の外に、ルイ十四世の賂を受け、且つその援護を得て議會に對抗せんと欲して佛國に倚り、ブランデンブルグ選舉公フレデリック・ウイリヤムは、前戰役に於て聯盟した和蘭及び獨逸皇帝が彼に十分の援助を與へなかつた爲めに、一旦瑞典より略取したポメラニアの地を再び放棄するの已むなきに至つたのみならず、獨逸皇帝がシレシヤに對する彼の要求に反對し、和蘭人が彼の海外發展の計畫を妨げたことを憤つて、寧ろ佛國に依つて目的を達せんと欲し、一六

七九年サン・ジェルマン條約を結んで佛國と同盟を約した。丁抹も瑞典に敵對せる關係よりして佛國と聯盟した。而して洪牙利及び土耳其は各、佛國に應援し、一六八一年土耳其は奧地利に對して戰端を開き、之に呼應して一六八三年佛國は兵を西班牙領ネーデルランドに進めて、翌年ルクサンブルグを占領し、また艦隊をして西班牙と同盟したジェノアを砲撃せしめた。

此に於て獨逸皇帝レオポルドは、東は土耳其、西は佛國と同時に戦はねばならぬ困難なる地位に陥つた。東西兩方面の敵に向つて同時に戦ふことは、彼の力の到底堪へ得るところでなかつた。而して奧地利の利害は土耳其を破り、洪牙利を制壓して、東南に向つて發展するにあつた。且つ時の羅馬法皇インノセント十一世は、皇帝に向つて、基督教諸國民が協力して異教徒の土耳其人を撃退すべきことを力説した。此に於て一六八四年八月十五日獨逸皇帝及び西班牙と佛國との間にレゲンスブルグの休戰條約が締結せられ、之に依つて佛國は一六八一年八月一日迄に所謂復合せられたる地方並にストラスブルグ及びルクサンブルグを二十箇年間併有することを承認せられた。即ち佛國の領域はライン河方面に於て更に擴張せられたのである。

ファルツ戰役(一六八九—一六九七) ルイ十四世の第三回侵略戰はファルツ戰役であつて、事は一六八五年ファルツ公チャールス歿して男子の相續する者なきに乗じて、ルイ十四世が義妹エリサベス・シャロット(ファルツ公チャールスの妹にして、ルイ十四世の弟オルレアン公フィリップの妻)の爲めにファ

ルツ領の一部を要求したことに始まる。佛國王が既にアルサス及びロレーヌを併合したるに満足せず、更に進んでファルツ領に向つて野心を逞しうせんと企てたことは、獨逸人の國民的敵愾心を激昂せしめて、之に對する強硬なる反對を起した。而して之と共に、レゲンスブルグ休戰條約が締結せられた當時に於ける列國の佛國に對する態度も亦一變した。嚮に佛國に聯盟したブランデンブルグは、佛國を遁れ來つた新教徒を國內に容れ、佛國王の野心に對抗せんが爲めに和蘭と防守同盟を結び、また獨逸皇帝に向つてその土耳其戰爭に援兵を發遣すべきことを約し、且つ佛國に對抗して同盟條約を締結した。佛國王の野心を憤慨して、獨逸諸侯の間に國民的敵愾心の大いに起つたのに乘じて、一六八六年獨逸皇帝はバヴァリア、サクソニヤ諸侯、フランコニヤ地方及び上ライン地方諸侯、ファルツ公、瑞典（ボメラニヤ領主として）及び西班牙とアウグスブルグ聯盟を締結して、領域の現状を確保すべきことを約した。即ち彼等は協力して佛國王の侵略に對抗して獨逸を防禦せんと欲したのである。彼等の聯盟が防衛的であつたのは、皇帝の主力が土耳其戰爭に傾注せられてゐたが爲めである。然るに、土耳其戰爭は獨逸軍に有利に發展した。佛國にとつては既にブランデンブルグの同盟を失ひ、また獨逸の背後を脅威してゐた土耳其の應援を期待する能はざることとなつた。而してルイ十四世がケルンの大司教に意中の人を選擧せしめて、之と聯盟せんと企てたことは、獨逸諸侯を益々憤慨せしめた。和蘭人も亦佛國王の野心に對抗せんが爲めに、共和黨はオレンジ家に對する従前の反對を更めて、舉國一致の勢を示すに至つた。

ルイ十四世は、ブランデンブルグを始め獨逸諸侯並に和蘭が彼に反抗するに至つたことを見て、彼のファルツ領に對する野心を遂げんが爲めに、機先を制せんと欲して、一六八八年九月兵を三道に分つてファルツ、ケルン及び南獨逸に侵入した。ファルツ及びケルンは占領せられ、南獨逸に於て佛國軍はスツットガルトにまで進出した。獨逸諸侯の結束は之が爲めに益々強固となつた。ブランデンブルグ選擧公フレデリック三世、サクソニヤ選擧公ジョージ三世、ハンノーヴァー公エルンスト・アウグスト、ヘッセン・カッセル伯チャールスはマゲデブルグに會して、佛國軍に對抗して防戦すべきことを約した。皇帝レオポルドも土耳其戰爭の有利に發展するに乘じて、遂に意を決して、帝國の名を以て一六八九年二月佛國に向つて宣戰した。而して和蘭も亦佛國に對抗して獨逸皇帝と聯盟を結び、英國も亦名譽革命の結果、ウィリアム三世王位に即くに及んで、佛國に對して開戰を布告し、彼が終始企ててゐた佛國に對抗する列國聯盟は茲に初めて成り、一六九〇年西班牙及びサヴォイも亦聯盟に加はつた。

戰爭は一六九五年にいたるまで六箇年間繼續した。佛軍はファルツ領を焚掠して暴虐を極めた（佛國軍務卿ルーヴォア之を命じ、將軍メラ主として之に當る）。ハイデルベルヒ城破壊の跡は今に残つてゐる。陸戰は主としてネーデルランド方面であつて、將軍ルクセンブルグの下に佛軍は概ね勝利を得た。ナムールは一旦佛軍に占領せられたが、後に英蘭聯合軍に依つて奪還せられた。別に佛軍はサヴォイ及び西班牙領内にも侵入した。海上に於て一六九〇年佛國提督ツールヴィユはデエップ沖に於て英蘭聯合艦隊を破つた

が、一六九二年ラ・オーグの海戦に於て、佛國艦隊は彼等の爲めに大敗した。而して佛軍はジェームス二世を援けて愛蘭に上陸せしめたが、一六九〇年ボーイン河畔の戦に於て、ウィリヤム三世の親ら率ゐる英國軍の爲めに破られて、ジェームス二世は再び佛國に遁れ歸つた。

戦役中に、佛軍を統帥した軍務卿ルーヴア及び將軍ルクセンブルグは各、病の爲めに歿した。佛軍は陸戦に於て大概勝利を占めたとはいへ、聯合軍は依然抵抗を繼續した。加ふるにラ・オーグの海戦後、海上權は英蘭聯合艦隊の掌裡に歸して、佛國の海港は彼等の爲めに封鎖せられ、海上の交通は遮断せられて商業は杜絶した。且つ一六八五年ルイ十四世がナントの勅令を撤廢した後、新教徒がその資本と技術とを以て國を去つたことは、佛國の工業にとつて大なる損失であつた。而して多年に亘る外國戦争は、王政の初年に於て蓄積せられたる國庫を蕩盡して財政は窮迫し、租税重きを加へ、賣官、賣爵の弊漸く甚しく、加ふるに一六九二年及び一六九三年の凶作の爲めに飢饉起り、餓殍途に横はる慘狀を呈した。佛國の財力は戦争を繼續するに堪へ得なかつた。一六九四年は戦争が平和に向ふ一轉期であつた。ルイ十四世は聯合國を解散せしむる目的を以て、彼等と各國に單獨媾和をなす方針を取り、一六九六年先づサヴォイ公ヴィクトル・アマデウスとトリノ平和條約を結んで、サヴォイにカサル及びピネロロを割讓し、サヴォイは聯合國と離れて中立を守るべきことを約し、且つサヴォイ公はその女を佛國王の孫ブルグンド公に嫁した。此に於て佛國は伊太利方面の兵を轉じてネーデルランド及びライン河方面に用ひることを得た。

聯合國の中、英國は愛蘭に上陸した佛國軍を撃退し、新に確立した憲政の下に、國民は王ウィリヤム三世を佐けて佛國と戦ひ、曩にエリサベス女王の代に敢然西班牙と戦うた時と等しく、國民的敵愾心は又もや大いに興つた。彼等の國民的敵愾心には、大陸に於ける佛國の優勢を打破せんと欲する政治的理由の外に、舊教國に對する宗教的反感も亦加はつてゐたのである。特に佛國がスチュワート王家を保護して英國王位に復せしめんと謀り、また舊教徒たる愛蘭人を援けて、その地を占領して英國攻撃の根據地たらしめんと企てたことは、英國王ウィリヤム三世及び英國國民の佛國に對する反感を益、甚しからしめた。而して英國艦隊が和蘭艦隊と聯合して佛國艦隊を撃破し、制海權を把握した爲めに、英國の海外貿易は自由に發展することを得、内は工業益、興り、一六九四年英蘭銀行は創立せられ、財政の上に於て尙ほ戦争を繼續し得る餘力があつた。されど大陸に於ける聯盟國の中、サヴォイは佛國と單獨媾和を結び、佛國は之に依つて伊太利方面の兵を北方に用ひることを得て、和蘭は脅威せらるゝこととなり、また獨逸にては聯盟諸侯の結束強固ならず、獨逸皇帝亦本領地地利の利害を顧慮し、特に土耳其戦争の未だ終らなかつた間は、力を専らライン河方面に向つて傾注し得なかつた。故に英國は海上に於て優勢を占めてゐたとはいへ、大陸に於ける聯盟國は、之と呼應して佛國に對して決定的打撃を加へ得る力がなかつたのみならず、彼等も亦既に戦争に疲れてゐた。此に於て、瑞典の仲介に依つて、一六九七年和蘭ハーグの付近リスウィクに於て交戰國の媾和會議が開かれ、九月三十日佛國と英國、西班牙及び和蘭との間に、十月三十日佛國と獨逸

皇帝及び獨逸帝國との間にリスウィク平和條約が各、締結せられた。

(一) 佛國と英國、西班牙及び和蘭との平和條約。

- 一、佛國とサヴォイとの間に締結せられたる平和條約を確認する。
- 二、佛國、英國及び和蘭は互に戰爭中の占領地を還附する。
- 三、ウィリヤム三世の英國王たること、及びアンネ(ウィリヤム三世の后にして同じく女王の位に在つたマリヤの妹)が王の後嗣たることを確認し、ルイ十四世は英國王の敵に援護を與へざることを約する。
- 四、西班牙ネーデルランドに於ける主要なる要塞は和蘭兵を以て守備し、佛國と和蘭との間に於ける保障とする。
- 五、佛國はニムウエーゲン平和條約以後『復合』Reunitedせられた地方を西班牙に還附する。但し八十二箇所の地と總べて戰爭に依つて占領せられたる地方とを除く。
- 六、和蘭は印度に於けるボンヂシェリーPonicherryを佛國東印度會社に還附し、その代償として商業的特權を與へらる。

(二) 佛國と獨逸皇帝及び獨逸帝國との平和條約。

- 一、佛國はアルサスを除き、復合せられた地方を獨逸帝國に還附する。
- 二、ストラスブルグは佛國に屬する。
- 三、佛國はフライブルグ及びブライザハを獨逸皇帝に、またフィリップスブルグを獨逸帝國に還附する。Freiburg Breisach Philippsburg
- 四、ツヴァイブリュッケン公國はファルツ伯としての瑞典王に還附せらる。(この後一七一八年瑞典王チャールス十二世嗣なくして歿するに及んで、この地はビルケンフェルト家の領土となり、その後バヴァリヤ王家に屬することとなつた。)Birkenfeld
- 五、ロレーヌSarrelouis(サルルイを除く)はレオポルド公に還附せらる。
- 六、ケルン大司教の位に對するカルデナル・フェルステンブルグCardinal Fürstenburg(ルイ十四世の擁立せんとした候補者)の權利を放棄する。
- 七、ライン河の自由通航を認む。

かくリスウィク平和條約を以てファルツ戰役は終つたが、前の和蘭戰役及びファルツ戰役俱に歐洲戰役たる性質を有し、佛國に對抗して列國聯盟が作られた。而してリスウィク平和條約の後、四年を経てルイ十四世の侵略主義は又もや歐洲戰役を惹起するに至つたが、その前に於て、暫くライン河方面を離れて、歐洲の他の方面に於ける國際關係について述べる。

第十三章 十六七世紀に於ける北歐及び東歐

一 北歐諸國の盛衰

丁抹とバルチック海の制海權 一三九七年のカルマル聯合以後、十六世紀の初にいたる迄、瑞典及び那威は等しく丁抹王の權下に屬し、獨逸に宗教改革起るや、相次いで新教を奉ずるに至つた。而してハンザ同盟の漸く衰ふるに及んで、丁抹の勢力はバルチック海に伸張し、一五五九年王フレデリック二世の代に、エーゼル島及びクールランドの北ピルテンは丁抹領に歸した。またスンド海峡を扼して、之を通航する船舶より徴收した關稅は、丁抹の國庫に豊富なる財源を與へた。然るに丁抹に對抗したものは初はハンザ市のリュベックであつたが、一五二三年瑞典が獨立して後、瑞典はバルチック海の海上權を争うて、一五六三年丁抹・波蘭及びリュベックとの間に所謂北方七年戰役は始まり、海上に於ては互に勝敗があり、陸上に於てはハラントのスヴァンテローに於て丁抹軍は大いに勝つたが、一五七〇年ステッチンの平和條約に於て、双方互に戰前の領域を承認して戰爭を終つた。この戰役に於てリュベックは丁抹に與みしたとはいへ、戰後フレデリック二世のハンザ市に對する方針は依然舊の如く彼等の商權を打破するにあつた。而してスンド海峡の通航稅は著しく引上げられ、海峡を制扼する爲めにクロンボルグ城は築造せられた。またフレデリック二世は力を國民の教育に用ひて學校を建設した。コッペンハーゲン大學の創立せられたのも

王の代である。

一五八八年フレデリック二世歿してクリスチャン四世位を嗣ぐや、前王の志を紹いで國勢の發展に力め、一六〇三年當時瑞典がカタガット海に出入の門戸に當るゲテボルグに築城して、那威と丁抹との連絡を脅かすや、兩國の間に所謂カルマル戰役（一六一一—一六一三）が始まつた。丁抹軍は先づカルマルを占領し（戰役の名は之より起る）、次にゲテボルグに及び、また艦隊は進んでストックホルムに迫つた。一六一三年瑞典王グスタフ・アドルフが和を求めてクネーレドの平和條約は締結せられ、之に依つて瑞典王は、丁抹王が従前の如く瑞典の紋章を兼有することを承認し、賠償金を支拂ひ、且つ丁抹人がクールランド及びリヴランドに通商するを妨害せざるべきことを約した。

かくてクリスチャン四世は戰捷の勢に乗じて益々海外發展を志し、一六一六年コッペンハーゲンに東印度會社を設立したが、之と共に彼は北獨逸に領土を獲てバルチック海の海上權を把握し、商權を伸張せんと企てた。この目的を以て彼は獨逸の三十年戰役に關係したが、既に述べた如く、丁抹軍は獨逸皇帝軍の爲めに破られて、一六二九年リュベックの平和條約を結ぶの已むなきに至つた。而して三十年戰役に依つてバルチック海上に於ける瑞典の勢力が大いに興つたのに反して、丁抹の勢力は打破せられ、加ふるに丁抹が戰爭の爲めに生じた財政の困難を救はんが爲めに、スンド海峡通航稅を大いに引上げたことは、バルチック海方面に商權を伸張せんとしつゝあつた和蘭人の利害に反し、爲めに丁抹は瑞典との抗爭に期待し

てゐた和蘭人の援護を得ること能はざるに至つた。一六四三年瑞典攝政アクセル・オクセンスチェルナは和蘭人と謀を通じて、丁抹に向つて開戦し、一軍は進んでジュットランドを占領し、一軍はスコーネンを攻略した。クリスチャン四世は既に六十七歳の老齡であつたに拘はらず、親ら艦隊を指揮して、瑞典艦隊を撃退し、丁抹陸軍も亦瑞典軍を牽制して、丁抹諸島を占領すること能はざらしめた。然るに丁抹の貴族は各、自家の利を圖つて王を援けなかつた爲めに、王も遂に己むことを得ず一六四五年八月二十三日瑞典とブレムセブロ平和條約を結んで、那威のエムトランド及びヘリエダレン兩州並にバルチック海のエーゼル及びゴトランドの二島を瑞典に割譲し、且つ瑞典船にスンド通航税を課せざるべきことを約した。之と共に和蘭人とも條約を結んで、スンド通航税を低減し、且つ他國商船にも之を適用すべきことを約した。バルチック海の海上權は瑞典の掌裡に歸し、クリスチャン四世の志は遂に遂ぐることを得なかつた。畢竟するに、既に述べた如く、貴族が王命を奉ぜず、力を國家に盡さなかつたが爲めである。然るに王は外に向つて志を伸ばすことを得なかつたとはいへ、國內に於ては産業を奨励し、那威に於ては大いに礦業を起し、那威に新都クリスチアナ(オスロー)を建設した。また藝術學問を保護奨励して學校を増設した。市民及び農民は王に悦服した。然るに、貴族は廣大なる所領を有するに拘はらず、租税を免ぜられ、彼等の私利の損ぜらるゝ場合には、王命に抗して改革に反對した。外國戦争に於てさへ、彼等が王を助けなかつたことは既に前に述べた。丁抹王が國家の統一を固うして國運の開發を圖らんと欲せば、その爲めに先づ貴族の專横を打破することが必要であつた。

一六四八年クリスチャン四世歿するや、貴族より成る國務會議は太子フレデリック三世を國王に選舉した。王權は弱く、王は國務會議の議長たるに過ぎなかつた。丁抹及び波蘭に於て王權の弱く、貴族の專横にして國家の統一が強固でなかつたのと、獨逸が政治的及び宗教的分裂の爲めに多年の戦亂を生じ、國力が疲弊してゐたことは、瑞典の勢力が大いに興つて、バルチック海の制海權がその掌裡に歸するに至つたことに興つて力がある。

瑞典の勃興 一五二三年瑞典は丁抹王の權下を離れて獨立し、グスタフ・ワーズは國民議會に選舉せられて瑞典王の位に即いた。彼が丁抹との獨立戦争に成功することを得たのは、農民が國民思想に動かされて彼の下に奮戦したのに加へて、丁抹と争うてゐたリュベックが彼に艦船、軍隊、火砲並に軍資を送つて彼を助けたが爲めである。かくて一五二四年リュベックの仲介に依つてマルメーの平和條約が締結せられて瑞典は獨立を承認せられたが、戦後に於てグスタフ・ワーズは力を王權の伸張に用ひ、その爲めに先づ國庫の收入を増すことを圖つた。國民の中に於て、農民が王を助けたのに反して、貴族はやゝもすれば王權を制肘せんとし、土地の約三分二は寺領に屬し、戦争中にも僧侶は寧ろ心を丁抹に寄せてゐた。一五二七年ウエストロスの國會に、貴族、僧侶の外、市民及び農民の代表者も召集せられたが、議會は寺院領を擧げて王に上り、また一四四五年以後貴族領の寺領に歸したものを舊領主に還附すべきことを議決した。

寺領の没收に依つて國庫の収入は俄に増すことを得た。王が克く之に成功することを得たのは、貴族に利益を割いて彼等の反對を緩和したことの外に、新興の勢に依つて國民思想の勃興したのに加へて、獨逸に於ける宗教改革の影響は瑞典にも及び、王の保護の下に新教は國民の間に弘まり、王權を助けて舊教會の勢力を打破したが爲めである。瑞典の新教はルーテル派に屬し、之を輸入した者はルーテルの教授してゐたウィッテンベルヒ大學に學んだオラフ・ペテルソン及びその弟のロレンツであつた。而して王の宰相ロレンツ・アンダーソンは聖書を瑞典語に反譯した。而して新教が國民の間に益、弘まつたのは、その神學的教義の爲めといふよりも、王が舊教會の政治及び經濟的勢力を打破せんと欲して之を保護したると、羅馬教會の羈絆を脱して教會の國民的獨立を得んと欲する國民の思想を動かしたが爲めである。舊教會の勢力を回復せんが爲めに起つた反亂は容赦なく討壓せられた。嚮に獨立戰爭の際に、王はリュベックの後援を受けたに拘はらず、獨立成るの後、漸くその商業的特權を制限すると共に、國內に於て商工業の發達を保護し、之が爲めに外國の技師及び職工を招聘し、また英國及び和蘭と有利の通商條約を締結した。而して内は王權を強固にすると共に、外は海外に向つて國勢の發展を圖らんが爲めに、一萬五千人の常備軍を作り、且つ新に艦隊を建造した。國民は王の功績を讃頌し、今日に至るも尙ほ忘れずにある。一五四四年國會は王位がワーズ家の男統に依つて世襲せらるべきことを議決した。

瑞典と波蘭 一五六〇年グスタフ・ワーズ歿して長子エリヒ四世位を嗣いだ。瑞典王歴代の志は主とし

て、バルチック海の制海權を把握せんと欲するにあつた。エリヒ四世の代にエストランドは併合せられ、芬蘭灣フィンランドの北岸は夙くより瑞典領に屬してゐた爲めに、この方面に於ける瑞典の勢力は伸張して、海路露西亞に通ずる門戸は制扼せられたのである。而してこの爲めに丁抹等と北方七年戰役の起つたことは既に述べた。その後エリヒ四世は狂疾を發して暴虐であつた爲めに、弟ジョン等は貴族と共に彼を幽閉し、一五七七年國會は彼の廢位を決議し、ジョンは彼の後を襲いで王位を即いた。

ジョン三世は波蘭王ジギスムンド二世の女カタリナと結婚したが、一五七五年波蘭王ステファン・バトリStephan Bathory（カタリナの弟）と同盟して、露西亞帝イワン四世がエストランド及びリヴランドを攻略せんとするを妨げ、之と戰爭を始むるに至つた。瑞典及び波蘭聯合軍は初め不利であつたが、一五七八年ウエーデンの戰に勝利を得て後、兵勢大いに振ひ、瑞典軍はインゲルマンランド及びナルヴァを攻略し、波蘭軍は露西亞に侵入してブスコフを焚掠した。一五八二年羅馬法皇の使節ボセヴィノスの仲裁に依つて、先づ波蘭と露西亞との和議成り、翌年瑞典と露西亞との間に平和條約は締結せられ、之に依つて露西亞は波蘭にリヴランドを、瑞典にエストランドを與へた爲めに、露西亞はバルチック海より全く遮斷せられて、兩國に對して守勢の地位に立つこととなつた。かく瑞典の此の方面に於ける勢力は益、伸張したが、一五八六年ステファン・バトリが嗣なくして歿するや、ジョン三世の子ジギスムンド三世は波蘭國會に於て波蘭王位に選舉せられ、ついで一五九二年ジョン三世歿するに及んで、また瑞典王を兼攝することとなつた。

此に於て瑞典及び波蘭は國王を同じうするに至つたが、兩國民は民族宗教を異にしたのみならず、バルチック海に對する彼等の利害も一致し能はざるものであつた。瑞典人は波蘭王の下に、曾ては丁抹王の下にあつた時の如く、隸屬視せらるゝことを憤慨した。而してジギスムンド三世がジェズイト教徒の感化を受けて、極力カトリック教徒を保護した爲めに、リトワニヤに於ける希臘教徒は迫害せられて露西亞帝に保護を求むるに至つたが、瑞典人も亦王の保護の下にカトリック教の復興するに至らんことを虞れた。加ふるに瑞典に於て、王が父王ジョン三世と等しく貴族に倚頼したことは、嚮にグスタフ・ワーザに從つて國民的獨立の爲めに奮闘した市民及び農民を離叛するに至らしめた。彼等の國民思想は、彼等の新教的信仰と階級的利害と共に、王に反抗して國民的獨立運動を起すに至り、グスタフ・ワーザの末子ゼーデルマンランド公チャールスは彼等の首領に推された。一五九三年チャールスはウブサラに於て國會及び宗教大會を開いて、瑞典の國教が新教義に據ることを確定し、前王ジョン三世の代に作られたカトリック教的儀禮を廢し、一五九五年瑞典國會はチャールスを總督に選舉し、その翌年總べて國會に反抗する者は叛逆罪を以て處斷せらるべきことを決議した。是等の國會に於て市民及び農民階級は優勢を占めた。

ジギスムンド三世は瑞典人の反抗を討壓せんと欲し、一五九八年兵を率ゐて瑞典に侵入したが、チャールスは之を邀へ戦ひ、ストーンゲブローに於て大いに波蘭兵を破り、爲めにジギスムンドをして和を請うて波蘭に歸るの已むなきに至らしめた。一五九九年ストックホルムに於て開かれた國會は、ジギスムンド王

を廢してチャールスを世襲的攝政君公に推戴し、ついで一六〇四年彼は國會の決議に依つて世襲的國王の位に即き、瑞典は茲に波蘭と全く離れて獨立國家として再び興り、王はチャールス九世と號した。かくして王は位に即いた後、國內に於ては、彼に反對した貴族を抑壓し、外は波蘭を攻めてリヴランドを攻略したが、一六一一年王歿してグスタフ・アドルフ位を嗣いだ。その前に丁抹との戦争は始まつた。

グスタフ・アドルフと瑞典の膨脹　チャールス九世の下に瑞典は國家の獨立を回復したが、當時瑞典は丁抹の外に波蘭及び露西亞と三方に敵國を有してゐたのである。彼等の抗争は、畢竟するに、互にバルチック海の海上權を把握せんと欲するにあつて、當時露西亞は瑞典及び波蘭の爲めに海岸の地を奪はれてゐたので、彼等を破つて海に進出せんと欲することが、瑞典と争を生ずるに至つた原因である。而して波蘭と瑞典との間にはジギスムンド三世以來の王位に關する争も加はつてゐた。グスタフ・アドルフが位に即いた時は齡十七歳であつたが、既に始まつてゐた丁抹との戦争は瑞典に利あらずして、既に述べた如く、一六一三年遂にクネーレドKnoeredの和議を結ぶに至つた。されど之と共に王は和蘭と十五箇年の同盟條約を結んで丁抹を牽制し、此の方面に於ける後顧の憂を除き、力を露西亞及び波蘭方面に傾注することを得た。王は露西亞と戦争を始めたが、露西亞にてはロマノフ朝が新に帝位に即き、内亂の後國力の休養を要した爲めに、一六一七年ストルボヴァStolbowaの平和條約に依つて露西亞はインゲルマンランド及びカレリヤを瑞典に割譲した。王は露西亞がバルチック海に進出することは瑞典にとつて脅威たることを知つてゐた。王がバル

チック沿海州を占領したのは、此の海上に於ける瑞典の勢威を強固ならしめると共に、露西亞が海岸に進出することを阻止せんと欲したが爲めである。

次にグスタフ・アドルフは波蘭に向つて戦争を始めた。一六二一年彼はリガを占領して、リヴランドは彼の權下に屬した。時に獨逸にては三十年戦役既に始まつてゐた爲めに、彼は獨逸に干渉せんと欲して國に歸つた後、再び兵を率ゐて當時波蘭の藩屬國であつた普魯西及び波蘭領ヴィスチュラ地方に侵入して、ピラウ、エルピング及びマリエンブルグを占領した。既にして丁抹王クリスチャン四世が獨逸皇帝軍の將チリー及びワレンスタインの爲めに敗るゝや、グスタフ・アドルフは嚮に丁抹が波蘭と呼應して彼を挾撃せんとしたことの憂を免れたのみならず、丁抹が新に敗れた機會に乗じて之と同盟を約し、兩國は兵を合せて、ワレンスタインの爲めに包圍せられてゐたストラルズンドを救ひ、別に瑞典軍は波蘭軍とゴルゾノに戦うて之を破つた(一六二八)。グスタフ・アドルフの意は、獨逸戦争に干渉して、その沿海地方を占領せんと欲するにあつた。時に佛國宰相リシュリューはハップスブルグ家攻撃の大策を以て漸く三十年戦役に干渉せんと欲し、先づ瑞典をして全力を擧げて獨逸皇帝軍と戦ふことを得しめんが爲めに波蘭と休戦せしめんと欲し、乃ち兩國の間を仲裁して、一六二九年瑞典と波蘭との間にアルトマルク(マリエンブルグの附近)休戦條約を締結させた。之に依つて瑞典は既に占領したリヴランドの外に、メメル、ピラウ、エルピング及びダンチヒ平原の大部分を與へられた。かくて後グスタフ・アドルフは三十年戦役に干渉して、

親ら兵を率ゐて獨逸に侵入した。事は三十年戦役の章下に於て既に述べた。

グスタフ・アドルフの代に瑞典の勢威はバルチック海上に伸張し、その沿海地方は殆どその權下に屬した。王は外に向つて赫々たる偉業を擧ぐると共に、國內に於ても王權を伸張して、貴族をして等しく兵役及び納税の義務を負擔せしめ、大貴族には國會に於て特殊の地位を與へたとはいへ、尙ほ彼等の爲めに王權の制肘せらるゝことなく、國民の各階級に對して等しく國政に參與することを得しめ、以て國家の統一を強固ならしめることに力を用ひた。王は國民軍を作り、兵士は農民より徵集せられ、貴族は將校に任せられた。隨つて軍の士氣は、當時歐洲諸國に行はれてゐた傭兵主義の軍隊に比して遙かに優つてゐた。兵器及び戰術等も亦改良せられた。兵事の外に司法制度も改良せられ、また新に市制は制定せられた。經濟上に於ては、和蘭と通商條約を締結して國産の輸出を奨勵し、ゲテボルグ(前エルフスボルグ)は北海に向ふ商港として建設せられた。教育の上にも學校は増設せられ、ウプサラ大學は改良せられ、またリヴランドに於てドルパット大學は創立せられた。

グスタフ・アドルフ歿後の瑞典 一六三二年リユツェンの戰に於てグスタフ・アドルフの戰死するや、當時僅に六歳であつたクリスチナは位を嗣いだ。されど國政は宰相アクセル・オクセンスチエルナに依つて指導せられた。獨逸諸侯の瑞典に對する反感は漸く加はつた。丁抹及び波蘭は瑞典に向つて戦争を始めた。されど一六三五年波蘭との間に締結せられたスツィムスドルフの平和條約に依つて、瑞典は依然リヴ

ランドを併有し、また丁抹とは一六四五年ブレムセブロー平和條約に依つて、エムトランド及びヘリエダレン兩州の外にゴトランド及びエーゼルの二島を獲た。ついで一六四八年ウエストファリア平和條約に依つて、前ボメラニヤ、ブレイメン、ヴェルデン及びヴィスマルは瑞典領に歸した。事は總べて前章に於て之を述べた。オクセンスチエルナは克く艱難の時局に處して瑞典の爲めに領土を擴張し、バルチック海の制海權を把握することを得た。然るに國內に於ては、幼主位に在るに乘じて貴族の勢力は漸く加はり、一六三四年發布せられた憲法に依つて、最高級官吏は貴族の間より任命せらるゝこととなつた。

一六四四年女王クリスチナは丁年に達して國政を親らするに至つたが、學藝に心を委ねて政治に力めず、國政は依然宰相オクセンスチエルナが執行してゐた。而して女王がカトリック教に歸依するに及んで、民心漸く服せず、一六五四年六月女王は從兄ツヴァイ・ブリュッケンのファルツ伯チャールスを後嗣と定めて自ら位を退き、その後二箇月餘にして宰相オクセンスチエルナ亦病を以て歿した。この後クリスチナは白耳義、瑞西、佛蘭西等に巡遊した後、羅馬に移り、一六八九年羅馬に於て歿した。

チャールス十世は位に即くの後、一六五五年波蘭に侵入して遂にワルソウを占領したが、瑞典の勢力が過大なるに至らんことを懼れて、丁抹、墺地利(獨逸皇帝)、和蘭及び露西亞は瑞典に對抗して同盟を結び、嚮に瑞典に與みしてゐたブランデンブルグも同盟に加はつた。瑞典王は轉じて丁抹に侵入したるも、海上に於ては和蘭艦隊の爲めに破られ、陸上に於ては聯合軍の爲めにジュットランドより驅逐せられ、又コッ

ベンハーゲンを攻撃したるも、丁抹人が善く拒ぎ戦うた爲めに、遂に之を占領し得なかつた。かくて戦争未だ終らざる前、一六六〇年二月チャールス十世は俄に病歿して、尙ほ幼年であつたチャールス十一世が位を嗣いだ。この機に乗じて、英國、佛蘭西及び和蘭は協力して平和克復を圖り、一六六〇年五月、瑞典と波蘭、獨逸皇帝及びブランデンブルグとの間にオリヴァ(Oliva)平和條約が締結せられて、三國の領域は戦前に復したが、波蘭は瑞典王位に對する權利の主張を放棄し、普魯西は獨立公國たることを承認せられた。ついで六月瑞典及び丁抹の間にコッペンハーゲン平和條約成つて、ボルンホルム及びドロントタイムは丁抹に還附せられ、東海に外國船の通航を禁止する法令は廢止せられたが、嚮に一六五八年瑞典が丁抹に侵入して丁抹王に迫つて締約せしめたレスキルデ條約に於て割讓せられた、スコーネン、ブレキンゲン、ハラランド及びベフスレンは依然瑞典領に歸した。翌一六六一年六月瑞典と露西亞との間に於けるカルヂス平和條約に依つて、露西亞は戦争中にエストランド及びリヴランドに於て占領した地域を瑞典に還附し、瑞典はクールランドに於ける侵略地を放棄した。

右の平和諸條約に依つて、チャールス十世の始めた大戦争は終り、王が最初志した如く、西普魯西、クールランド及び波蘭の一部攻略は遂に目的を達すること能はず、丁抹に對しては寧ろ一步を譲つたといへ、波蘭をして瑞典王位に對する權利の主張を放棄せしめ、南瑞典に於て領土を擴張し、曩にウエストファリア條約に依つて獲得した北獨の領土と共に、バルチック海上に於ける優位は依然瑞典の掌裡に屬した。

バルチック海を中心とする沿海諸國はその制海權を獲得せんと欲して互に相争うたが、瑞典の勢威が伸張したのは、その武力が波蘭及び丁抹に優つたことと、ブランデンブルグ及び露西亞が未だ之に對して強硬に抗争し得なかつたこととの爲めである。されば瑞典が永くバルチック海の制海權を把握し得る爲めには、常に是等關係諸國を威壓するに足るほどの強大なる武力を要するのであつた。然るに餘りに多くの敵國を有してゐたことは、その國力の到底堪へ得ざるところであつた。多年に亘る戦争の爲めに財政は困難となつた。されば一六六〇年チャールス十一世が父の後を襲けて位に即くや、瑞典にとつて最も必要なことは國力の休養であつた。

瑞典も丁抹と同様に、内政に於ける弱點は、貴族が專横にして常に王權を制肘せんとしたことである。されど、瑞典が波蘭の如くに貴族の專横の爲めに國家の統一が崩壞するに至らなかつたのは、國王が小貴族及び農民の後援を得て、彼等の國民思想と新教的信仰とに據つて國民的統一を圖ると共に、外に向つて國民的利害に最も重大の關係あるバルチック海の制海權を把握せんが爲めに、自ら進んで先頭に立つて奮闘し、克くその目的を達し得たからである。

されど既に述べた如く、多年に亘る戦争は財政を困難ならしめ、チャールス十一世の位に即いて、齡尚ほ少なるに乗じて、貴族の專横は又もや始まつた。然るに王は成年に達した後、國力の充實を圖ると共に、専ら力を王權の伸張に用ひ、農民、市民、僱侶及び小貴族は王に後援を與へた爲めに、克く貴族の專横を制壓することを得た。而して佛國に於てコルベールの爲した如く、産業の開発を圖り、軍制を改革し、また王に忠順なる官僚組織に依つて行政の統一を圖ると共に、王權を益々強固にした。一六九三年の議會は主權の宣言に依つて、王の絶對君主權を承認し、茲に瑞典の君主專制政治は起つた。されど外政に於ては、佛國王ルイ十四世の和蘭侵略戰に際して、王が北獨逸に於ける領土を擁護せんと欲して佛國と聯盟した爲めに、ブランデンブルグ、和蘭及び丁抹を敵として戰ふに至り、海陸俱に利を失うたが、一六七九年和議成るに及んで、丁抹とは戰前の状態に復し、またブランデンブルグの爲めに殆ど占領せられたポメラニヤをも回復することを得た。

丁抹に於ける王權の伸張 丁抹に於ては、一六四八年フレデリック三世位に即いた後も、貴族は益々專横にして、その爲めに國家の強固なる統一は害せられた。丁抹が瑞典との戦争に敗れたのも、蓋し之が爲めである。瑞典王チャールス十世がコッペンハーゲンに迫つた際にも、克く之を防ぎ得たのは市民が王を佐けて奮闘したが爲めであつて、貴族は與つてゐなかつた。然るに、その後間もなく開かれた議會に於て、極めて必要であつた新稅案が上議せらるゝに及んで、貴族が依然私利を圖つて之に反對するや、市民及び僱侶の兩階級は憤慨して協力して貴族に反對し、遂に彼等の力に依つて憲法は修正せられ、從來の選舉王制は更められて、王位が世襲であり、且つ女系をも認むべきことが議決せられた。かくて一六六〇年瑞典との戦争を終つた後、一六七〇年クリスチャン五世位に即くや、戴冠式と共に詔勅は發布せられて、將來

國王は君主專制政治を擁護し、ルーテル派新教を奉じ、王位は男系に傳はり、男系絶えたる際には女系に依つて世襲せらるべきことが布告せられた。かく丁抹に於ても、市民及び僧侶の兩階級の思想と新教主義とは貴族の專横に反對して固き國民的統一を要求し、世襲的君主專制政治を起すに至らしめたのである。

一 ブランデンブルグの勃興

ブランデンブルグ選舉公國とホーヘンツォルレルン家
Brandenburg Prussia
は起つた。ブランデンブルグには、初めスエビー族、セムノネス族等獨逸民族が住居してゐたが、民族大遷移の際に、彼等が西方に移住するに及んで、東方のスラヴ民族は來り、彼等に代つて此の地方を占領した。然るに十世紀獨逸帝ヘンリー一世の代、帝は是等のスラヴ民族—ヴェンド人—を征して之を破り、邊境防禦の爲めにノルド・マルク（北方邊境州、後の古邊境州アルトマルクを建てたが、次帝オットー大帝（九三六—九七三）は彼等を基督教に教化せんが爲めに、ハヴェルベルヒ及びブランデンブルグの兩司教區を設置した。その後一三四年（長承三）獨逸皇帝ロタールはアスカニヤ家のアルブレヒト（綽名熊）にノルド・マルクを與へたが、アルブレヒトはプリグニツ地方を征服し、ついでブランデンブルグの基督教に歸依したヴェンド人の酋長プリビスラウと條約を結んで、その所領を得、初めてブランデンブルグ邊境伯と稱した。その後、約二百年の久しき間、アスカニヤ家はブランデンブルグ邊境伯として此の地方を領有してゐたが、一三二〇年アスカニヤ家が斷絶するに及んで、バヴァリアのウィッテルスバハ家が之に

代り、一三五六年の金章令に依つて選舉公の位を與へられた。一三七三年獨逸皇帝チャールス四世は（ルクサンブルグ家）はウィッテルスバハ家よりブランデンブルグを收め、帝の歿後、次子ジギスムンドはこの地を領有したが、ジギスムンドが皇帝に選舉せられた後、一四一五年（應永二二）ホーヘンツォルレルン家のフレデリックはブランデンブルグ選舉公に封ぜられた。

ホーヘンツォルレルン家は南獨逸の小諸侯であつて、シュワビヤに所領を有し、居城はヘヒンゲンに近きツォルレルン山上に在つた。ホーヘンツォルレルンの家名は之より起つたのである。而して十二世紀末にホーヘンツォルレルン家はニュルンベルヒの城伯に任ぜられて、その後この職を世襲してゐたが、フレデリックに至つて、前に述べた如く、ブランデンブルグ選舉公に封ぜられたのである。

かくてホーヘンツォルレルン家はブランデンブルグ選舉公の位を世襲してゐたが、ヨアヒムの代（一四九九—一五三五）に宗教改革は始まり、公は之に反對したるも、次公ヨアヒム二世（一五三五—一五七二）は新教に歸依し、一五三九年令を發してルーテル派新教を國教と定めた。この後選舉公ジョン・ジギスムンド（一六〇八—一六一九）の代に至つて、一六〇九年ユーリヒ公が嗣なくして歿するや、ジギスムンドは夫人がユーリヒ公の姉の子であることの故を以て遺領相續の權利あることを主張し、ノイブルグのファルツ伯も亦ユーリヒ公の甥に當る故を以てその遺領を要求した爲めに、双方の間に爭議を生じたが、一六一四年サンテン條約に依つて、ユーリヒ公の遺領は分配せられ、之に依つてブランデンブルグ選舉公はク

レーヴ、マルク及びラヴェンズベルヒを、ファルツ伯はユーリヒ及びベルヒを各、併有することとなつた。
Cleve Mark Ravensberg Jülich Berg
 ついで普魯西公アルブレヒト・フレデリックの歿するや、ジギスムンドは夫人が普魯西公の女なる故を以て、その遺領を相続した爲めに、ブランデンブルグ選挙公の領土は東西に伸張し、且つ普魯西公の爵號を兼有するに至つた。

普魯西公國 普魯西の名は、スラヴ民族の一部族普魯西族より起つたものである。彼等はヴィスチュラ及びニーメン兩河の下流地方にゐたが、十三世紀に獨逸騎士團の爲めに征服せられて、この地方は騎士團の所領となつた。その後騎士團は東南に向つて益々領土を擴張したが、十五世紀の初めタンネンベルヒの戦(一四一〇)に、彼等は波蘭軍の爲めに破られて、一四六六年トルンの條約に依つて、西普魯西は波蘭領に併合せられ、東普魯西は波蘭王の宗主权の下に、騎士團が之を領有することとなつた。獨逸に宗教改革が起つた頃、騎士團長アルブレヒトはホーヘンツォルレン家の一支族であつて遂に新教に歸依し、また所領の名を普魯西公國と改めた。されど波蘭王の封建君主權を仰ぐ一諸侯であつたが、一六一八年アルブレヒトの血統絶えるに及んで、前節に述べた如く、ブランデンブルグ選挙公ジョン・ジギスムンドはその遺領を相続することとなつたのである。

ブランデンブルグの勃興 一六一九年ジョン・ジギスムンド歿して、子ジョージ・ウィリヤム(一六一九—一六四〇)位を嗣いだ。彼の代に三十年戦役は起つたのであるが、彼は之に對して中立を守ると共に、

國內に於ては君主權を固うすることに力めたといへ、尙ほこの大戦役の影響を被つて國力は爲めに疲弊した。

一六四〇年フレデリック・ウィリヤムは父の後を襲けて選挙公の位に即いた。而して彼の下にブランデンブルグの勢威は大いに興つた。故に彼は、史に大選挙公と稱せられてゐる。彼の代にウエストファリア平和條約は締結せられて、ブランデンブルグはウェーゼル河畔のミンデン(司教領)、エルベ河畔のマグデブルグ(大司教領)、並にハルベルスタット(司教領)及びカミン(司教領)の外に、後ボメラニアを得て、バルチック海岸に進出したといへ、その西、前ボメラニアは瑞典領となり、東隣の西普魯西は波蘭領に屬して、東普魯西(普魯西公國)との連絡は絶たれてゐた。

かくブランデンブルグ選挙公の領土は東西に廣く亘り、本領ブランデンブルグ地方とウェーゼル河畔及びライン河畔の領土及び東普魯西との間に連絡の斷たれてゐたと共に、是等地方は各、古來の制度を保存してゐた爲めに、行政に統一がなかつた。大選挙公は位に即いて以來益々君主權の伸張を圖り、産業を奨励して、國力を養ふと共に、各地方の行政的統一を固うすることに力を用ひた。而して外は當時の國際問題に關與して、ブランデンブルグの勢威を伸張することを怠らなかつた。彼は瑞典と波蘭との戦争に關與して、その間に於て巧に漁父の利を占めた。瑞典が波蘭と戦ふに方つてブランデンブルグを敵とすること、嘗に側面より攻撃せらるゝのみならず、また背後を斷たるゝ虞があつた。而して波蘭も亦瑞典との戦

争に於て、ブランデンブルグの援護を得ることが必要であつた。一六五五年瑞典王チャールス十世が波蘭と戦争を始め、波蘭領の普魯西を占領し、遂に普魯西公國に侵入するや、普魯西公位を兼攝してゐた大選舉公は、ケーニヒスベルヒ條約（一六五六年正月）に依つて、普魯西に對する瑞典王の封建君主權を承認し、且つ援兵を出すことを約した。ついで獨逸皇帝及び丁抹が波蘭を援けて瑞典人と戦ひ、波蘭人も亦瑞典人に對する國民的及び宗教的敵愾心に動かされて奮闘し、兵勢爲めに大いに振ふや、瑞典王は彼等に對抗する爲めに益、ブランデンブルグの應援を必要とし、大選舉公に、Posen、Katitz、Leisvatk、Stewardz及びシエラツを占領して、之を併有することを承認した。此に於て大選舉公は兵を發して瑞典軍と合し、ワルソウ附近に於て三日に亘つて波蘭軍と戦うて大いに之を破つた。されど大選舉公は瑞典王の爲めに永く利用せらるゝことを欲せず、戦勝の後、直に兵を率ゐて國に歸つたが、波蘭に於ける瑞典軍の勢漸く不利に傾き、海上に於て和蘭及び丁抹艦隊は瑞典艦隊を壓迫し、露西亞兵も亦リヴランドに侵入するに及んで、瑞典王はブランデンブルグの援助を得ることが益、必要となつた爲めに、一六五六年十一月ラビアウの條約に於て、大選舉公に普魯西公國に對する主權を承認し、前にケーニヒスベルヒ條約に於て約せられた瑞典王の普魯西公國に對する封建君主權は茲に放棄せられたのである。されど之が爲めに、大選舉公は瑞典に反對せる聯盟諸國を敵として戦ふ危険を冒さねばならぬこととなつた。此に於て彼は態度を一變した。一六五七年ウエーラウ平和條約に於て波蘭と和し、且つ之と同盟を約し、波蘭は普魯西公國に對

する古來の封建君主權を放棄し、茲に普魯西公國は全くブランデンブルグ選挙公の權下に屬することとなつた。ついで大選舉公は丁抹及び墺地利とも同盟を約して、瑞典の優勢を打破せんと欲する大聯盟に加はつた。ブランデンブルグ兵は聯盟軍と共にジュットランドに進んで、瑞典軍の此の地に侵入したものを驅逐したが、瑞典王チャールス十世歿した後、オリヴァ條約に於て波蘭及び獨逸皇帝と俱に瑞典と和を結んだことは既に前に述べた。

ブランデンブルグの武威は揚り、その向背は北歐の國際關係に於て重きを爲すに至つた。その後佛國王ルイ十四世が和蘭戦役を始むるや、大選舉公はアルサス方面に出征して、佛國軍をして退却するの已むなきに至らしめ、ついで東に轉じ、瑞典兵の侵入し來るをフェールベリンに於て邀撃して大いに之を破つた。獨逸皇帝、丁抹及び和蘭は相次いで瑞典に對して宣戰した。ブランデンブルグ軍は彼等と呼應して、瑞典軍を破つてポメラニヤより驅逐した。然るに一六七九年ニムウエーゲン平和條約結ばれて後、墺地利バヴアリア等はブランデンブルグの強大に過ぐることを欲せず、之に應援を與へなかつた爲めに、大選舉公も遂に同年サン・ジェルマン・アン・レイの平和條約に於て、既に占領したポメラニヤの殆ど全部を瑞典に還附して和を結ぶの已むなきに至つた。大選舉公は深く獨逸皇帝の態度を憤慨した。彼は窃かにルイ十四世とサン・ジェルマン秘密同盟條約を結んで、佛國の後援を得て、瑞典よりポメラニヤを奪還せんと企てた。ルイ十四世が復合委員會を設置して領土を擴張し得たのは、獨逸に於て有力のブランデンブルグが皇

帝に反對して、佛國と同盟してゐたことが與つて大いに力あつたのである。然るにルイ十四世がブランデンブルグを授けてポメラニヤを併合せしむることの意なきこと漸く明かなるに及んで、大選擧公は之と絶つて和蘭と同盟し、佛國の新教徒が遁れ來るを迎へ、一佛國元帥Schonberg ションベルヒも大選擧公に仕へるに至つた。また獨逸皇帝との間に往昔の關係を回復し、佛國に對して敵對の政策を取り、戰爭の際には巴里に向つて進撃する作戰計畫をも立てた。

一六六八年大選擧公は病を以て歿した。彼の代にブランデンブルグの勢力は大いに興つた。國內に於て君主權は伸張して國家の統一は固く、財政は整ひ、兵力は強大となり、領土も膨脹し、且つ普魯西公國に對して完全なる主權を獲得することを得た。彼の政策は主としてブランデンブルグの強大を圖るにあつて、彼は克くその目的を達することを得たのである。

三 十六七世紀に於ける東歐の情勢

波蘭と墺地利 十五世紀の末、波蘭はヤゲロ朝の下に東歐に於ける強國として威を揮ひ、その領土は黒海よりバルチック海に及び、東北はリトワニヤを併せて露西亞を壓迫し、西南はボヘミヤ及び洪牙利の王位を同王朝の下に兼攝して、墺地利ハップスブルグ家と對峙してゐた。而して十五世紀の初めタンネンベルヒの戰に獨逸騎士團に克つた後、西普魯西は波蘭領に屬し、東普魯西は波蘭王の封建君主權の下に獨逸騎士團の領土であつた。(後にブランデンブルグが東普魯西を領有するに至つたことは前に述べた。)

然るに土耳其人の勢威が西北に伸張するに及んで、洪牙利は漸く彼等の爲めに侵略せられ、波蘭及び墺地利はいづれも彼等の爲めに脅威せらるゝに至つた。かく土耳其人に對抗する上に於て波蘭及び墺地利は利害を等しうし、且つ同じくカトリック教を奉じてゐたに加へて、墺地利ハップスブルグ家は獨逸皇帝の位に在つて、佛蘭西と戰ふに方つて後顧の憂なからんことを希ひ、波蘭も東方露西亞に向つて進撃するに方つて同じ必要を感じてゐた爲めに、兩國は互に相接近して、その間に親密の關係が結ばるゝに至つた。

一五一五年ウィーンに於て波蘭王ジギスムンド一世及びその兄でボヘミヤ及び洪牙利の王位を兼ねてゐたウラヂスラウ四世は、獨逸皇帝マキシミリアンと會して、互に親密を約して姻戚の關係を結び、獨逸皇帝Maximilian の孫マリヤをウラヂスラウ四世の嗣ルイに嫁すると共に、ウラヂスラウ四世の女アンナを獨逸皇帝の孫Maximilian ユルヂナンドに妻はすことが約束せられた。かくハップスブルグ家とヤゲロ家とは互に協力して土耳其人に對抗すべきことを約したのであるが、一五二六年洪牙利王ルイがモハチに於て土耳其人と戦うて戦死し、嗣子のなかつた爲めに、洪牙利及びボヘミヤは遂にハップスブルグ家の領土となるに至つた。

獨逸帝チャールズが位に即いた後も、土耳其人に對抗する必要よりして、波蘭との間に親善の關係は保持せられ、波蘭は土耳其人防禦の爲めに獨逸皇帝の援助を得ると共に、獨逸方面より脅威せらるゝの憂なきに乗じて、東は露西亞、北はバルチック海方面に向つて發展した。ジギスムンド一世(一五〇六一一五四八)及びジギスムンド二世(一五四八一—一五七二)の代に波蘭の領土は益々膨脹した。一五二五年獨逸

騎士團領の東普魯西が名を普魯西公國と改めた後も、波蘭王は之に對して依然封建君主權を保有してゐた。ついでリヴランドは殆ど悉く波蘭領に屬し、クールランドは波蘭王の封建君主權を仰ぎ、またリトワニヤとの關係は、一五六九年ルプリン聯合に依つて、兩國は單に同一君主を戴くのみならず、事實に於て合體して一國となり、南方に於てドニエブル河畔のコサックも亦波蘭王の權下に屬するに至つた。波蘭の隆昌は、隣境に強國の未だその發展を阻害するものゝなかつたが爲めである。

然るに一五七二年ジギスムンド二世歿してヤゲロ朝絶えるに及んで、波蘭は選舉王國となり、この後は外國君公と雖も國王に選舉せらるゝこととなつた。波蘭の國民的統一が破壊せられて衰亡の悲運に向うたのは茲に始まつたのである。ジギスムンド二世の歿後、貴族より成る國會は、佛國王チャールス九世の弟アンジュー公ヘンリーを王位に選舉したが、一五七四年佛國王チャールス九世が歿するや、ヘンリーはその後を襲いで王位に即かんが爲めに、密かに波蘭を遁れて佛國に歸つた爲めに、國會はジーベンピュルゲンの大守ステファン・バトリイを國王に選舉した。バトリイは智勇優れて用兵に長じ、當時の名將に數へられてゐた。彼は露西亞軍と戦うて之を破り、遂にリヴランドを舊の如く波蘭の領土に屬せしめた。一五八六年バトリイ歿するや、瑞典王子ジギスムンドは國王に選舉せられ、一五九二年ジギスムンド三世が瑞典王位をも兼攝するに至つたことは既に前に述べた。この後瑞典と波蘭とは互にバルチックの制海權を争ひ、加ふるに瑞典人は波蘭王の權下を脱せんと欲して、彼等の間に多年に亘る國民的戦争の起るに至つた

ことも、亦既に前に述べた。而してブランデンブルグは大選舉公フレデリック・ウィリヤムの下に國勢興つて、瑞典波蘭戦争に關與して、一時は波蘭西境地方を占領し、平和條約の結ばるゝに及んで、遂に波蘭王をして普魯西公國に對する封建君主權を放棄するに至らしめた。波蘭と瑞典及びブランデンブルグとの戦争も、亦舊教徒と新教徒との宗教戦争たる性質を有してゐた。而して波蘭と露西亞との間にも、カトリック教と希臘教との宗教的反目があつたのに加へて、露西亞の國家的統一が強固なるに隨つて、波蘭はその侵略を被るに至つた。

波蘭はその地理的位置よりして、民族及び宗教を異にする獨逸人及び露西亞人の間に介在して、彼等との間に何ら自然的境界線なく、平野の上に於て接壤し、兩方面より攻撃せらるゝ危険あるに加へて、バルチック海を隔てて瑞典と對峙して、之と海上權を争はねばならぬ關係にあつた。波蘭人が是等の敵國に對抗して、彼等の國民的獨立を擁護し、進んで國勢の發展を圖らんと欲せば、彼等は國家として固く統一せらるゝことが何より必要であつたのである。然るに波蘭が選舉王國となつた後、政權は益々貴族に歸し、名は王國と稱せらるゝも、事實は貴族政治であつて、加ふるに貴族の間に統制なく、爲めに國家の統一は破壊せられた。貴族の専横にして各々私利を謀り、統制のなかつたことは、波蘭が遂に衰亡するに至つた主たる原因である。

露西亞の統一 十三世紀に露西亞は蒙古人に征服せられた後、露西亞の諸君公は彼等の權下に服屬して、

欽察汗の封冊を受け、貢賦を納めてゐたといへ、露西亞人の民族的自覺と彼等の希臘教に據る信仰とは、その爲めに破壊せらるゝことなくして存続した。かくて十四世紀に至つてモスコウ公國の勢力は漸く興り、近隣の諸公國を併合して大公國と稱し、大公ドミトリ・イワノヴィチ（一三五九—一三八九）は初めて蒙古人に對して獨立戰爭を試みた。然るにモスコウ大公に服屬してゐた諸君公が後難を懼れて、彼の期待した如き援助を彼に與へなかつたのに反して、欽察汗は大軍を率ゐてモスコウ領内に侵入した爲めに、ドミトリ大公は遂に之を禦ぐこと能はずして降服するに至つた。されど彼が獨立戰爭の初めドン河畔に於て蒙古人と戦うて之を破つたことは、露西亞人に彼等の力を自覺せしめた。彼等は大公ドミトリの戰勝を讃頌して、彼にドンスコイの稱號を上つた。この後モスコウ大公の政策は、諸公國の割據主義を打破して彼等を併合し、中央權力の下に國家を固く統一すると共に、機會到らば、之に乗じて蒙古人の羈絆を脱せんと欲するにあつた。

一四六二年イワン三世がモスコウ大公の位に即くや、君主權を強大にして國家の統一を固うすると共に、近隣諸國—ツエル、ロストフ、ヤロスラフ、リヤザン諸公國及びノヴゴロド共和國—を併合して領土を擴めた。而して一四七二年彼が東羅馬皇帝の皇女ソフィヤと結婚したことは、彼に更に權威を加へ、彼は既に亡びたる東羅馬帝國の後繼者たることを以て自ら任じ、初めて皇帝ツァーリと稱し、またこの結婚に依つて輸入せられた東羅馬帝國の宮廷制度は彼の獨裁政治を益、助長した。

かくてイワン三世は、欽察汗國に内訌を生じて、クリム汗國カザン汗國等分離して勢威衰ふるに乗じて、獨立戰爭を始めたが、彼が獨立の目的を達し、露西亞人が多年苦しんでゐた蒙古人の羈絆を脱することを得たのは、彼がこの戰爭に勝つた爲めといふよりも、寧ろ欽察汗國が内訌内訌の爲めに分裂瓦解して、一五〇二年遂に亡んだが爲めである。されど欽察汗國の分裂瓦解に依つて、クリム、カザン及びノガイ三汗國を始め、韃靼人その他の遊牧民族は屢、モスコウ大公國に侵寇した爲めに、露西亞人は彼等に對して、最初は寧ろ防勢を取つてゐたが、國勢興るに隨つて漸く攻勢に轉じて、遂に彼等を征服するに至つたのである。イワン三世の後、ワシリー三世を経てイワン四世（一五三三—一五八四）に至つて、從來やゝもすれば帝權に反對した大貴族は制壓せられて、露西亞は皇帝の獨裁政治の下に統一せられた中央集權の國家として興つた。而してイワン四世に依つてカザン汗國は征服せられて（一五五二）、ヴォルガ河及びカマ河流域Volgaの廣大なる地域は露西亞人の移住に開かれ、ついでアストラハンも亦占領せられた。帝は東海岸地方をも占領して、西歐諸國と海路に依つて直接に交通することを得んと欲し、この地方を領有してゐた獨逸騎士團の勢威衰ふるに乗じて、兵を率ゐてリヴランドに侵入した。然るに瑞典及び波蘭が彼の撤兵を要求した爲めに、兩國との間に戰爭を生じたが、露國軍は遂に利あらずして、一五八二年波蘭との和議に依つてリヴランドより撤退し、ついで瑞典とも和議を結んで、エストランド及び戰爭中瑞典軍が露國領に侵入して占領した三市—ヤム、コポリエ、及びコレラー—を割讓するの已むなきに至つた。

かくイワン四世が東海岸地方を攻略せんと欲した計畫は失敗に終つたが、彼の志は此の後ベートル大帝に依つて繼紹せられて、遂に目的を達することを得たのである。されどイワン四世の代に、東方西比利亞の征略は始まつた。

既に十四世紀に於て露西亞人はウラル山脈以東に移住し、ノヴゴロドの商人でオビ河及びタス河地方まで進出した者もあつた。イワン三世の代、十五世紀の末及び十六世紀の初に、オビ河下流に至る迄ペルム地方は占領せられた。然るに十六世紀の後半、シビル汗クチュックがトボルスクに據つて、近傍諸民族を征服して勢威を揮ふに及んで、露西亞人の東方發展はその爲めに阻害せられたのみならず、露西亞の東境に所領を有してゐたストロガノフ家は常にシビル汗の侵掠に苦しんだ。

ストロガノフ家は初めノヴゴロドの大貴族であつたと傳へられてゐる。ノヴゴロドが亡びた後も、露國の東境に所領を有してゐたが、漸く之を擴めてカマ河の流域ウラル山脈に至る迄廣大なる地域を領有するに至つた。而してその所領が遊牧蠻民に接觸してゐた爲めに、ストロガノフ家は、モスコウ皇帝の許可を得て、所領内に城塞を築き、兵を蓄へて蠻民の襲撃に備へてゐたが、クチュック汗が西部西比利亞に據つて屢々、侵寇するや、之を逆撃せんが爲めに、一五八二年コサックの頭目イェルマックをして部下を率ゐて東征せしめ、イェルマックはクチュック汗の兵を破つて、その本據シビルを占領して、その領土は彼の權下に征服せられた。此に於てイェルマックはストロガノフ家を経て、之を帝イワン四世に報告すると共に、

別に部將をモスコウに遣して、彼が新に征服した西比利亞の地を擧げて之を帝に獻じた。その後イェルマックは露國兵の増援を得て益々東進を續けたが、一五八三年イルチシユ河畔に於て伏兵の襲撃を被つて戦死した。されど彼の部下のコサックは之に屈せずして益々東方に向つて進んだ。露西亞が西比利亞を領有するに至つたのは、茲に始まるのである。

されば、イワン四世の代に露西亞の領域は著しく東方に伸張したのであるが、南境はやうやくオカ河に達したに過ぎなかつた。而して、その南は當時荒原地方と稱せられて、露西亞人の此の地方に移住した者はコサックだけであつた。彼等はモスコウ帝の制令に服せず、彼等の選舉した頭目アタマンの下に自治團體を作つて、漁獵を以て業とし、また劫盜を事として、營に韃靼人の市邑を劫掠したのみならず、またクリム地方に通商する露國商人をも劫掠したのである。イェルマックも是等コサックの一頭目であつたが、モスコウ政府の逮捕を遁れて、ストロガノフ家に頼つてその兵となり、やがて西比利亞の征服を始むるに至つたのである。

一五四八年イワン四世歿して子フェオドルは位を嗣いだが、一五九八年歿して後嗣なきや、帝位相續の争が起り、貴族間に於ける權勢の争と關連して、前後十數年に亘る争亂を生ずるに至つた。隣境の瑞典及び波蘭は露國の内亂に乗じて侵略を逞しうし、瑞典はノヴゴロド及び芬蘭沿岸の地を占領し、波蘭はモレンスク及び西南諸市を攻略し、モスコウも一時は波蘭人の爲めに占領せられた。

然るにモスコウが、異教徒であり且つ世仇とも稱すべき波蘭人の爲めに占領せられたことは、露西亞人の宗教的及び國民的敵愾心を奮起せしめた。その中心となつたものは教會であつて、大主教始め僧侶は國民を激勵した。外敵を驅逐して國家の統一を回復する目的を以て、國民運動が起つた。貴族及び市民の聯合に成る國民軍は遂にモスコウを奪還し、内亂を鎮定して國家の統一を回復し、一六一三年國民會議を開き、大主教であつた貴族フイラレトの子ミハイル・ロマノフを選舉して皇帝の位に即かしめた。ロマノフ朝は茲に始まつたのである。抑、イワン三世よりワシリイ三世を経てイワン四世に至る迄の間に、露西亞が蒙古人の羈絆を脱したるのみならず、帝權の下に多年分裂してゐた諸公國を統一し、またイワン四世歿後の内亂が鎮定せられて遂に國家の統一が回復せらるゝことを得たのは、既に述べた如く、蒙古人に征服せられてゐた間にも失はれなかつた、露西亞人の民族思想と彼等を統一した教會とが、モスコウ皇帝の統一政策を助けたが爲めである。而してモスコウ皇帝が克く諸公國を統一し、且つ外敵に對抗し得たのは、その君主專制政治の下に兵力及び財力を統制したが爲めであつて、君主專制政治は、内外の敵と戦ふ爲めの必要に依つて益、發達したのである。而してモスコウ皇帝の下に成つた國家の統一は回復し得られたとはいへ、その領域は尙ほ狭く、自然的境界線なき東歐の平野に於て、露國は異民族及び異教徒の爲めに包圍せられてゐた。彼等に對抗して國境を防禦し、進んで國勢を伸張し、領域の膨脹を圖る爲めには、君主專制政治に依つて國家の中央集權的統一を強固にすることが益、必要であつたのである。

ロマノフ朝の起つた後、政府は内亂時代に破壊せられた社會の秩序を回復することに力を用ひると共に、外は波蘭及び瑞典と戦争を續け、また土耳其との交渉も始まつたが、十七世紀の末ペートル大帝の出づる迄は、露國の國境は大概従前と等しく、未だ大いに發展するに至らなかつた。されど波蘭が瑞典と戦ひ、また選舉王國となつて、國運漸く衰退に向ふに及んで、露國は以前の如く波蘭の爲めに脅威せらるゝ憂がなくなつた。されど、また一面に於て、露國が内亂後暫く續いた疲弊と波蘭との戦争の爲めに力を他に多く用ひ得なかつたことは、瑞典が東海岸を占領し、バルチック海上に勢威を伸張するを得たことに與つて力あつたのである。

土耳其と墺地利 「シュルタン」スレーマン二世（一五二〇—一五六六）の代は土耳其の全盛時代であつた。彼はモハチの戦（一五二六）に洪牙利王ルイに勝つた後、洪牙利は殆ど悉く併合せられ、黒海北岸の地も彼の權下に屬し、東地中海の制海權亦土耳其艦隊の掌裡にあつた。然るに彼の歿後に於て、土耳其の衰運は始まつた。土耳其の衰因は種々ある。その主たる原因は、政治の腐敗と紀綱の頹廢とである。土耳其の勃興當時に於ては、有爲なシュルタンは親ら軍に將として攻城野戰の勞に服した。然るにスレーマン二世以後、英明の君主、彼の後を紹ぐ者なきに加へて、彼等は後宮の逸樂に耽つて親しく軍務に服せず、政治は左右の嬖臣に委ねられた爲めに、茲に腐敗と頹廢とは生じた。而して土耳其の盛時に於ても、地方行政並に中央政府の實務は希臘人に任せられてゐた爲めに、紀綱頹廢すると共に、彼等は私利を圖つて百

弊生じ、政治は腐敗するのみであつた。且つ土耳其の帝位はオスマンの血統に限られてゐたといへ、最年長者が帝位に即くこととなつてゐた結果は、宮廷的革命屢、起り、皇帝の在位短く、非命に死した皇帝も尠くなかつた。之も亦土耳其の衰因の一に數ふべきものである。而して土耳其の勢力は武力に據り、武力の中堅は有名なるイェニチェリ隊であつた。然るにイェニチェリ隊が従前の戦闘力を失うて唯横暴を逞しうするに至つたことも、國勢の衰ふるに至つた原因の一である。スレーマン二世の代に、既にイェニチェリ隊の横暴は始まつたが、帝は克く之を制壓することを得た。されど一五六六年に彼等は結婚を許され、ついで彼等の子孫は父祖の業を繼紹した爲めに、イェニチェリ隊は世襲的武士の一團體をなし、隨つて彼等は彼等の特權を維持せんが爲めに、他の新に之に加はらんとする者を拒み、一六七六年以後は従前の如く基督教徒の幼童を徴發して、イェニチェリ隊に補充することを廢絶するに至つた。即ちイェニチェリ隊が最初創設せられた精神は茲に全く失はれたのである。而して彼等に、軍役以外に職業を營み、金錢に依つて彼等に代つて軍役に就く者を出すことを許された爲めに、イェニチェリ隊の往昔の戦闘力は失はれて、唯武力を有する團體として横暴を逞しうするに至つた。

土耳其、その盛時に方つて、廣大なる領土を獲得するに至つたのは、彼等の卓越せる武力の外に、希臘帝國の勢力既に衰へ、バルカン半島内の諸民族に一致協力の缺けてゐたが爲めである。獨逸帝チャールス五世が富強の力を以て尙ほ彼等に對して攻勢を取り得なかつたのは、宗教改革後、獨逸帝國內に於ける諸

侯の分裂が益、甚しかつたのに加へて、佛國王フランシス一世との間に戦争起り、爲めに十分力を東方に用ひ得なかつたが爲めである。且つ佛國王は土耳其と聯盟を結んで、獨逸帝を挾撃せんと圖つた。されば十七世紀に至つて、獨逸に三十年戦役始まり、中歐が大争亂の巻となつた際は、土耳其にとつて西進の兵を進める爲めに乘すべき絶好機會であつた。然るに土耳其人は何らこの機會に乗ずることを敢てしなかつた。彼等の盛運は既に傾き、往昔の氣勢は失はれてゐたのである。

三十年戦役は獨逸を疲弊せしめて、その國家の統一を破壊した。されどウエストファリア條約に依つて、宗教改革後に於ける内亂は一段落を告げ、諸侯割據の狀勢が確定すると共に、ハップスブルグ家はその本領たる奥地利及び洪牙利の爲めに、土耳其に向つて漸く攻勢を取ることを得るに至つた。されどハップスブルグ家が獨逸皇帝の位にあり、且つ西歐に領土を有してゐる間、西歐に於ける重大なる國際問題に對して全く無關心なること能はず、爲めにその對外政策の重點は事件の輕重に隨つて或は東に或は西に轉じた。

十七世紀の後半に於て、土耳其はヴェニス、ハップスブルグ家、波蘭及び露西亞と戦うた。東地中海の制海權が土耳其人の掌裡に歸した後も、クリート島は依然ヴェニス領に屬し、また聖ジョン騎士團(ホス・ビタラー騎士團)はマルタ島に據つて、彼等の西侵を阻止してゐた。スレーマン二世の歿後、土耳其の勢力漸く衰ふるに乗じて、ヴェニス人は彼等に對して攻勢を取り、土耳其艦隊を襲撃して之を破り、またその商船を劫掠し、一六五六年提督モセニゴは(Dardanelles)ダルダネルス海峽附近に於て土耳其艦隊と戦つて大いに之を

破り、レムノス及びテネドス二島を占領して、コンスタンチノールを脅威した。

Lemnos

Tenedos

然るに一六五六年アルバニアの人モハメッド・キュープリリが土耳其の大宰相に擧げらるゝや、七十歳の

Mouhammed Kimpilli

Grand Vizier

老齡に拘はらず、銳意衰勢の挽回を圖り、政弊を刷新し、財政を整理すると共に、イエニチエリ隊の横暴を制壓して(イエニチエリ隊の命に抗する者四千人は一時に誅せられた)、海陸軍の軍紀を肅正した。彼の執政の下に國勢は再び興つた。土耳其艦隊はヴェニス艦隊をダルダネルス海峡より驅逐して、レムノス及びテネドス二島を奪還したのみならず、進んでクリート島を攻撃した。而して一六五八年には老宰相自ら兵を率ゐて、背叛したるトランシルヴァニアの知事ジョージ・ラコチー二世を討伐して之に克ち、彼を廢した後、従前の貢賦を増して土耳其に服屬せしめた。

Transylvania

George Rakoczy

一六六一年モハメッド・キュープリリ歿して子アクメット大宰相となるや、彼は洪牙利に侵入して墺地利

Achmet

軍と戦うた後(事は後に述べる)、一六六六年自ら海陸軍を率ゐてヴェニスを攻撃した。佛國王ルイ十四世は援兵をヴェニスに派遣した。爲めに土耳其軍は遂にヴェニスを攻略し得なかつたけれども、一六六九年久しく包圍してゐたカンヂヤは遂に陥り、クリート島は、スダ、カラブサ及びスピナ・ルルガ三港を除くの外、悉く土耳其人の權下に征服せられた。その後、間もなく、土耳其とヴェニスとの間に和議は結ばれたが、一六八三年土耳其軍がウィーンの前に敗るゝや(事は後に述べる)、ヴェニスはこの機に乗じて土耳其に向つて攻撃的戦争を始めた。一六八四年羅馬法皇の下に神聖同盟が締結せられた。同盟は初め、ヴェ

ニス、墺地利、和蘭及びマルタ島の聖ジョン騎士團の間に結ばれたが、一六八六年露西亞も之に加盟した。

ヴェニス人は進んでボスニヤ及びアルバニアを攻め、別に一軍は將軍フランセスコ・モロシニに率ゐられ

Francesco Morosini

てモレヤに侵入し、一六八七年九月アテネも亦占領せられた。この後一六九九年カールヴィッツ平和條約

Mora

Karlovitz

(後に述べる)に於て、アテネは還附せられたが、コリントを除く外モレヤの全部、エギナ及びサンタ・マ

Aegina

Santa Maura

ウラの二島並にダルマチヤ海岸の一部はヴェニス領に屬した。然るにモレヤに於けるヴェニス人の統治そ

Dalmatia

の宜しきを得ず、希臘人の反感漸く甚しきに及んで、一七一四年土耳其がヴェニスに向つて開戦するや、

希臘人は寧ろ歡んで土耳其軍を迎へた。されど一七一六年墺地利がこの戦争に關與するに及んで、一七一

八年土耳其政府はヴェニスと和議を結んだ、之に依つてヴェニスはダルマチヤ、アルバニア及びヘルツェ

Herzegovina

ゴヴィナに於て、嚮に占領してゐた地域を保有することを得たるも、モレアは遂に土耳其領に屬することとなつた。

土耳其とヴェニスとの戦争は、要するに東地中海に於ける制海權の争であつて、ヴェニスは之を奪還せんと欲して遂に目的を達し得なかつたのである。十七世紀に於て、ヴェニスは既に海上に於ける往昔の勢力を失うてゐた。陸上に於ては、既に述べた如く、土耳其は、ハプスブルグ家、波蘭及び露西亞と戦ひ、十八世紀に至つて、波蘭は漸く衰へて遂に亡ぶに至つたが、ハプスブルグ家、墺地利及び露西亞の爲めに漸次壓迫せられて、遂にバルカン半島内に退縮するに至つたのである。

土耳其大宰相モハメッド・キュープリリがトランシルヴァニアを征服するや、國人がジョン・カミニニを彼等の知事に選舉したるに對抗して、土耳其人はアパフィを擁立した。カミニニは援を獨逸皇帝レオポルドに求め、帝は爲めに援兵を派遣したが、その未だ到らざるに先立つてカミニニは殺された。その後アパフィ亦土耳其人を離れて援を皇帝に請うた爲めに、土耳其大宰相アクメット・キュープリリは兵二十萬人を集めて一六六三年ドナウ河を越えて洪牙利に侵入し、ノイホイゼルを占領し、モラヴィヤを劫掠して漸くウィーンに迫つた。佛國王ルイ十四世は兵を發して皇帝軍を援け、奥地利の將軍モンテクリは獨佛聯合軍を率ゐて土耳其軍とサン・ゴタルドに戦うて大いに之を破つた。然るにこの戦捷に拘はらず、皇帝は土耳其人と二十箇年の休戦を約し、ついで一六六四年ヴッスヴァルの平和條約に於て、帝は賠償金二十萬フロリンを土耳其人に支拂うたのみならず、土耳其人がグロスワルダイン及びノイホイゼルを保有して、洪牙利に於ける彼等の地位を強固にし、またトランシルヴァニアに對して宗主權を有することを承認した。皇帝が戦捷後に於て、かゝる讓歩的平和條約を締結するに至つたのは、佛國王ルイ十四世の野心に對して大いに警戒する必要があつて、東方に於て永く土耳其人と戦ふことを不利としたが爲めである。

時に土耳其はヴェニスと尙ほ交戦中であつたが、その終つた後三年にして、一六七二年波蘭と戦争を始めるに至つた。波蘭王ジョン・ソビエスキは土耳其軍と戦うて二回も彼等を破つた。時に西歐に於てはルイ十四世の和蘭戰役既に始まり、獨逸皇帝は之に關係して佛國を敵として戦うてゐた爲めに、波蘭王は

獨逸方面より援助を得ること能はず、一六七六年土耳其とヅラヴノ平和條約を結び、之に依つて土耳其は

カミニニエチ要塞及びポドリヤの大部分並にウクライナの一部分を領有することとなつた。

ヅラヴノ平和條約の結ばれた後、久しからずして土耳其大宰相アクメット・キュープリリ歿して、弟カラ・ムスタフは職を襲いだ。アクメットの代に土耳其は膨脹することを得たのである。蓋し既に述べた如く、

獨逸皇帝が西歐に於て佛國の侵略戰に對抗する必要よりして、力を東方に傾注すること能はず、波蘭王ソビエスキの如きも、獨力を以てしては、土耳其人に對して攻撃的戦争を繼續し得なかつたが爲めである。カラ・ムスタフは大宰相の職に就いた後、兵をウクライナに進めたが、却て露西亞人の爲めに破られて、一六八一年嚮に波蘭より獲たるウクライナの地を露國に與へて和議を結んだ。

カラ・ムスタフが露國に地を與へて和議を結んだのは、彼が洪牙利に反亂の起つた機會に乗じて、ハップスブルグ家に對して大攻勢を取らんことを計畫したが爲めである。洪牙利人エンメリク・テケリは國人を率ゐてハップスブルグ家の羈絆を脱せんと欲し、トランシルヴァニア公フランツ・ラコチの寡婦と結婚して、その領土を併せ、土耳其帝の宗主權の下に自ら洪牙利公と稱した。

一六八二年土耳其帝モハメッド四世は洪牙利公を援けんが爲めに、兵二十萬人を率ゐて北進し、ベルグラードに於て軍をカラ・ムスタフに委ね、カラ・ムスタフはテケリと連絡した後、一六八三年進んでウィーンを圍んだ。皇帝レオポルドは土耳其人を防ぐ爲めに、西歐諸國並に獨逸諸侯よりも何ら援助を與

へられなかつた。佛國王ルイ十四世は諸國が奥地利を援助することを妨げ、ウィーンが土耳古人の爲めに占領せられて、ハップスブルグ家の勢力が一大打撃を被るに至らんことを望んでゐた。この危急の際に方つて、奥地利を援けた者は波蘭王ジョン・ソビエスキーであつた。ウィーンの攻圍は七月中旬より九月初に及んだが、城將スターレンベルヒ伯克く防ぎ戦ひ、城は陥らなかつた。九月五日ソビエスキー王の率ゐる波蘭軍は皇帝軍の將ローヌ公チャールスの軍と合して全軍の指揮を掌り、九月十一日ウィーンを下瞰するカーレンベルヒを占領した後、十二日土耳古軍に向つて攻撃を開始して大いに之を破り、土耳古兵の死する者一萬人に及び、火炮三百門を始め、無数の軍需品は攻撃軍の掌裡に歸した。波蘭王は捷に乗じて土耳古軍を追撃し、十月バルカンに於て、十一月セッサンに於て彼等を破り、カラ・ムスタフはベルグラードに遁れたが、此の年クリスマスに彼は敗戦の罪に依つて刑に處せられた。

土耳古人の西進は又もウィーンに於て阻止せられた。彼等は波蘭人及び獨逸人聯合軍の爲めに破られたのである。彼等の運勢は既に傾き、敗戦の後もはや捲土重來の力はなかつた。之に反して基督教徒の氣勢は大いに揚り、一六八四年羅馬法皇の首唱の下に神聖聯盟が結ばれて、海上に於てヴェニスに土耳古人に對して攻撃的戦争を開始したことは既に前に述べた如くである。而して陸上に於ては、ローヌのチャールス、サヴォイのユージン公等の下に、皇帝軍は進んで土耳古人を攻撃して之を破り、ノイホイゼルの堅塞を奪ひ、テケリをトランシルヴァニアに壓迫した後、一六八五年洪牙利に於て百四十五箇年の久しき間

土耳古人の首府となつてゐたブダを占領した。洪牙利人の反抗した者は討壓せられて、一六八七年大公ジョセフは洪牙利王の位に即き、從來の選舉王制は更められて、洪牙利王位はハップスブルグ家に世襲せらるゝこととなつた。

一六八七年奥地利軍はモハチに於て土耳古軍と戦うて大いに之を破つた。モハチは、百六十一年前、洪牙利王ルイが土耳古帝スレーマンの爲めに破られて戦死した古戰場である。クロアチヤ及びスラヴォニアに相次いで回復せられた。この年コンスタンチノーブルに於て、イエニチェリ兵が亂を起し、皇帝モハメド四世は廢せられて、スレーマン三世が位を嗣いだ。一六八八年奥地利軍はトランシルヴァニアに侵入して之を征服した爲めに、この後トランシルヴァニアは洪牙利王に服屬する藩屬國となつた。また同年九月奥地利軍はベルグラードを攻撃して之を陥れ、更にセルビヤに侵入してウイデン及びニッシュを占領した。

奥地利人が波蘭人と協力してウィーン城外に土耳古人を撃退した後、十箇年に足らずして洪牙利及びトランシルヴァニアを彼等の掌裡より奪還したのみならず、進んでベルグラードを攻略した後、セルビヤに侵入することを得るに至つたのは、土耳古人が既に往昔の威力を失うてゐたが爲めであるとはいへ、西歐の形勢が奥地利をしてその力を東南に傾注することを得しめたことが與つて大いに力あつたのである。奥地利軍がウィーンに於て土耳古人に克ち、ついで洪牙利を奪還した時期は、西歐に於てニムウエーゲン

平和條約（一六七九）後、佛國王ルイ十四世のファルツ戦役（一六八九—一六九七）が始まる迄、戦争の暫く中絶してゐた間である。而してファルツ戦役の始まつたのと年を同じうして、土耳其に於てアクメットの弟ムスタフ・キュプリリ大宰相となるや、銳意國勢の挽回を圖り、一六九〇年トランシルヴァニア公アパファイが歿するや、ムスタフは兵を發してエンメリク・テケリを公位に擁立すると共に、自ら兵を率ゐてセルビヤに進みてウィデン及びニッシュを奪還し、ついでベルグラードを回復した後、一六九一年洪牙利に侵入した。奥地利軍がセルビヤに於て既に占領して地方を確保し得なかつたのは、ライン河方面に力を分つてゐたからである。然るにファルツ戦役に於て、佛國との主たる交戦國は英國及び和蘭であつて、その戰場も主としてネーデルランドであつた。されば皇帝は東南に於て尙ほ土耳其軍に對抗し得る兵力を残すことを得、バヴァリア公ルイは初めトランシルヴァニアに於てテケリを攻めて之を逐ひ、ついでムスタフが洪牙利に侵入したことを聞くや、轉じて之に向ひ、一六九一年八月十九日サラン・ケメンに於て土耳其軍の前進し來るを激撃して大いに之を破つた。二萬八千の土耳其兵は戰場に斃れ、ムスタフも亦戦死し、火炮百五十門は奥地利軍に奪はれた。土耳其の衰運は遂に挽回し得られなかつた。

ムスタフ・キュプリリの戦死に依つて、テケリは後援を失うて到底その地位を回復する能はざることとなり、一六九一年十二月皇帝はトランシルヴァニアの住民に彼等の信仰と古來の地方的特權とを承認して、トランシルヴァニアはハプスブルグ家領の一地方となつた。

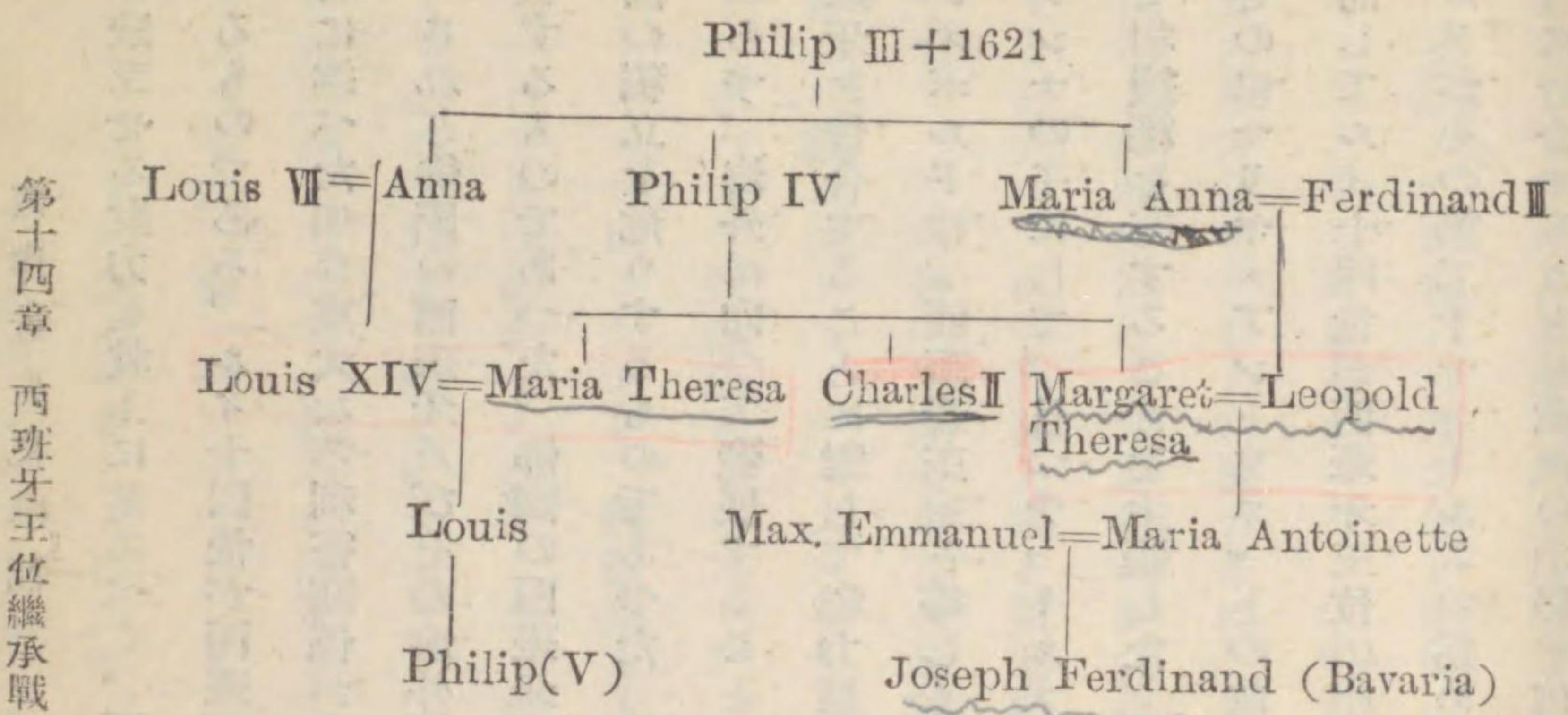
サラン・ケメンの戦後、バヴァリアのルイは轉じてライン河方面に向ひ、サクソニア公フレデリック・アウグストは土耳其方面軍の司令官となつたが、兵力が主として西境に傾注せられたのに加へて、新司令官の將略は前任者に及ばず、爲めに一六九五—一六九六年ルゴス及びテメスヴァル附近に於て土耳其軍と戦つて大いに敗れた。然るに一六九七年リスウィク平和條約結ばれてファルツ戦役終り、爲めに奥地利は再びその兵力を東に用ふることを得、且つ同年フレデリック・アウグストが波蘭王に選舉せらるゝ爲めに軍司令官の任を辭するに及んで、當時の名將と知られてゐたザヴォイのユージン公は之に代つた。

土耳其は獨り奥地利の爲めに壓迫せられたのみならず、北方に強敵が新に加はつた。露國のペートル大帝は南侵の兵を進めて、一六九六年アゾフを占領した。翌年秋ユージン公はタイス河畔ゼンタに於て大いに土耳其軍を破り、土耳其兵の死者二萬人、傷者一萬人に及んだ。土耳其は更に兵を集めて奥地利人をサーヴ河外に退くることを得たといへ、ゼンタの敗北は彼等にとつて回復すること能はざる打撃であつた。彼等は遂に和を求め、一六九九年カローヴィツ平和條約は締結された。之に依つて土耳其テメスヴァルを保有するも、自餘の洪牙利及びトランシルヴァニアは奥地利に屬し、また地中海方面に於てヴェニスにはモレヤを領有し、波蘭はウクライナ及びポドリヤを保有した。而して一七〇二年露土平和條約に依つて、アゾフ及びその附近の地は露西亞の領土となつた。

第十四章 西班牙王位繼承戰役

開戦前の國際關係 十八世紀の劈頭に、歐洲に時を同じうして二大戦役が起つた。即ち西歐に於ける西班牙王位繼承戰役（一七〇一—一七二四）と東歐に於ける北方戰役（一七〇〇—一七二一）とである。而してこの二大戦役はともに、前世紀のウエストファリア平和條約に依つて領土を増し、その後益々勢力を伸張したる佛國及び瑞典を敵として起つたものである。開戦前、西歐諸國は前三回の戰役に依つて、佛國王ルイ十四世の侵略政策の爲めに苦しみ、リスウイク平和條約の結ばれた後も、王の野心に對して警戒を怠らなかつた。而して西班牙王チャールス二世に嗣子なく、西班牙に於けるハップスブルグ家王統の斷絶すべきことが明かなるに及んで、西班牙王位繼承問題は、列國政府の間に於ける重大なる懸案となり、特にルイ十四世が西班牙王家に對して近親の關係を有してゐたことは、列國をして益々警戒せしめることとなつたのである。

當時西班牙はその廣大なる海外領土の外に、歐洲にては南ネーデルランド及び伊太利のミラノ、ナポリ並にシチリヤ及びサルデニヤの二島を領有してゐた。ルイ十四世は西班牙王フィリップ三世の長女アンネの子にして、又チャールス二世の妹マリア・テレサを妻に有することの故を以て、西班牙王位の相續權を要求したが、王がその爲めに遂に干戈に訴ふることをも辭せなかつたのは、嘗に自ら正當と信ずる權利を



主張し、且つ廣大なる西班牙領を併合して自ら野心を果さんと欲したが爲めのみでなく、また佛國國民の重大なる利害が之に伴うてゐたが爲めである。十六世紀以後、佛國の對外政策は、ハップスブルグ家に對抗して、その勢力を打破することを主たる目的としてゐた。三十年戰役後、奥地利ハップスブルグ家は佛國にとつて東方の脅威たること能はざるに至つたのみならず、佛國の勢威はライン河方面に向つて伸張した。されば西班牙ハップスブルグ家が斷絶してその遺領が佛國に併合せらるゝに至つたならば、佛國の對外政策は茲に多年の目的を達して成功を祝し得るのであつた。且つ西班牙と共にサルデニヤ、シチリヤ二島及びナポリを併合することに依つて、佛國の國防にとつて重大なる關係ある西地中海は完全に領海となり、またミラノを領有することは、ナポリ及びシチリヤ島と相待つて、伊太利半島の死命を制し得るのであつた。また西班牙領ネーデルラントの併合に依つて、ライン河口を制扼することを得、獨り國民の傳統的希望である北進の目的が達せらるゝのみならず、その富は漸

く缺乏せる財力を救ふに足るべく、西班牙領殖民地の獲得は、佛國國民の爲めに世界的勢力の發展を意味するものである。ルイ十四世が西班牙王位の相續權を要求して、その爲めに戦争をも辭せなかつたのは、右に述べた如き重大なる利害關係が之に伴ふからであつたのである。

されど佛國の西班牙及びその海外領土併合は、佛國の勢力を俄に強大ならしめて、歐洲列國の均勢を破壊するものであつた。佛國の西班牙ネーデルラント併合は、英國の國防にとつて脅威たるのみならず、和蘭の獨立を危うするものであつた。佛國に對する世仇的反感に加へて、佛國の勢力が獨り歐洲に於てのみならず、海外に向つて發展することは、英國の國民的利害に反するものであつた爲めに、英國は佛國が西班牙を併合することに對して極力反對した。獨逸帝亦佛國の勢力が強大に過ぐるを懼れたのみならず、帝レオポルドは、西班牙王室と等しくハプスブルグ家の正統たるに加へて、フィリップ三世の末女マリヤ・アンナの子にして、且つチャールス二世の妹マルガレット・テレサの夫たる故を以て、西班牙王位に對して相續權を有することを主張した。而して獨逸諸侯の中バヴァリア選舉公ジ・セフ・フェルデナンドも亦その母マリヤ・アントワネットの故を以て、同じく西班牙王位の相續争に参加することを怠らなかつた。而してルイ十四世が西班牙王位の相續權を主張するに方つて、孫フィリップの爲めにまた獨逸皇帝レオポルドがその第二子チャールスの爲めに各、之を要求したことは、西班牙及びその領土を佛國又は奧地利に直に併合することが歐洲の均勢を破壊し、英國及び和蘭を始め、列國が之を名として強硬なる反對をなすに至るべきことを慮つたが爲めである。

英國及び和蘭は西班牙領が佛國王の權下に屬することに極力反對すると共に、又その奧地利に併合せらるゝことをも好まなかつた。彼等は佛國又は奧地利の勢力が過大となつて歐洲の均勢が破壊せられ、佛國が西班牙領を併合した場合には、單に彼等の獨立が脅威せらるゝばかりでなく、彼等と西班牙及びその殖民地との間に於ける貿易の利が失はるゝに至らんことをも懼れたが爲めである。彼等は歐洲の均勢を維持すると共に、彼等の海上權と貿易の利とを全うせんことを望み、能ふべくんば、戦争の危険を冒すことなくして、この目的を達せんことを望んだのである。而してルイ十四世も亦財政の窮迫せるに顧みて、兩海國の提議に應じて、一六九八年十月十一日彼等との間に西班牙分割の祕密條約は締結せられた。之に依つてバヴァリア選舉公ジ・セフ・フェルデナンドは西班牙、ネーデルラント及び海外殖民地を、奧地利大公チャールスはミラノを、佛國皇太子ルイはナポリ及びシチリヤを、サヴォイ公はミラノ領の一部を與へらるべきことが締約せられた。ルイ十四世が西班牙の外に西班牙領ネーデルラント及び海外殖民地をバヴァリア公に委ねて、纔かにナポリ及びシチリヤを以て満足したのは、佛國の財力既に涸竭して暫く休養を要したが爲めである。然るに西班牙王チャールス二世は外國が恣に西班牙領の分割を圖つたことを憤り、一六九八年（元祿一一）十一月二十八日遺言狀を作つて西班牙全領土を擧げて、之をバヴァリア選舉公フェルデナンドに譲るべきことに決し、英國及び和蘭も亦之に同意を表した。此に於てフェルデナンドは直に

西班牙に赴かんとしたが、俄に病（天然痘）に罹つて歿した爲めに、兩海國は更に佛國と謀つて、西班牙本國、ネーデルランド及び殖民地を墺地利に、伊太利領を佛國に分割することに決した。然るに墺地利は之に同意せずして、大公チャールスの爲めに西班牙全領土を獲んと欲し、ルイ十四世も亦孫フィリップの爲めに、同じ目的を以て、西班牙王の同意を得ることに力めた。墺帝及び佛國王が各、その第二子及び第二孫の爲めに西班牙領の相續權を要求したのは、是等二王子は各、墺地利及び佛國に於ける相續權がなく、隨つて西班牙王位に即くとも、その領土が直に墺地利又は佛國に併合せらるなきことを唱へて、英國及び和蘭の反對を除かんと謀つた爲めである。而して佛國王が羅馬法皇インノセント十二世の援護を得たことは、遂にチャールス二世をして、一七〇〇年（元祿一三）十月三日の遺言狀に於て、佛國王の孫フィリップに、斷じて他國に併合すべからざることを條件を以て、全西班牙領を讓與することに決せしめたのである。

一七〇〇年十一月一日西班牙王チャールス二世歿するや、フィリップは西班牙王の位に即き、フィリップ五世と號した。ルイ十四世は遂にその目的を達した。王も財政の困難に鑑み、外國と戦争の危険を慮つて、暫くは躊躇したのであつたが、既に述べた如く、その孫の爲めに廣大なる西班牙領を相續せしむることの佛國にとつて利益の重大なることと、孫に對する愛情と王の名譽心とは、遂に西班牙王の遺命に従つてフィリップを西班牙王位に擁立し、その爲めに外國との戦争をも辭せざる決心を定むるに至らしめたのである。

加ふるにルイ十四世には兵力の尙ほ恃むに足るものがあり、またフィリップ五世はマドリッドに於て歡を以て迎へられ、ナポリ及びシチリヤ亦彼の王位を承認し、サヴォイ王ヴィクトル・アマデウス及び葡萄牙王ペドロも亦佛國に與みした。

佛國と墺地利との衝突は到底避け得らるべきものでなかつた。皇帝レオポルドは佛國に對して開戦するに決した。帝が土耳其とカローヴィッツ平和條約を締結したのも、西班牙王位繼承問題が漸く切迫して、西歐に事あることを慮つたが爲めである。帝は先づ獨逸諸侯の應援を求めた。ハンノーヴァー公は新に選舉公の位を與へられ、ブランデンブルグ選舉公フレデリック三世は普魯西王の爵號を承認せられて、各、帝に應援を約した。然るにバヴァリア公マキシミリアン・エマニュエル及びケルンの大司教ジョセフ・クレメンスは佛國に與みし、ルイ十四世はバヴァリア公にファルツ及び西班牙領ネーデルランドを與へ、且つ王號を承認すべきことを豫約した。

英國王ウィリアム及び和蘭の執政アントン・ヘンシウスは俱にルイ十四世の野心を惡みて再び之と戦ふ意志はあつたが、兩國議會は又もや大戦争を起すことを欲せず、フィリップの西班牙王たることを承認した。然るにルイ十四世が西班牙王チャールス二世の在世中、既にネーデルランドの總督に任ぜられていたバヴァリア公マキシミリアン・エマニュエルをして、この前リスウィク平和條約に於て、佛國の北侵に備へんが爲めに和蘭兵を以て守備すべきことの約せられてゐた西班牙領ネーデルランドの境に近き七箇所の

要塞所謂保障要塞を佛國に讓與せしめ、マキシミリアン・エマニュエル及びその弟ケルンの大司教ジョセフ・クレメンズと同盟を約し、且つ兵をミラノに進めたのみならず、新に西班牙王位に上つたフィリップ五世が佛國王位の相續權をも保有することを認め、英國に對しては依然スチュワート家ジェームス二世の權利を支持し、また西班牙領殖民地に於ける佛國人の商業的利權を伸張することに力めた爲めに、英國及び和蘭をして遂に墺地利と提携して佛國に對抗するに至らしめた。一七〇一年（元祿一四）九月七日ハーグに於て三國の間に所謂大同盟は締結せられた。大同盟の目的は西班牙及び佛蘭西が同一君公の下に統一せらるゝことを妨げ、墺地利の爲めに西班牙領ネーデルランド及び伊太利を、兩海國の爲めには殖民地を攻略せんと欲するにあつたが、フィリップ五世が西班牙王位を繼承したことその事に對して、英蘭兩海國が強ひて反對しなかつたのに反して、墺地利は西班牙王位に對するハップスブルグ家の權利を主張した爲めに、この問題に對して、英蘭兩海國と墺地利とは一致してゐなかつたのである。而して大同盟の締結せられた後、間もなく、ルイ十四世がジェームス二世の病床に於てその子ジェームス（三世）・エドワードの英國王たることを承認したことは、英國人をして益、憤慨せしめた。而して英國にては、一七〇二年（元祿一五）三月十九日ウィリアム三世歿して、アンネ女王が位に即いたが、ホイッグ黨は依然政權を掌握し、マールボロー公は彼等の首領として前王の志を紹ぎ、自ら將として大陸に出征し、公の夫人は女王の信任を得て、宮廷に於て最も勢力を有してゐた。ウィリアム三世の歿後、マールボロー公は和蘭のヘンシウス、

墺地利のユージン公と共に大同盟の首腦としてルイ十四世と戦うた。されど既に述べた如く、三同盟國は佛國の強大に過ぐるを制壓せんと欲する上に於てこそ一致したれ、戦争に勝つて得んと欲する目的については各、異なつてゐた。英國の開戦の主たる目的は、佛國王が英國王位の覬覦者たるスチュワート家を援護するを憤慨したことの外に、佛國が西班牙領ネーデルランドを併合することが英國の國防を危うし、また西班牙殖民地を併合して、その爲めに英國の貿易と海上に於ける發展との阻害せらるゝに至らんことを虞れたが爲めである。和蘭の利害も亦英國と等しく、且つ佛國の北進に依つて、その獨立は直に脅威せらるゝのであつた。之に反して墺地利は、北伊太利及びライン河方面に於ける佛國の勢力を驅逐して領土を伸張せんと欲するに止まらず、主たる目的は西班牙王位をハップスブルグ家に收めんと欲するにあつた。

戦役の経過とユトレヒト平和條約 大同盟の締結せらるゝ前一七〇一年、戦争は既に北伊太利に於て始まつた。戦場はネーデルランド、ライン河畔及び南獨逸に亘つた。戦争の初年に於て、佛國軍は寧ろ有利であつた。されど、既に述べた如くに、佛國は財政の困難に加へて、王が寵臣を登用した爲めに、將軍に有能の士が少かつた。之に反して、同盟軍には當時の名將として著はれてゐたユージン公及びマールボロー公が各、その國軍を指揮して、且つ克く協力した。一七〇四年兩將軍は南獨逸に於て連絡し、八月十三日ヘックステット及びブリンドハイム（ブレンハイム）に於て佛國及びバヴァリア聯合軍と戦うて大いに之を破つた。その前七月二十一日英國軍はジブラルタルを占領したが、この後、地中海の關門は永く英國

の有に歸した。ヘックステットの戦以後、戰場は北伊太利及びネーデルランドに移り、戦運は同盟軍に向つた。一七〇六年五月二十三日マールボロー公はラミキーに於て佛國軍を破り、ブリュッセル、アントワープ等の地は英國軍の掌裡に歸した。之と共に伊太利方面に於て、ユージン公はトリノに於て佛國軍に勝ち(九月七日)、全ロンバルデヤを占領し、佛國人は伊太利より全く驅逐せられた。一七〇八年七月十一日マールボロー公及びユージン公の聯合軍はウーデナルドに於て佛將ヴァンドームを破り、ついでリールを圍んで之を降した。

かく佛國軍は連戦敗れて、財政は益々困難を加へ、瑞典王チャールス十二世がサクソニヤに侵入するや、ルイ十四世は彼を勸めて墮地利の背後を襲撃せしめんとしたるも、瑞典王が轉じて露西亞に向つた爲めに、佛國は此の方面より應援を期待し得ざることとなつた。此に於てルイ十四世も遂に窮して、同盟軍に向つて和議の交渉を開始するに至つた。佛國王は之が爲めに、西班牙及びその所領のみならず、ストラスブルグをさへも放棄することを辭しなかつた。然るに同盟國が王の窮狀に乗じて、王に佛國軍の力を以て王孫フィリップを西班牙より驅逐せんことを要求するや、王はその暴慢を憤慨して交渉を打切り、國民に訴へ、全力を擧げて軍備を整へ、戦争を繼續することに決した。されど戦運は佛國を去つた。一七〇九年九月十一日ユージン公及びマールボロー公の聯合軍はマルプラケーの激戦に於て佛國軍を破り、ルイ十四世をして遂に意を屈して、同盟國に向つて再び和議の交渉を開始するの已むなきに至らしめた。されど西班牙に

於て、カスチリヤ人は王フィリップ五世に従つて、ハップスブルグ家のチャールス大公に反抗し、佛將ヴァンドームは王を助け、一七一〇年同盟軍と戦うて之を破つた。

之より先、一七〇七年(寶永四)英國は蘇格蘭と合併して、大貌利顛王國の名の下に統一せられた。而して既に述べた如く、ホイッグ黨は政權を掌握してゐたが、一七一〇年八月彼等に代つてトーリー黨が要路に立つこととなつた。佛國との戦争に克つて得たる商業的利益は、主としてホイッグ黨を支持する大賈巨商に歸するも、戦争に因る負擔は一般國民の肩上に重く、爲めに彼等の不平は漸く甚しく、特に地主及び農民は政府に反對してトーリー黨を助けて、トーリー黨の勢力は大いに興つた。彼等は速に戦争を終るべきことを説いて民心に應じた。且つ英國は既に陸戦に於て勝利を得、進んでネーデルランド方面より佛國人を驅逐したのみならず、海上に優勢を占めて、西班牙殖民地に對する佛國の勢力を打破し得た爲めに、戦争の目的は既に達せられたのである。加ふるに、女王アンネの寵任を得て國政に勢力を及ぼしてゐたマールボロー公夫人が漸く寵を失うて遂に女王と争ふに及んで、一七一〇年八月女王はトーリー黨のロバート・ハーレイ、オックスフォード卿)及びセント・ジョン(ボーリングブロック卿)を登用して政權を委ねた。ついで行はれた議會の選舉に於てもトーリー黨は多數を占めた。而して新政府は直に佛國に向つて和議の交渉を開始した。加ふるに一七一一年四月十七日獨逸皇帝ジョセフ一世(一七〇五年レオポルド一世の後を襲いで帝位に即いた)歿して、弟チャールス位を嗣ぐに及んで、英國及び和蘭は最初より彼の爲

めに西班牙王位を争ふ意なく、また彼の下に奥地利及び西班牙が統一せられて、往昔チャールス五世の代に於ける如く、ハップスブルグ家の勢力が強大に過ぐることは、正しく彼等の利害に反するものであつた。ルイ十四世が力窮して和を求めた時に方つて、英國の政變に引續いて、チャールスが獨逸皇帝の位に即くに至つたことは、大同盟を瓦解せしめて平和克復の氣運を促進せしめた。一七一一年英佛間に平和暫定條件が協定せられた後、マールボロー公は出征軍總司令官の任務を解かれて、一七二二年正月媾和會議はユトレヒトに開かれ、一七一三年（正徳三）四月十一日英國、和蘭、サヴォイ、普魯西及び葡萄牙と佛國との間に各、別に平和條約が締結せられたが、是等の平和條約はユトレヒト平和條約の名を以て總稱せられてゐる。

ユトレヒト平和條約に依つて、フィリップ五世は西班牙本國及び殖民地を領有することを承認せられて、ブルボン家は西班牙に君臨することとなつたが、之と共に、將來西班牙及び佛蘭西が同一君王の下に統一せられざるべきことが締約せられた。而してユトレヒト條約に依つて最も多く利益を得たものは英國であつた。英國は佛國をして英國王位が必ず新教徒に依つて相續せらるべきことを承認せしめて、佛國がスチュワート家ジェームス二世の後裔を英國王位に即けんとして後援を與へた憂を除いた外に、佛國より北亞米利加に於てニューファウンドランド、ノヴァスコチヤ（アカヂヤ）及びホドソン灣地方を、西班牙よりジブラルタル及びミノルカ島を割讓せられ、また西班牙よりはその亞米利加殖民地に黒奴を輸入する獨

占權（アッシェント）
Asiento

を與へられた。

和蘭は、西班牙領ネーデルランドが奥地利に讓與せらるべきことの

條件の下に、この地を與へられたが、之と共に、その佛國境に近き一連の要塞（保障要塞）は和蘭兵を以

て之を守備することの權利を得た。サヴォイはシシリ島を得て、公ヴィクトル・アマデウス二世はシシ

リー王と稱した（この後一七二〇年奥地利領サルヂニヤと交換して後サルヂニヤ王と稱した）普魯西は王

號を承認せられた外に、ノイシャートル及び上ゲルデルン地方を得た。而して佛蘭西は嚮に同盟軍の爲め

に占領せられたリールを還附せられたが、ダンキルク要塞をば破壊すべきことを約した。

ユトレヒト平和條約は佛國と奥地利及び獨逸帝國との媾和條件をも豫定したが、その後も尙ほ彼等と佛

國との間に戦争は繼續した。然るに英國及び和蘭等との間に平和克復した爲めに、佛國は全力を擧げて獨

逸に向ふことを得、曩にドネーンに於て奥地利軍を破つた佛將ヴィラールはライン河方面に進出して、ラ

ンダウ及びフライブルグを占領した。此に於て獨逸帝も遂に媾和の已むなきことを覺つて、一七一四年三

月―九月奥地利の爲めにラストットに於て、獨逸帝國の爲めにバーデンに於て、佛國と平和條約を締結し

た。之に依つて奥地利は和蘭と保障要塞に關して協定を了へた後、西班牙領ネーデルランドを得た外に、

既に占領したナポリ、サルヂニヤ及びミラノを領土に併有することに決した。而して獨逸帝國に對しては、

前リスウィク平和條約を承認し、曩に佛國に與みしたバヴァリア及びケルンは各、舊領主に復し、佛國軍

に依つて占領せられたランダウは佛國領に併合せられた。

ユトレヒト平和條約並にラスタット及びバーデン平和條約に依つて、前後十五箇年に亘る西班牙王位繼承戰役は茲に終局した。その結果、歐洲の所謂均勢を保つことの基調の下に、佛國の優勢は制壓せられ、歐洲に於ける西班牙領は交戰國の間に分割せられた。されど、英國はジブラルタルを得て自ら地中海の關門を制扼する力を得ることとなつた外に、北亞米利加に於て廣大なる領土を獲得した爲めに、商權は伸張し、海上に於ける勢力は益々發展した。

第十五章 ペートル大帝と北方戰役

ペートル大帝即位前の露西亞 イワン三世及びイワン四世の代に興つた露西亞の帝政は、内亂の爲めに殆ど破壊せられたるも、民族的自覺と教會とに依つて統一せられた國民思想は、波蘭人又は瑞典人の侵迫を被つて却て益々強くなり、ロマノフ朝が帝位に即くに及んで國家の統一は回復せられ、兩イワンに依つて創建せられた帝政は再び興るに至つた。ミハイル（一六一三—一六四五）及びアレクセイ（一六四五—一六七六）兩帝の代に波蘭人及びリトワニヤ人と戦うて、内亂時代に彼等の爲めに占領せられた西境地方を奪還することを得たるも、尙ほ東海沿海地方は瑞典人に占領せられ、南露地方はクリム半島に據る韃靼人の權下に屬して屢々南境を侵され、また土耳古人との衝突も漸く始まつた。されば、露西亞人が是等の外敵に對抗して國民的勢力の發展を圖らんが爲めには、國家として固く統一せらるゝことが必要であつたのである。

一六七六年アレクセイ帝歿して子フェオドル位を嗣いだが、一六八二年歿して後、ペートルは異母兄イワンと共に帝位に即き、姉ソフィヤは攝政となつて政權を掌握した。アレクセイ帝歿後、フェオドル帝の病弱なるに乗じて、大貴族は黨を分つて政權を争ひ、イワン及びソフィヤを擁立する一派はストレルチ隊Штрелцыの援護を得て遂に政權を掌握するに至つたが、ペートルは母后ナタリヤと難を避け、Преобршenskoe コエ村に移つてモスコウに歸らなかつた。

一六八二年以後七箇年の間、政權は全く攝政ソフィヤに歸し、イワン及びペートルは俱に帝位に在るも、年尙ほ少にして虚器を擁するに過ぎなかつた。而して攝政を佐けて内外の政務に當り、最も勢力を有してゐた者はゴリチン公であつた。ソフィヤの攝政時代、一六八九年清國と尼布楚條約を締結して、極東に於ける露清兩國の境界線は劃定せられた。然るに、ゴリチン公が一六八七年及び一六八九年の前後二回に亘つて、クリム半島の韃靼人及び土耳古人に對して遠征を試みたるも、遂に失敗に歸して民心漸く攝政を離るゝや、一六八九年ペートルはソフィヤに反對せる貴族及び軍隊の援助を得て、ソフィヤに迫つて、その位を奪うて、ソフィヤを寺院に幽閉し、兄イワンと俱に政を親らすべきことを布告した。而してイワンが病弱であつた爲めに、政權は全く彼の掌裡に歸した。

ペートル大帝の土耳古戰爭と西歐旅行 ペートルの親政は土耳古との戰爭を以て始まつた。クリム半島

に據つて南露地方を占領してゐた韃靼人が、土耳古人の後援を得て、絶えず露國に侵寇した爲めに、彼等を討伐して南境の安固を圖らんと欲することは、ロマノフ朝諸帝の懸案であつた。且つイワン三世及びイワン四世以後、露帝は東ローマ皇帝の繼承者たることを以て自ら任じ、帝都コンスタンチノープルを回復して、バルカン半島内の基督教徒を異宗教たる土耳古人の權下より解放せしめんと欲することは、ロマノフ朝に至つても、露帝の傳統的志望であつた。ロマノフ朝最初の皇帝は兵を南に進めてアゾフを占領したが、遂に永く之を保つこと能はずして放棄した。攝政ソフィヤの代にゴリチン公が韃靼人及び土耳古人に對して前後二回の戦争を敢てし、遂に失敗したことは既に述べた。一六九五年ペートルが征南の兵を進めてアゾフを攻撃し、翌年遂に之を占領したのは、歴代の傳統に由ると共に、この地を占領することが黒海に進出する門戸を開いて、韃靼人及び土耳古人を攻撃する爲めにも、また海路西歐諸國と交通して關係を近密にする爲めにも必要であることを知つたからである。

アゾフの占領は海陸軍の協力に依つて成功したものであつて、ペートルはヴォロネッシュVoronezhに於て造船所を設けて急に艦船を造り、艦隊はドン河を下つてアゾフ海上に現はれ、陸兵に應援して遂に之を占領することを得たのである。ペートルがソフィヤの攝政時代に幽居してゐたブレオブラシエンスコエ村及びセミオノフスコエ村に於て、村民を集めて小軍隊（後のブレオブラシエンスキー聯隊及びセミニウスキ Семьюновское 一聯隊の起原）を編成して之を操練することを楽しみとしてゐたが、附近の所謂獨逸人部落にゐた和蘭人

その他西歐人は彼に西歐の兵學及び造船術を教へ、また船を造つて之を湖上に浮べて彼に操船術を教へた。その頃彼の伴侶となり、また教師となつてゐた蘇格蘭人Gordonゴールドン及び瑞西人Yakovルフォーイ等はアゾフ攻撃に参加した。ペートルはアゾフの占領と共に海軍の必要なることを益々痛切に感じた。英雄の素質に加へて當時尙ほ年少氣鋭であつた彼は、土耳古人攻撃の爲めに更に雄大なる計畫を立て、歐洲諸國を糾合して土耳古人を歐洲以外に驅逐せんことを企てた。彼はこの目的を以て特派使節を西歐に派遣すると共に、また名を變じて親ら彼等の一行と共に外遊の途に上つた。彼の外遊の目的は、土耳古に對する聯盟を成立せしむると共に、西歐諸國の文物を視察し、特に彼の銳意努力せる海軍建設の爲めに、親ら造船術及び海軍の技術を習得せんと欲するにあつた。

一六九七年（元祿一〇）春ペートルは特派使節の一行と共にモスコウを發して、陸路先づ東海沿海州に出で、クールランドを過ぎて普魯西に入り、ブランデンブルグ選舉公フレデリックを見、次に和蘭に赴き、居ること四箇月餘にして英國に渡り、倫敦を見て後デットフォードDeptfordに留まつて亦四箇月を過した。ペートルが造船所に入り、一職工となつて造船術を習うたのは和蘭のザールダムSaardam（ツァーリングダム）及びアムステルダムと英國のデットフォードとであつて、彼は造船の技術の外に、更にその學理をも學修せんと欲したのである。而して彼は獨り造船術を學びたるのみならず、また西歐の文化を代表する博物館、工場等の施設を視察することを怠らなかつた。かくて彼は英國より再び和蘭に歸り、次に特派使節の一行と共にウイ

ーンに赴き、獨逸皇帝を見て土耳其に對する聯盟を謀つたが、當時帝は佛國に對する聯盟を計畫して、寧ろ土耳其と和親を結ばんと欲してゐた爲めに、ペートルの勸説に應じなかつた。此に於てペートルは將に去つてヴェニスに赴き、航海術を學ばんとしたが、偶、モスコウに於てストレルチ兵が暴動を起したことの飛報に接した爲めに、急にウィーンを出發して歸國の途に就き、波蘭を経て、一六九八年夏モスコウに歸着した。

ペートルが約一箇年半に亘つて西歐諸國を巡歴したことは、彼の志してゐた造船術を實地に就いて學習したに止まらず、西歐文化の全般を視察したことに依つて彼の識見を擴大し、彼の將來の活動に重大の影響を及ぼしたものであつた。彼は西歐諸國に益、接近して、その文化を輸入するの必要なることを痛切に感じた。且つ彼は西歐の國際關係を知り、ハップスブルグ家とブルボン家との間に於ける世仇的抗爭、佛國の強大に對する近隣諸國の反抗等、近世の國際關係が政治及び經濟的利害に依つて左右せられ、彼の企てた如き、土耳其に對する中世の十字軍的聯盟の到底成立し得ざることを覺つた。彼の對外政策は具體的となつた。彼が西歐に赴く途中に於て會見したブランデンブルグ選舉公は、彼の計畫せる對土聯盟に加盟することを肯んじなかつたと共に、夙く瑞典に對して事を起すの必要なることを勸告した。彼は歸國の途次に波蘭王アウグスト（サクソニヤ選舉公）に會見して互に親密を約し、瑞典に對する聯盟の交渉は彼等の間に初めて起つた。ペートルの對外政策は南より北に移り、東海沿海州を占領して國境を海に達せし

める爲めに、瑞典と戰爭を始めることに決した。

ペートルはモスコウに歸着して後、正規兵の力を以てストレルチ兵の暴動を鎮壓し、姉ソフィヤが之に關係せることを名として、彼女に迫つて尼とならしめ、暴動兵を處罰すること峻酷を極めて、彼等を解散すると共に、彼等の二千人をモスコウの各處に於て死刑に處した。此に於て、從來やゝもすれば暴動を起して政府を脅迫した舊式兵の禍は除かれて、他の内政の改革と共に帝權は益、強大となつた。而して一面に於て、帝は歸國の後、西歐の文化を輸入することに力めて風俗の末にまで及び、廷臣に西歐風の短き上着を着け、且つ長髯を蓄ふることを禁じた。蓄髯は僧侶と農民とのみに許され、市民は特殊の税を納むることに依つて之を認可せられた。また露國にては、從來世界創造の年を以て紀元として七二〇八年元且が一六九九年九月一日に當つてゐたのを更めて、西歐諸國と等しく基督降誕を以て紀元となし、ジュリヤ曆に據つた。

北方戦役（一七〇〇—一七二一） 一六九九年ペートルはサクソニヤ選舉公兼波蘭王フレデリック・アウグスト二世及び丁抹王フレデリック四世と瑞典に對抗して同盟條約を結んだ。彼等の目的は東海沿岸の瑞典領を分割して、海上に於ける瑞典の勢力を打破せんと欲するにあつた。時に瑞典に於てはチャールス十一世が位に在つて、曩にルイ十四世と聯盟してその和蘭戦役に参加し、和議結ばるゝに及んで、佛國王の後援に依つてブランデンブルグの爲めに占領せられた前ポメラニヤの地を回復することを得た。而して

瑞典は東海岸に於てウェストフリアヤ條約（一六四八）、オリヴァ條約（一六六〇）、コッペンハーゲン條約（一六六〇）等に於て與へられた領土を保有し、ヴィスマル、ストラルズンド、ステッチン、リガ、レヴァル等の商港之に屬し、ウエーゼル、オーデル並にデナ及びネヴァ等の河口を扼してゐた爲めに、豊富な關稅の收入を得、東海の上權は瑞典の掌裡に歸してゐた。されば隣境諸國は瑞典の優勢を打破して、その領土を分割せんと欲し、窃かに機會の到るを待つてゐたが、一六九七年チャールス十一世歿して十五歳の少年であつたチャールス十二世が位を嗣ぐや、彼等は機到れりとなし、前に述べた如く、露西亞、波蘭及び丁抹の間に、瑞典と戦うてその領土を侵略することの目的を以て同盟條約を締結するに至つた。露帝ペートルはモスコウ帝イワン四世以來諸帝の宿志を紹ぎ、東海沿岸の地を奪うて國境を海に到らしめんと欲し、その爲めに彼は使節をコンスタンチノブルに派遣し、一七〇〇年曩に占領したアゾフを土耳其古に還付して、之と平和條約を締結した。波蘭王フレデリック・アウグスト二世はリヴランドを、丁抹王フレデリック四世は曩にコッペンハーゲン條約に於て失うた地を回復すると共に、チャールス十二世の義兄ホルスタイン公フレデリックよりシュレスウィヒを奪はんと欲したのである。

かく三國間に同盟條約結ばれた後、波蘭王フレデリック・アウグスト二世はサクソニヤ兵を率ゐてリヴランドに進んでリガを脅かし、ペートルはエストランドに侵入せんと欲してナルヴァを包圍し、丁抹王フレデリック四世はホルスタイン公フレデリック四世に向つて宣戰した。然るに瑞典王チャールス十二世は

年少に拘はらず、天稟の將略を以て機先を制し、一七〇〇年（元祿一三）直に進んでゼーランドに押渡り、コッペンハーゲンに迫つて遂に丁抹王をして和を乞はしめ、トラヴェンダール平和條約に於て、露國及び波蘭との同盟條約より離脱し、且つホルスタイン公の獨立を承認するの已むなきに至らしめた。

列國は瑞典王の豪膽と戰略とを驚嘆した。農民より成る瑞典兵は猶ほグスタフ・アドルフ時代の鬪志を失はず、王に従つて善く戦つた。チャールス十二世は丁抹を屈服せしめた後、兵八千人を率ゐて轉じて東に向ひ、クールランドに上陸してペートルの露軍と瑞典兵に比して五倍の兵數を有する——とナルヴァに戦うて大いに之を破り、再び轉じて西に向ひ、一七〇一年波蘭に侵入した。チャールス王がナルヴァの戰勝に乗じて露帝を追撃することなく、轉じて波蘭に向つたのは、王が露兵を蔑視したのと、波蘭の爲めに背後を斷たるゝことを虞れ、露國に先立つて波蘭を屈服せしむることを必要と考へたのと爲めである。而して波蘭王が瑞典軍の侵入に對して強硬に抵抗し得なかつたのは、波蘭貴族が王に後援を與へなかつたが爲めである。一七〇二年五月チャールス十二世は進んでワルソウを占領し、ついでクリッソフに於て、波蘭王に與みしたる波蘭貴族及びサクソニヤ兵の聯合軍を破つた後、クラカウを占領し、一七〇三年五月ブルトスクに於てサクソニヤ軍と戦うて亦之を破り、波蘭は殆ど王の權下に屬した。

波蘭王フレデリック・アウグストは和を求めたが、瑞典王は之を斥けて、波蘭貴族の己に與みせる者をして議會を開いて、フレデリック・アウグストを廢して、瑞典王の推薦せるポーゼンの總督スタニスラウ

ス・レスチンスキーを波蘭王位に選舉せしめた。然るに波蘭貴族の之に反對する者があつた爲めに、瑞典王は彼等を討壓してスタニスラウス・レスチンスキーの王位を承認せしめんと欲し、全國を巡歴し、遂にガリチヤに進んでレムベルヒを領したが、フレデリック・アウグストが再び波蘭に入つてワルソウを回復せんとするや、轉じて之に向ひ、一七〇六年進んで波蘭王の本國サクソニヤに侵入し、九月二十四日アルトランステットに於て、波蘭王の派遣した使節との間に和議を締結した。之に依つてサクソニヤ公は波蘭王位を放棄し、且つ露西亞との同盟より離脱すべきことを約し、ついでフレデリック・アウグストはチャールス十二世とアルトランステットに於て會見して平和條約を發表した。チャールス十二世がサクソニヤに滞陣中、ルイ十四世は瑞典王と同盟を結び、王が獨逸皇帝の背後を攻撃せんことを望んで、頻りに王と交渉を始めた爲めに、聯合軍は之を聞いて大いに惧れ、佛國王の計畫を破らんが爲めに、英將マールボロー公は自らアルトランステットに赴いた。然るに、瑞典王は遂に佛國王の勸誘に應じて之と同盟するに至らなかつた。蓋し瑞典王の熱心なる新教主義が佛國王の舊教主義と相容れず、且つ佛國王が新教徒ユグノーを抑壓せることを憤慨したことの外に、露國がナルヴァ戰敗後、再び勢力を回復して東海沿岸地方を占領したことを聞いて、瑞典王は露國に侵入して、之と戰ふことの必要に迫られてゐたが爲めである。チャールス十二世が波蘭を權下に服屬せしめんが爲めに久しく此の地に止まり、遂にサクソニヤに迄進撃して年月を費したことは、遂に彼の失敗の原因となつた。露帝ペートルはその間に再び兵を集め、一軍

を波蘭に進めて波蘭王に應援せしめながら、瑞典軍と決戰することを避けて、彼等を永く此の方面に牽制すると共に、一軍をして東海岸の瑞典領を攻略せしめた。一七〇三年（元祿一六）新都聖ペテルスブルグは建設せられ、且つ露國艦隊は初めて東海の海上に現はれ、クロンスタット要塞は築造せられて新艦隊の根據地となり、また新都の防衛となつた。翌年帝はドルパット及びナルヴァを占領し、リヴランド、ビュストランドに侵入した。

かくペートルは瑞典王が波蘭及びサクソニヤ方面に於て戦うてゐる虚に乗じて、東海沿海州を占領することを得たのであるが、嚮に彼と同盟した丁抹及び波蘭が相次いで敗れた爲めに、彼は獨力を以て瑞典王の東侵に對抗せねばならぬこととなつた。加之一七〇五年以後、露國內各地に反亂起り、ドン河のコサク亦反亂を起した。是等の反亂は、ペートルの派遣した討伐軍に依つて遂に鎮壓せられ、ドン河コサクは、從來彼等有してゐた殆ど獨立に近き自治權を奪はれて、政府の制令に服従することとなつた。

然るに、小露西亞にゐたコサクの頭目イワン・マセパは、波蘭に於て瑞典軍が連戰連勝の勢あることを見て、露軍亦遂に敗るゝに至るべきことを豫想して、窃かに瑞典王と謀を通じ、その後援に依つて小露西亞を獨立せしめんと企てた。一七〇八年春チャールス十二世は兵を率ゐて東に轉じ、先づグロドノを占領した後、マセパと連絡せんが爲めに小露西亞に向つたが、マセパは事を擧ぐる前、露將メンシコフの爲めに陰謀を看破せられて殆ど捕へられんとし、終に身を免れてチャールス王の許に遁れた。チャールス十

二世は深く敵地に侵入して軍需品及び糧食既に乏しく、孤立無援の窮地に陥つたに拘はらず、尙ほ自ら力を恃んで一七〇九年春進んで小露西亞のポルタワを圍んだ。彼はポルタワを占領して之を根據地となし、土耳其人及び韃靼人と連絡してその後援を得たる後、モスコウに向つて進撃せんと圖つたのである。然るに、ペートルは親ら兵を率ゐてポルタワを救ひ、一七〇九年（寛永六）六月二十七日兩軍はその附近に會戦したが、瑞典軍は兵數の劣つてゐた上に、彈藥の缺乏してゐた爲めに遂に敗れ、チャールス十二世は身を脱して土耳其に遁れた。

ポルタワの敗戦に依つて、瑞典王は前勝に依つて得たる一切を失つた。而してペートルは戦に勝つと共に、直に兵を北に轉じて益、リヴランド及びフィンランドを攻略し、露國艦隊は海上に於て、丁抹艦隊と協力して瑞典艦隊を壓迫した。丁抹及びサクソニヤ亦相次いで瑞典に宣戦し、フレデリック・アウグストは再び波蘭王位に復し、瑞典王に依つて擁立せられたスタニスラウス・レスチンスキーは波蘭を遁れ去るの已むなきに至つた。然るにチャールス十二世は土耳其帝に勸めて、一七一〇年露國に向つて開戦せしめた爲めに、一七一一春ペートルは之に應じて兵四萬を率ゐて南に進んだが、プルト河に達するや、土耳其の大軍の爲めに包圍せられて危地に陥つた。彼が免るゝことを得たのは、土耳其軍の總司令官が和議に應じたが爲めである。一七一一年七月二日プルト河畔フッシュの平和條約に依つて、ペートルは嚮に占領したアゾフを土耳其に還附し、タガンログに築造した要塞を破毀し、波蘭の内政に干渉することなく、またチャールス十二世に露國を通過して國に歸らしむべきことを約し、土耳其はペートルがその軍と共に退却することを容認した。

土耳其との和議が結ばるゝと共に、ペートルは北に歸つて益、東海沿岸地方の攻略を續けて、フィンランドのオボー及びヘルシングフォア、Helsingfors 兩市と共に國の大半を占領し、一七一四年七月二十五日露國艦隊は瑞典艦隊とフィンランドの南西ハングウトに戦うて之を破り、オーランド島を占領した。而して露國艦隊は進んでステツチン及びストラルズンドを脅かし、丁抹兵は瑞典領であつたブレーメン大司教領内に侵入し、ハンノーヴァー及び普魯西も亦この機に乗じて、北獨逸に於ける瑞典領を併合せんと欲して、瑞典に向つて開戦した。チャールス十二世は土耳其が露國と和議を結びたる後も、尙ほベンデルに留まつてゐたが、遂に土耳其人と争を生じ、北獨逸に於ける瑞典領が隣境敵國の爲めに侵略せられんとすることを聞くと、一七一四年十一月土耳其を去り、洪牙利及び獨逸を経て二週間殆ど休息することなく騎乘を續けてストラルズンドに歸つた。されど彼は普魯西がリューゲン島を占領した後、ストラルズンドの到底永く保つ能はざることを覺つて、瑞典に歸つたが、彼は和議の交渉に應ぜず、忽ち方向を轉じて那威に侵入した。然るに一七一八年十二月十一日彼はフレデリックスハルド城を攻撃中敵彈に中つて死し、その短い豪快な生涯を終つた。此に於て彼の妹ウルリッケ・エレオノーレは國會に依つて王位に選舉せられたが、彼女が王位を辭するに及んで、その夫であつたヘッセン・カッセルのフレデリックは選舉に依つて國王の位に即

いた。瑞典は茲に再び選舉王國となつたと共に、貴族は往昔の權勢を回復し、彼等の間より選ばれたる國務會議は王權を制限し、兵政の實權は彼等に歸して、事實に於て貴族政治となつた。而して瑞典新政府は聯盟國に向つて和議の交渉を始めたが、聯盟國の間にも不和は漸く生じてゐた。露國の勢力が東海に伸張するに及んで、獨逸人及び丁抹人はペートルが瑞典に代つて領土を獨逸に獲得せんと欲する野心あることを疑うた。將にメクレンブルグ公チャールス・レオポルドがペートルの姪カタリナ・イワノフナと結婚し、またペートルが兵をゼーランドに派遣して、丁抹兵と協力して瑞典のスコーネンを襲撃せんとしたことは、獨逸人及び丁抹人をして益、彼の野心を疑はしめた。而してペートルも亦彼等を離れて新に同盟國を求め、一七一七年巴里に赴いたが、佛國宮廷は彼に對して大いに歡迎の意を表したるも、西班牙王位繼承戰役後、國力の休養を要したるに加へて、佛國の利害に直接關係なき東海問題の爲めに露國と聯盟することを欲せず、爲めにペートルが希望したる如き佛國との同盟は遂に成立するに至らなかつた。されど、露帝が巴里に赴いたことは、獨逸人及び丁抹人等をして、彼に對して益、疑懼の念を強うせしめた。即ち瑞典王チャールス十二世が那威に於て戰死する前、彼に對する聯盟は事實に於て既に崩壊しつゝあつたのである。されば、瑞典新政府が和議の交渉を始むるや、彼等は相次いで之に應じて、一七一九年にはハンノーヴァー及び英國（英國王はハンノーヴァー選舉公を兼攝）と、一七二〇年には波蘭及びサクソニヤ並に普魯西及び丁抹と媾和して、ハンノーヴァーはブレーマン及びヴェルデンを獲、普魯西はステッテン、及びペーネ

河に至る迄西ポメラニヤの地並にウァリン及びウセドムの二島を獲、丁抹は瑞典がスンド海峽の關稅を免除せられて自由に通航した權利を放棄せしめた外に、ホルスタイン・ゴトルプ公の領してゐたシュレスウイヒを併合することを承認せしめ、波蘭に關しては、サクソニヤ公アウグスト二世がその王位に復すべきことが承認せられた。而して露國とは一七二一年八月三十日ニスタット平和條約に依つて、瑞典は露國にリヴランド、エストラント、インゲルマンランド及びカレリヤの一部の外に、エーゼル及びダゲー等の島嶼を割讓し、露國は瑞典に償金を支拂ひ、且つ既に占領したフィンランドを還附した。

此に於て二十餘年に亘る長き北方戰役は終り、その結果、ウエストファリア條約以後瑞典が東海に於て有してゐた優勢は破壊せられて、露國の勢力は伸張し、ペートルに依つてモスコウ帝以來の宿志は達せられて、東海沿海州はその領土に歸し、露國の國境が海に達すると共に、一躍して歐洲強國の列に加はり、この後西歐諸國との通交は益、近密となり、またその國際關係に重大なる勢力を及ぼすに至つた。一七二二年新都ペテルスブルグ及びモスコウに於て盛大なる戰勝祝賀式は舉行せられて、ペートルは自ら全露西亞皇帝と稱し、元老院は帝に大帝及び祖國の父の尊號を上つた。

北方戰役後、間もなくペートルは波斯と戰爭を始めて、一七二二年デルベント及びバクの二市を占領したが、翌年波斯は和を乞ひ、露國にカスピ海西岸の地を割讓した。ペートルが波斯と戰爭を始めたのは、印度に通商する道を開かんと欲したが爲めであつて、カスピ海西岸の地を獲得したことは、此の方面に向

つて門戸を開いたものである。

ユトレヒト條約及びニスタット條約後の列強 ユトレヒト條約及びニスタット條約を以て西班牙王位繼承戰役及び北方戰役は終局したのであるが、列強の傳統と新に置かれた地位との爲めに生ずる利害は容易に一致すること能はず、彼等は互に勢力の伸張を競うて、國際問題は益々複雑となり、爲めに戰爭も屢起つた。而して彼等は獨り歐洲大陸に於てのみならず、また海上に於ても互に勢力を争うた。即ち海上權の争であつて、彼等の抗争は地中海及びバルチック海より遠く大西洋及び印度洋に向つて發展するに至つた。

ユトレヒト條約後、英國は北亞米利加に於て領土を増し、その海軍力は克く大西洋の海上權を制するに足るものがあつた。加ふるにジブラルタルを占領して地中海の咽喉を扼し、勢力を西地中海に伸張したるのみならず、英國王はハンノーヴァー選舉公位を兼攝し、ハンノーヴァーは瑞典よりブレイメンを獲得した爲めに、北海に於ける英國の勢威は益々強固となり、且つハンノーヴァーに由つて商權を北獨逸に伸張することを得た。この優勢なる海上權及び商權を擁護すると共に、益々その發展を圖ることは、英國の國民的利害に適應するものであつて、英國と大陸諸國との關係を決定する基準の主たるものとなつた。

英國と等しく海國民であつて、會ては之と海上權及び商權を争うた和蘭は、十八世紀に至つて既に往昔の勢威を喪うた。和蘭人は多年彼等の國民的獨立の爲めに戦ひ、ユトレヒト條約に於て、彼等の獨立が保

障せられた後、専ら力を戰爭の爲めに疲弊したる國力の回復に用ひ、その結果、彼等の富力は増殖し、歐洲財界に於て資本國たる地位を占むるに至つた。されど海上に於て、彼等は主として印度洋に於て彼等の掌裡に残存する殖民地を保有することを以て満足し、往昔の如く英國に對抗して海上に覇を争ふ意志なく、またその力も無かつた。蓋し既に述べた如く、和蘭は國小さく、且つ強國の間に介在して、彼等の獨立は強國の均勢に依つて保障せられ、特に陸上の強國に對抗せんが爲めに、海上の強國たる英國に倚賴せねばならず、隨つて英國と覇を争ふこと能はず、之に従屬する必要があつたからである。

會ては海上の強國であつた西班牙も、十八世紀に於て南北亞米利加等に尙ほ廣大なる領土を有してゐたに拘はらず、往昔の政治的及び軍事的勢力は既に失はれてゐた。ユトレヒト條約後ブルボン朝は西班牙に君臨して、佛國と王家の家系を同じうすることとなつた。而して西班牙王フィリップ五世はジブラルタルを英國より奪還し、また南伊太利を占領して西地中海に於ける往昔の勢威を回復せんと試みたが、遂に目的を達すること能はずして（事は後章に述べ）頽勢を挽回し得なかつた。

露國はペートル大帝の下に中央集權的國家として固く統一せらるゝと共に、領域はバルチック海に達し、瑞典に代つてその東部海上に勢力を伸張するに至つた。而して北はバルチック海岸に沿ひ、西は波蘭方面に向つて領土を擴張し、南は土耳其を攻めて黒海岸の地を奪ひ、更に進んでバルカン半島内の基督教徒を異教徒たる土耳其人の權下より解放して、彼等を露國に隸屬せしめんと欲することは、モスコウ諸帝以來

歴世の傳統政策であつた。ペートル大帝の巨腕に依つて、露國が東歐の強國として興つた以後、西歐諸國との關係は益々密接となつたが、露國は常に右に述べた傳統的目的を達することを以て對外政策の基準としてゐる。

佛國にては、ユトレヒト條約の後一年を経て、一七一五年ルイ十四世歿してルイ十五世位を嗣いだすが、尙ほ幼少であつた爲めに、オルレアン公フィリップは攝政となつた。而して佛國は依然歐洲強國の一たる勢位を保ち、外觀に於て中央集權の王政は舊の如く強盛であつたとはいへ、ルイ十四世の外國戰爭の爲めに國庫涸竭して財政漸く困難となり、紀綱も亦頽廢して、後年の革命は既にこの時に胚胎してゐた。されど外に對しては、東境をライン河に達せしめんと欲する國民的傳統を忘れず、またルイ十四世の代、コルベールの殖民政策の下に發展した海外領土は、ユトレヒト條約の後も尙ほ廣大にして、北亞米利加に於て加奈陀及びミシシッピー河流域のルイジアナは依然佛國に屬し、隨つて英國との衝突は到底免るゝこと能はざるものであつた。

佛國の世仇は英國の外に奧地利のハプスブルグ家であつた。ハプスブルグ家は獨逸皇帝として獨逸帝國の爲めに佛國の東侵に對抗すると共に、常に家領の膨脹を圖り、ユトレヒト條約に依つてネーデルラントを併せ、また伊太利に於てナポリ、サルヂニヤ及びミラノを得た。而して西は佛國に對抗すると共に、東南は土耳其に進撃して既に洪牙利を奪還し、益々進んでバルカン半島に向つて發展することを以て對外

政策の大方針とした。

獨逸諸邦の中に於て、奧地利に對峙するに足る勢力を有するものは普魯西であつた。普魯西は北獨逸に於て東海に濱し、その海上に利害を有すると共に、東は露國の西侵に對抗し、西はライン河畔に領土を有してゐた爲めに、佛國の東侵を拒がねばならぬ地位に在つた。普魯西人が自然的境界なき平地に於て、民族及び宗教を異にする東西の強敵に對抗せねばならなかつたことは、獨逸人の剛健なる民族性と相待つて、彼等の間に軍國主義を發達せしめた。而して獨逸は外形に於て神聖羅馬皇帝の下に統一せられてゐたといへ、事實に於てその諸邦は各、割據の勢を保つて、ウエストフリア條約以後、獨逸は獨立國の集團たるに過ぎず、互に勢力を争ひ、就中普魯西兩國は彼等の強國として對峙し、十八世紀の中頃に至つて遂に衝突し、その争は十九世紀の後半にまで及んだ。

第十六章 十八世紀初半の普魯西と奧地利東歐の情勢

普魯西王フレデリック一世 大選學公フレデリック・ウイリヤムの代に、ブランデンブルグは大いに興つて、北歐の一強國となつた。一六八八年大選學公歿して子フレデリック位を襲いだすが、彼は父公の雄略を有つてゐなかつたとはいへ、時の獨逸皇帝レオポルド一世が西班牙王位繼承戰役にブランデンブルグの援助を得んと欲して、フレデリックに許すに王號を以てした爲めに、一七〇一年（元祿一四）正月十八日

彼はケーニヒスベルヒに於て戴冠式を行ひ、普魯西王フレデリック一世と號した。彼がブランデンブルク王と稱せずして普魯西王と稱したのは、ブランデンブルクが獨逸皇帝の權下に屬するに反して、普魯西は獨逸以外にあつて、普魯西公國は既に大選舉公の代に波蘭王の宗主權を脱してゐた爲めに、普魯西王と稱するは、彼が歐洲に於ける獨立王國の君主たることを意味するが爲めであつた。而してフレデリック一世が普魯西に於ける王と稱して普魯西の王と稱しなかつたのは、普魯西の中、西普魯西が當時尙ほ波蘭に屬してゐたが爲めである。

フレデリック一世は位に在ること十二年、學問藝術を保護し、伯林に科學院を建て、ライプニツは召されて院長となつた。ハレ大學も創立せられた。されど、王は佛國王ルイ十四世に倣うて華奢を好んだ爲めに、國用足らず、爲めに租稅漸く重くして、人民はその負擔に苦しんだ。

フレデリック・ウィリヤム一世 一七一三年フレデリック一世歿して太子フレデリック・ウィリヤムが位を襲いだ。王は父王と性格を全く異にし、勤儉にして浮華を惡み、學藝に興味なく、専ら産業を奨励して開墾に力めた爲めに、父王の末年に於て窮迫してゐた財政は忽ち回復し、年々の收支は常に餘剰を生ずるに至つた。而して王の唯一の楽しみは軍隊に存し、その爲めには費用を吝まず、八萬四千人の常備軍を有し、また體格拔群の兵士を集めて近衛兵となし、巨人聯隊と稱した。

かくフレデリック・ウィリヤム一世は、内政に於ては克く大選舉公の遺業を紹いで、國力の富強を致す

ことを得たが、外交は王の長ずるところにあらずして、この方面に於ては功業の稱すべきものが少かつたとはいへ、尙ほ北方戰役の際に、王は露國、丁抹及び波蘭と結んで瑞典と戦ひ、一七二〇年和議の結ばるるに及んで、ステッテン及び西ポメラニア並にウァリン及びウセドム二島を獲て領土を擴張した。

フレデリック二世大王 一七四〇年(元文五)フレデリック・ウィリヤム一世歿して、太子フレデリック二世は位を嗣いだが、即ち有名なるフレデリック大王であつて、王の下に普魯西は歐洲強國の一たる勢

威を有するに至つた。王は一七二二年正月二十四日に生れ、母ソフィヤ・ドロテヤはハンノーヴァー選舉公ジョージ(即ち英國王ジョージ一世)の女であつた。かくて王は齡七歳にいたる迄は、當時の習慣に従つて、佛國人ラクール夫人の保育を受けたが、その後は、父王の命に依つて將校が専ら教育の任に當り、質樸剛健の軍人的性格を陶冶する目的を以て、嚴格なる訓練を加へられた。然るに王は之を厭ひて、詩歌

音楽を好み、父王の嚴格なる規律に堪ふること能はずして、窃かに叔父なる英國王ジョージ二世の許に逃れんとしたが、事露はれて父王の怒に遭ひ、殆ど死刑に處せられんとしたが、赦されてクェストリン城に監禁せられた。この後、王は父王の意に従つて、クェストリン附近の王室領に關する事務を執り、また熱心に軍務に服した爲めに、父王の赦免を得、聯隊大佐に任ぜられ、ブランズウィック・ベヴェルン公の女

エリサベス・クリスチネと結婚し、ラインスベルヒ城にゐた。而して王は軍務の傍、依然文藝に對する趣味を棄てずして、佛國のヴォルテール等諸國の學者文人と通信し、また自ら政治歴史等に關する著述をし

た。王は當時の啓蒙思想に影響せられて、『國王が人民の第一奉仕者である』ことを唱へ、所謂『啓發せられた専制政治』は王の政治理想であつた。

奥地利の膨脹 普魯西が北獨逸に於て強國として興つた頃、奥地利の領土亦東西に膨脹した。普魯西フレデリック・ウイリヤム一世と時を同じうして、奥地利に於てはチャールス六世（一七一―一七四〇）が獨逸皇帝の位に在つた。奥地利の對外政策は、西は佛國を世仇とし、東は土耳其に向つて逆襲し、この方面に向つて領土を伸張せんと欲するにあつた。チャールス六世は父レオポルド一世及び兄ジョセフ一世兩帝の遺圖を紹いで、西班牙王位繼承戰役に於て佛國王ルイ十四世と戦ひ、一七一四年ラスタット平和條約に於て奥地利の爲めに西班牙領ネーデルランド並にナポリ、サルチニヤ及びミラノを得た。また土耳其に對しては、レオポルド一世の代一六九九年カロヴィッツ條約に依つて、テメスヴァルを除く外、洪牙利及びトランシルヴァニヤが奥地利領に屬するに至つたことは既に前章に於て之を述べた。然るに西班牙王位繼承戰役終ると共に、土耳其との間に戰爭は復た始まつた。

奥地利土耳其戰役 カロヴィッツ條約の後、北方戰役の末期に於て、土耳其は露國ペートル大帝の南進をブルート河上に邀撃して、帝をして曩に占領したアゾフを還附するの已むなきに至らしめた。ついで北方戰役の未だ全く終らざる前、土耳其大宰相ダマッド・アリー・パシヤがヴェニス領モレヤを攻略した爲めに、ヴェニス人は援を奥地利に乞ひ、奥地利は之に應じて、一七一六年ヴェニスと同盟を結び、土

耳古に向つてカロロヴィッツ條約の條項を遵守せんことを要求するや、土耳其は之を斥けて開戦を布告し、茲に兩國の間に戰爭は始まるに至つた。奥地利が土耳其に對して強硬の態度を取つたのは、佛國王ルイ十四世歿して、西方の憂が除かれた機會に乗じて、將軍ユージン公の豫ねての主張に依つたものである。

土耳其大宰相は自ら軍を率ゐて洪牙利に侵入し、海軍はカラ・ムスタファの指揮の下にヴェニス領コルフ島を攻撃した。獨逸のシューレンベルヒ伯マッチャスは、獨逸人の傭兵一萬八千人を率ゐてヴェニス政府を助け、遂にコルフ島より土耳其艦隊を撃退し、洪牙利に於て、ユージン公はペテルヴァルダインに於て土耳其軍と戦うて大いに之を破り、土耳其大宰相は戰死し、テメスヴァルは奥地利軍に依つて占領せられた。ついでハリル・パシヤが土耳其大宰相に任ぜらるゝや、ユージン公は進んで之とベルグラードに戦ひ、また大いに之を破り、遂にドナウ河を越えて南進した。然るに、西班牙が南伊太利に向つて事を起した爲めに、奥地利は土耳其との戰爭を中止する必要を感じて、一七一八年七月二十一日英國及び和蘭の仲裁を機として、土耳其とパッサロウィッチ平和條約を締結した。之に依つて奥地利はテメスヴァルのバナート（バナートはバン―土耳其帝に從屬せる藩公の治下にある地方）、ベルグラート及びセルビヤの一部並に小ワラキヤを割讓せられ、ヴェニスはダルマチヤに於て占領したる地方を併合する代りに、モレヤを土耳其に與へた。

奥地利と西班牙との關係 ユトレヒト條約に依つて佛國王ルイ十四世の孫フィリップ五世は西班牙王位に

即くことを承認せられたに拘はらず、獨逸皇帝チャールス六世は之に同意しなかつた爲めに、帝と西班牙王との間には平和條約が締結せらるゝに至らなかつた。而して西班牙に於ても、フィリップ五世の後エリサベス及び宰相アルベロニはユトレヒト條約に依つて南伊太利を奪はれ、爲めに西地中海に於ける西班牙の勢威が失はるゝに至ることを憤慨し、一七一七年頃地利が土耳其と交戦中の機會に乗じて、急に艦隊を發して先づサルヂニヤを占領した。然るに西班牙の行動はユトレヒト條約を蹂躪するものであつた爲めに、西班牙に對抗して佛國、英國、和蘭及び奥地利の間に四國同盟は締結せられた。佛國及び英國が之に加盟したのは、ユトレヒト條約擁護の目的の外に、佛國にてはフィリップ五世が當時尙ほ幼少であつた國王ルイ十五世の攝政たらんと欲し、英國にては西班牙政府がスチュワート王朝の復位運動に後援を與へたことを各、憤慨した爲めである。西班牙は四國同盟に對抗して、瑞典、露西亞及び普魯西と聯盟を企て、その艦隊は進んでシシリ島を攻撃したが、奥地利は土耳其とパッサロウィッチ條約を結び、瑞典にてはチャールス十二世戦死し、スチュワート王黨の陰謀は目的を達すること能はず、加ふるに西班牙艦隊はパッサロ岬沖の海戦に於て英國艦隊の爲めに破られ(一七一八)、佛國陸軍は西班牙に侵入した爲めに、宰相アルベロニが國勢復興の計策は遂に行はれずして職を罷められ、一七二〇年西班牙及び四國同盟との間にハーグ平和條約は締結せられた。之に依つてユトレヒト條約は更に確認せられたが、シシリ島は奥地利に、サルヂニヤ島はサヴォイに屬することとなつた。而してこの後サヴォイ公はサルヂニヤ王の尊號を稱することとなつた。

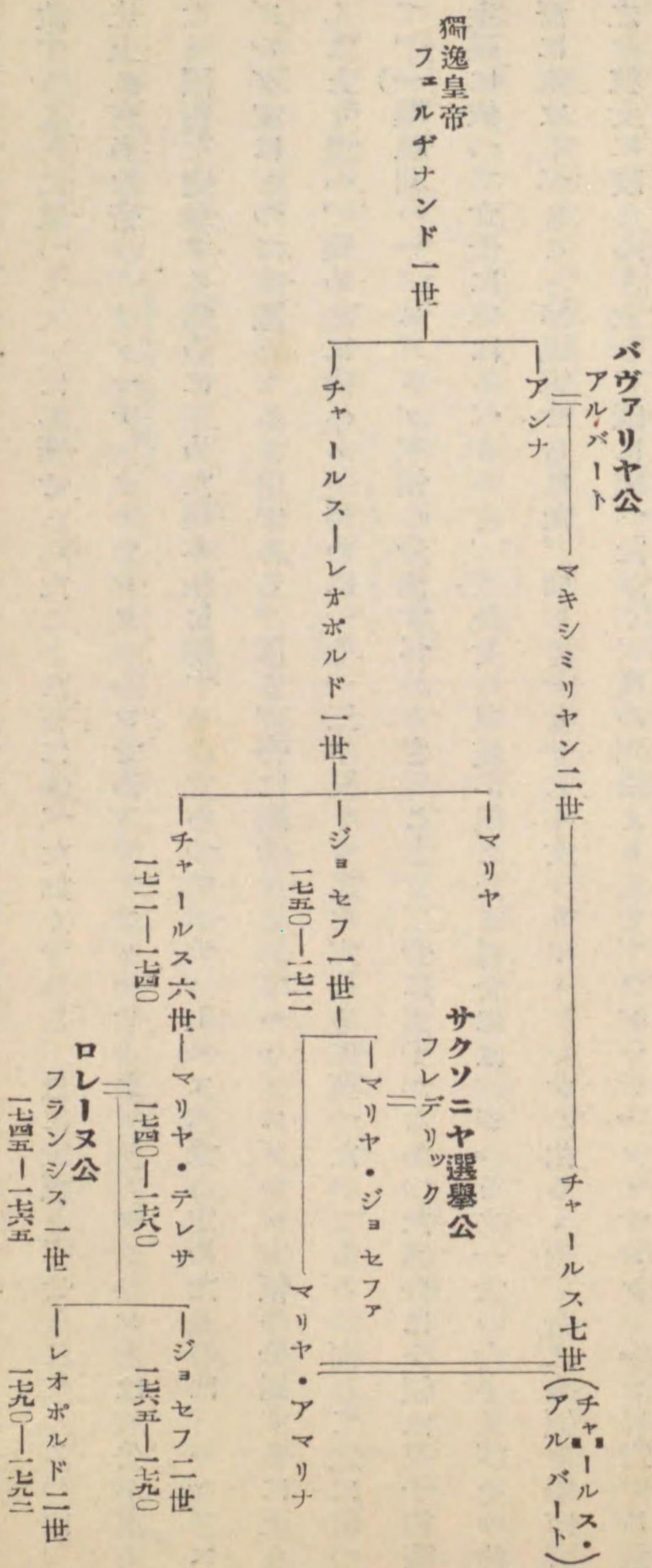
かくハーグ條約に依つて、四國條約はその目的を達した爲めに、自ら解散したが、西班牙は宰相アルベロニの辭職後、漸く佛國に接近して、一七二一年兩國の間に同盟成り、英國亦之に加はつた。同盟の對象は奥地利であつて、西班牙は奥地利の爲めに奪はれたる伊太利の地を回復せんと欲する志を忘るゝこと能はず、また英國は奥地利の商業政策に對して不安を懷いたが爲めである。皇帝チャールス六世は、ラストット條約に依つてネーデルランドを併せ、また南北伊太利に於て所領を獲得した後、商業政策に力を用ひて、一七一九年フィウメ及びトリエストの二港を地中海に由る東方貿易の中心地たらしめんと欲して、その自由港たるべきことを宣言し、ついで一七二二年オステンドに於て東印度貿易會社を設立した。是等の帝の施設は、英國及び和蘭の商業に對する競争を意味するものであつて、英國は之を憤つて、奥地利を敵とする西班牙と同盟を結ぶに至つたのである。されど、英國は曩に西班牙よりジブラルタルを占領し、また西班牙とは宗教を異にし、且つ互に過去に於ける抗争の歴史を忘れ得なかつた爲めに、西班牙との同盟は到底永續し得るものではなかつた。而して西班牙と佛國との同盟も、佛國がルイ十五世の將來の皇后として迎へた西班牙皇女との婚約を破棄して、皇女を西班牙に送り還した爲めに(佛國が西班牙皇女との婚約を破棄したのは、皇女が尙ほ幼少にして速に結婚すること能はず、且つルイ十五世も當時病身であつた爲めに、ブールボン家の斷絶してオルレアン家の嗣立するに至らんことを憂へ、速にルイ十四世の後嗣を

得んと欲して、元波蘭王スタニスラス・レスチンスキーの女を迎へて皇后としたが爲めである。西班牙は之を憤つて一七二五年春轉じて墺地利と同盟した。西班牙の目的は、墺地利の後援を得て英國と戦ひ、ジブラルタルを奪還せんと欲するにあつた。されば英國は之に對抗せんが爲めに、均勢擁護の名を以て同年秋佛國及び普魯西と所謂君主同盟を締結したが、西班牙は墺地利との同盟を固うせんが爲めに、チャールス六世帝の定めた墺地利領相續に關する家憲（*Pragmatic Sanction*）を保證し、帝は長女マリヤ・テレサを西班牙王子ドン・カルロスに妻はすべきことを約した。ついで一七二六年普魯西フレデリック・ウィリヤム一世亦英國と離れ、墺地利とケーニヒスウステルハウゼン條約を結んで、墺地利の家憲を承認し、墺地利皇帝は普魯西王の爲めにベルヒの領有權を保證した。その外に墺地利は露西亞とも同盟を約した。

一七二七年西班牙はジブラルタルを略取せんと欲して、英國と戰爭を始めたが、墺地利にてはユージン公を始め西班牙との同盟に反對する者もあり、皇帝亦西班牙の故を以て英國を敵とすることを欲せず、またマリヤ・テレサをドン・カルロスに妻はす約束を履行しなかつた爲めに、西班牙は墺地利の援護を得ること能はずして、一七二九年英國及び佛國とセヴィヤ條約を結んでジブラルタルを放棄する代りに、英國船及び佛國船に依つて軍隊を伊太利のバルマ及びトスカナに輸送して、是等の地を占領することを承認せられた。かくてバルマ公歿するに及んで、一七三一年英國は墺地利とウィーン條約を結び、和蘭及び西班牙も亦之に加盟し、チャールス六世帝は家憲の承認を得る代りに、ドン・カルロスがバルマ公の位を嗣ぎ、且つトスカナに對して相續權を有することを承認し、また漸く隆盛に赴きつゝあつたオステンドの東印度

獨逸皇帝兼西班牙王
チャールス五世—フィリップ二世

フィリップ二世
一七〇〇—一七四六



貿易會社を解散して、英國及び和蘭の希望に應じた。而して翌年帝は普魯西の仲介に依つて、バヴァリア、

サクソニヤ及び選舉公國フアルツを除いて、獨逸帝國より亦家憲の承認を得た。

プラグマチック・サンクション チャールス六世帝の外交が、列強より帝の定めた家憲の承認を得んと欲することに依つて大いに影響せられたことは右に述べた如くである。茲に家憲と譯せられてゐるのは、史上に有名な帝のプラグマチック・サンクションである。プラグマチック・サンクションとは君公が重大なる國務を處理する爲めに定めた根本法を稱するのであつて、チャールス六世の定めたものは、ハッブスブルグ家にとつて家憲となるものである。即ち、帝は嗣子なくしてハッブスブルグ家領の分崩するに至らんことを憂へ、豫め之に備へんが爲めに一七一三年夙くも之を定むるに至つたのである。而して之に依つて、(一) 墺地利ハッブスブルグ家領の分割すべからざること、(二) 帝に男子がなかつた場合に全領は長子相續主義に依つて女子に傳はるべきこと、(三) 長女の血統が絶えたる場合には、ジョセフ一世の女子及びその後裔に傳はるべきことが規定せられた。而して一七一七年女マリア・テレサの生るゝや、帝は全領を擧げて之を彼女に譲らんと欲し、既に述べた如く、豫め列強よりしてプラグマチック・サンクションに對する承認を得たのである。

波蘭王位繼承戦役 (一七三三—一七三五) 一七三三年波蘭王フレデリック・アウグスト二世歿するや、

その後を襲ぐべき國王の選定について、貴族の間に争が起つた。サクソニヤ公フレデリック・アウグスト三世を後嗣とせんと欲する一派に對抗して、貴族の多數は、嚮に瑞典チャールス十二世に依つて波蘭王位

に推薦せられたスタニスラウス・レスチンスキを擁立した。スタニスラウス・レスチンスキは佛國王ルイ十五世の外舅であつたのに加へて、佛國は世仇たる獨逸の背後に同盟國を有せんと欲する傳統政策に依つて、彼が波蘭王たらんことを欲して後援を與へた。然るに露國は、スタニスラウス・レスチンスキが波蘭王となつて、佛國の勢力が波蘭王に扶植せらるゝことを欲しなかつた外に、サクソニヤ公は時の露國女帝アンナの嬖臣ピロン伯に依つて、公が王位に即くことを得ばクールランドを露國に割讓すべきことを約束した爲めに、露國は公を援けて兵を波蘭に進め、レスチンスキをダンチヒに走らしめ、ついで佛國に遁るゝの已むなきに至らしめた。かくサクソニヤ公は露國の後援を得たのに加へて、皇帝チャールス六世のプラグマチック・サンクションを承認してその援護を有するに至つたが、時の佛國宰相フリューリは帝の女マリア・テレサとロレーヌ公フランシス・ステファンとの婚約成つて、その爲めに東境ロレーヌが遂に墺地利の有に歸するに至るべきことを憂へ、墺地利皇帝がサクソニヤ公に援護を與ふるや、レスチンスキの王位を擁護することの名を以て、一七三三年墺地利に向つて宣戰した。西班牙及びサルヂニヤ亦佛國に同盟したが、彼等はいづれもこの機會に於て伊太利に於ける墺地利の領土を分割せんと欲したのである。

かくして所謂波蘭戦役は起つたが、戦争の主たる目的は波蘭に關係してゐなかつたのである。皇帝軍は佛國及びその同盟軍の爲めに散々に破られた。佛國兵はロレーヌに侵入し、上伊太利に於てロムバルヂヤ

の大半は佛國及びサルヂニヤ聯合軍の爲めに攻略せられ、下伊太利に於てナポリ及びシシリ島は西班牙兵の爲めに占領せられた。露國の一軍は奥地利を援けてライン河畔に迄及んだが、その爲めに戦局を一變するに至らなかつた。一七三五年佛國は西班牙に祕して奥地利と假條約を締結した。蓋し奥地利と西班牙との間に單獨平和條約が結ばれて、佛國が孤立するに至らんことを虞れたが爲めである。假平和條約に依つて、(一)奥地利はナポリ及びシシリ島を西班牙と合併せざることを條件を以てドン・カルロスに與へ、(二)サルヂニヤにその境上に近き幾ばくかの地を與へ、(三)佛國はアウグスト三世が波蘭王たることを承認し、(四)スタニスラウス・レスチンスキーは波蘭王位を放棄する代りに、ロレーヌ公國を與へられて、彼の死後この地は佛國に併合せらるゝことと定め、(五)マリヤ・テレサと婚約あるロレーヌ公フランシス・ステファーン(一七三六年二月十二日結婚式は舉行せられた)は、その所領がスタニスラウス・レスチンスキーの所有となる代りに、伊太利に於てトスカナ公(メヂチ家)の歿後、その地を與へられ、(六)嚮にドン・カルロスの領と定まつたパルマ及びピヤツェンツァは奥地利領に屬することとなり、(七)佛國はブラグマチック・サンクシオンを承認すべきことを約し、一七三八年平和本條約はウィーンに於て締結せられた。西班牙は初め之に對して異議を唱へたるも遂に効なく、翌年之に加盟した。

ウィーン條約に依つて佛國の領域は東方に伸張して、ロレーヌは併合せられた。而して奥地利はナポリ及びシシリ島を失つたとはいへ、尙ほ上伊太利に於て領土を有し、且つサクソニヤのみならず、また佛

國よりもブラグマチック・サンクシオンに對して承認を得た。奥地利が佛國と速に媾和するに至つたのは、チャールス六世帝の最も關心してゐたブラグマチック・サンクシオンに對して、強國たる佛國の承認を得んと欲したことの外に、東方に向つて土耳其と戦つて領域を伸張せんと欲したが爲めである。

露、奥、土戰役(一七三六—一七三九) 一七三六年露國(女帝アンナ)が黒海に進出する目的を以て、土耳其に向つて開戦するや、既に露國と聯盟してゐた奥地利は、仲裁者たることを標榜して之に干渉し、露國が媾和條件として黒海の東岸カウカサス山脈に至る迄地域の割讓、黒海に於ける航海の自由並にモルダヴィヤ及びワラキヤの自治權を要求するや、奥地利は之を援護すると共に、仲裁の報酬として自國の爲めにノヴィ・バザルの割讓を要求した。畢竟するに、露奥兩國は互に協力して、土耳其を蠶食せんと欲したのであつて、土耳其が之を峻拒するや、奥地利は兵を發してセルビヤのニッシュを占領し、土耳其に向つて開戦した。

露奥兩國が土耳其と戰爭を始むるや、佛國は古來の傳統政策に従つて土耳其に後援を與へ、君府駐劄の佛國大使ヴィルヌーヴは土耳其政府を激勵し、佛國將校は來つて土耳其軍に加はり、土耳其軍は進んで奥地利軍と戦うて之を破り、ニッシュを奪還したる後、遂にベルグラードを攻圍した。此に於て奥國政府は戰爭を中止するに決して、佛國政府に頼つて和を土耳其に求め、一七三九年奥土間にベルグラード平和條約は締結せられた。之に依つて奥地利は曩に占領したベルグラード並にセルビヤ及び西ワラキヤを土耳其

に還附するの已むなきに至つた。此に於て露國も亦土耳其と和議を結んで、ドニエブル及びブグ兩河間の地を得たるも、その領域は尙ほ未だ黒海に達するに至らなかつた。而して佛國は益、^{Dnieper} 土耳其の好意を得て、全土耳其領内に於て自由に商業を營むことの特權を與へられた。佛國の外交は此の場合に於て亦成功したのである。而して佛國政府は土耳其保全の目的を以て、瑞典及び土耳其に勸めて兩國間に防守同盟條約を締結せしめた。

第十七章 奧地利繼承戰役と七年戰役

奧地利繼承戰役（一七四〇—一七四八）奧土戰役の終つた翌年一七四〇年（元文五）春、普魯西にてはフレデリック二世大王位に即いたが、同年秋奧地利にては皇帝チャールス六世歿して、嚮に帝の定めたブラグマチック・サンクションが實行せらるゝを要することとなつた。前に述べた如く、チャールス六世は既に列強をして之を承認せしめたるに拘はらず、帝の歿するや、バヴァリヤ、サクソニヤ、西班牙は各、マリヤ・テレサの相續權を争うて、奧地利領を割奪せんと欲し、普魯西王フレデリック二世も亦機に乗じて兵をシレシヤに進めて之を占領した。

バヴァリヤ公チャールス・アルバートの目的は、帝位と共に奧地利の全領土を併有せんと欲するにあつたのであるが、サクソニヤ公兼波蘭王アウグスト三世は、嚮に波蘭王位繼承戰役の際に、チャールス六世

帝の後援を得たるに拘はらず、彼がマリヤ・テレサの相續權を争うたのは、同じく領土を擴張せんとする野心に發し、波蘭王としてポヘミヤを併合せんと欲するのにあつたのである。波蘭とサクソニヤとを連絡するシレシヤの併合も、恐らく彼の胸裡に存してゐたであらう。西班牙王フィリップ五世の目的は、此の機會に乗じて、伊太利に於ける奧地利領併合の志を遂げんと欲するにあつた。而して普魯西王フレデリック二世がシレシヤを占領した目的は、オーデル河の全流域を併合し、^{Riesenberg} リーゼンベルヒ山脈に據つて奧地利の北侵を防ぎ、またサクソニヤのシレシヤ方面に進出するを妨げて、且つ之を壓迫せんと欲するにあつたのである。

奧地利繼承戰役は二期に分れ、第一期の所謂第一シレシヤ戰役は、フレデリック二世がシレシヤを占領したことを以て始まつた。列強の態度を見るに、佛國に於て宰相フリーリーは、奧地利繼承戰役が畢竟するに、獨逸の分裂を意味し、佛國にとつて暫く東方の憂が除かゝるに乗じて、専ら力を海外領土の發展に用ひんと欲した。然るに彼は年既に老いて、國王の左右に在る少壯政治家が獨逸に於ける戰亂に干涉して、世仇ハップスブルグ家の勢力を打破すると共に、佛國の領土を東方に向つて伸張すべきことを主張するに對抗すること能はずして、遂に之に干渉するに決し、一七四二年バヴァリヤと同盟を結んで兵を獨逸に進め、また普魯西とも密かに同盟を約した。また露國が奧地利に援助を與へんとする状あるや、佛國は瑞典をしてバルチック沿海州回復の目的を以て、露國に向つて宣戰せしめた。而して英國王ジョージ二世

は、ハンノーヴァー選舉公を兼攝してゐた爲めに、普魯西が強大となつて、ハンノーヴァーの壓迫せらるるに至らんことを憂へた。且つ英國國民の同情がマリヤ・テレサに向つてゐたに加へて、佛國及び西班牙を敵視する彼等の感情及び利害は、奥地利を援助することに傾いてゐた。されど英國政府は、奥地利の爲めに普魯西を敵視して戦ふ意志なく、時の首相ワルポールの平和主義は、奥地利に勧めてシレシヤの一部を普魯西に割譲せしめて、兩國の間を調停せんと欲した。然るに奥地利はこの勧告に應じなかつたのみならず、佛國がバヴアリアと同盟して兵を東に進め、またその一軍がハンノーヴァーに向つて前進した爲めに、英國の國論は大いに激昂して、政府も遂に佛國を敵として戦争に参加し、奥地利に援助を與ふることに決した。而して西班牙との間には、之より先き西班牙が英國の商業を妨害したことの故を以て、一七三八年戦争が始まつてゐた。

佛國及びバヴアリアの聯合軍は奥地利領内に侵入し、バヴアリア公チャールス・アルバートはボヘミアのプラークを占領した後、ボヘミア王と稱し、ついで一七四二年春選ばれて神聖羅馬皇帝の位に即き、チャールス七世と稱した。然るに、マリヤ・テレサは國難に當つて勇氣毫も沮喪することなく、外敵の迫り来るや、之に應ずる策を立て、親しく洪牙利に赴いて民望を收め、洪牙利人は奮つて女帝を援け、チロール人亦ハップスブルグ家に對する古來の忠誠を失はなかつた爲めに、士氣大いに振ひ、將軍ケヴェンヒューラーは奥洪聯合軍に將としてバヴアリアに向つて進撃した。チャールス七世が神聖羅馬皇帝の戴冠式を舉

行したと同じ日に、洪牙利兵は既にミュンヘンに達し、ついでバヴアリアの國都は奥洪聯合軍の爲めに占領せられた。然るにボヘミア方面に進出した奥地利軍は普魯西王フレデリックの爲めに破られた。此に於て奥地利は先づ普魯西王と和した後全力を擧げてその餘の敵に當る方針を立て、英國王ジョージ二世がハンノーヴァーの普魯西の爲めに攻略せられざることの保障を得ば、進んで奥地利を援けて佛國と戦ふの意あることを告げて、普魯西間に仲裁せんとするや、普魯西王も亦佛國、バヴアリア及びサクソニヤ等の聯盟諸國に信用を置いてゐなかつた爲めに、英國の勧誘に應じ、一七四二年六月普魯西兩國間にプレスラウ平和暫定條約(ついで本條約は伯林に於て結ばれた)は締結せられて、奥地利は普魯西に奥地利に敵對の同盟より離脱することの條件の下にシレシヤを割譲した。ついで英國も亦一七四二年十一月普魯西と防守同盟を約して、ハンノーヴァーが佛國の爲めに攻略せらるゝことに備へた。而して英國は嚮にカルタヘナ沖の海戦(一七四一)に於て西班牙艦隊の爲めに破られ(英國首相ワルポールのこの失敗の爲めに辭職した)、西班牙は陸兵を上伊太利の海岸に上陸せしめたが、サルヂニヤ王エマニュエル三世は、西班牙人の侵略を懼れて、マリヤ・テレサと同盟し、彼女はサルヂニヤ王にミラノ地方を與ふべきことを約して、協力西班牙軍と戦うて之を破つた。また英國の勧誘に依つて、和蘭も亦奥地利に與みして戦争に参加し、ジョージ二世は英、蘭、奥並にハンノーヴァー及びヘッセン諸國の兵より成る所謂プラグマチック軍を率ゐて、佛國將軍ノアイユとデッチンゲン(アシャッフエンブルグの附近)に戦うて之を破つた。(一七四三)

Noailles, Dettingen, Aschaffenburg

ブレスラウ平和條約の結ばれた後、奥地利軍は全力を擧げて佛國及びバヴァリヤ軍に當ることを得て、奥國將軍ロレーヌ公チャールス及びロブコヴィツ公等はボヘミヤに侵入し、佛國將軍ベル・イールはプラ
ーグよりエンゲルに退却し、プラーグは奥國軍に占領せられ、一七四三年春マリヤ・テレサはボヘミヤ女
王の位に即いた。ついで前年秋佛國及びバヴァリヤ聯合軍の爲めに奪還せられたバヴァリヤも亦奥國軍に
依つて占領せられた。

かく一七四三年に於て奥地利の勢大いに振ひ、既に普魯西と和し、またバヴァリヤを破つた後は、主として佛國を敵として戦ふに至つた。此の年秋、英國王ジョージ二世は大本營ウォルムスに於て、英國、奥地利及びサルヂニヤの間に同盟條約を結んで、ブルボン家を伊太利より驅逐し、且つプラグマチック・サンクシオンを保障すべきことを締約した。ついで奥地利はサクソニヤと條約を結んで、サクソニヤは、普魯西がブレスラウ平和條約に違反したる場合には、奥地利に援助を與へ、その際に奥地利はサクソニヤに、シレシヤに於て報償を與ふべきことを約した。ウォルムス同盟條約は佛國を對象としたものであるが、奥地利及びサクソニヤ條約は、普魯西に對抗せんが爲めに締結せられたものであつて、普魯西がシレシヤを領有することは、兩國の利害に反するものであつたのである。

フレデリック大王は奥地利が新勝の勢に乗じてシレシヤを回復せんと欲することを懼れた。而して佛國がサルヂニヤに向つて宣戦し、ついで西班牙と聯盟を約したる後、英國及び奥地利に對して宣戦するや、一七四四年夏普魯西王はヴェルサイユに於て佛國と新に同盟條約を結び、ついで皇帝チャールス七世ともフランクフルトに於て同盟を約した後、急に兵を率ゐてボヘミヤに侵入し、茲に第二シレシヤ戰役は始まつた。

第二シレシヤ戰役 普魯西軍がボヘミヤに侵入した爲めに、ライン河方面に進出し、またバヴァリヤを占領した奥地利軍は、普魯西軍に當らんが爲めに東に轉じ、チャールス七世はミュンヘンに歸着することを得た。その前英國艦隊は佛西聯合艦隊とヒエル群島沖(ツールン港の東南海上)に於て衝突したが、勝敗決するに至らず、また英國艦隊のツールン港攻撃も遂に失敗に終つた。而して伊太利に於てサルヂニヤ軍は佛西聯合軍の爲めに破られ、また佛國軍は奥領ネーデルランドに侵入した。

然るにボヘミヤに侵入した普魯西軍は、ライン河方面より東に轉じた奥國軍がサクソニヤ軍と連絡した爲めに、背後を脅かされて、一七四四年冬一旦占領したプラーグを放棄し、苦戦を経て辛うじて、シレシヤに退却することを得た。

一七四五年正月英國、奥地利、サクソニヤ及び和蘭はワルソウに於て同盟條約を締結し、英國及び和蘭は奥地利に軍資を供して、そのシレシヤ回復に援助を與ふべきことを約した。その後間もなく(正月二十日)皇帝チャールス七世は病を以て歿し、嗣子マキシミリヤン・ジョセフは四月二十二日奥地利とフュッセンに於て和を結んで、プラグマチック・サンクシオンを承認し、且つマリヤ・テレサの夫フランシス・

ジ・セフを皇帝に選舉すべきことを約し、奥地利はマキシミリアンにバヴァリアの舊領地を還付すべきことを約した。かくて一七四五年九月フランス・ジ・セフはブランデンブルグ及びファルツを除いて選舉公に依つて皇帝に選舉せられ、フランス一世と號した。此に於てハップスブルグ家は女系に依つて傳はり、この後ロレーヌ及びトスカナ朝、又はハップスブルグ・ロレーヌ朝と稱せられる。蓋しフランス一前にロレーヌ公であり、また現にトスカナ大公の位に在つたが爲めである。

奥地利繼承戦役は普奥兩國間に於けるシレシヤの爭奪戦となつた。普魯西は佛國と聯盟したものの、佛國及び西班牙の利害はネーデルランド及び伊太利に在つて、専ら力を此の方面に用ひてゐた爲めに、獨逸に於て普魯西王は獨力を以て奥地利と戦はねばならなかつた。彼の恃むところは父祖以來養ひ來つた精銳の兵と彼の將略とであつた。而して奥地利も、四國同盟を背後に有してゐたとはいへ、獨逸に於て事を俱にしたものは、サクソニヤのみであつて、奥地利がシレシヤ回復を目的としたのに反して、英國及び和蘭は佛國を敵としてネーデルランド及びハンノーヴァーを防禦し、また海上に於て佛國及び西班牙に對抗することを以て主たる目的としてゐた。一七四五年英國は奥地利の反對したに拘はらず、遂に普魯西のシレシヤ占領を承認して之と和を結んだ。蓋し英國は佛國と戦ふに方つて、ハンノーヴァーの爲めにも、永く普魯西を敵とすることを不利としたからである。

一七四五年普魯西軍は奥地利及びサクソニヤ聯合軍と戦うて連りに勝ち—Hohenfriedberg—ホーヘンフリードベルヒ（六

月四日）、ソール（九月十三日）、ケッセルスドルフ（十二月十五日）等の戦—Kesselsdorf—等の一十二月十八日ドレスデンを占領した。此に於てマリヤ・テレサも事の已むなきことを知つて、一七四五年十二月二十五日サクソニヤと共に普魯西とドレスデン平和條約を結んで、前のブレスラウ平和條約を確認し、シレシヤは普魯西領に屬することとなり、普奥間の戦争は茲に終つた。然るに、伊太利及びネーデルランド方面に於ける戦争は尙ほ繼續し、この前既に伊太利に於て佛西聯合軍はサルデニヤを破つてミラノを占領し、ネーデルランドに侵入した佛國軍は、一七四五年五月將軍サクソニヤ公子モーリツの下に、Fontenoy—フォントノアに於て英國王ジ・ージ二世の第二子カムバール公ウイリヤムの率ゐる英國軍を破つた後、白耳義の大半を占領した。時に英國王位の覬覦者であるスチュワート家のチャールス・エドワードは佛國の後援を得て、蘇格蘭に來つて兵を起した爲めに、カンバール公ウイリヤムは國に歸り、Carlisle—カロッデンに於てスチュワート軍を破つた後、一七四六年再びネーデルランドに還つたが、又もやモーリツの爲めに破られ、佛國軍は白耳義全土を占領し、更に進んで和蘭に侵入した。

かく陸上に於て佛國軍は優勢を占めたが、海上に於ては佛西聯合艦隊は一七四七年フィニステル岬沖及びベル・イール島沖の海戦に於て相次いで英國艦隊の爲めに敗れた。英佛兩國が獨り歐洲に於てのみならず、海上及び殖民地に於て相争うたことは後章に於て述べる。

交戦諸國は何れも戦争に疲れて、一七四八年（寛延元）アーヘン平和條約は締結せられ、彼等は互に戰

争中侵略したる地域を舊主に還付し、唯伊太利に於て西班牙公子ドン・フィリップは、バルマ及びピヤツェンツァを與へられ、サルヂニヤはロムバルヂヤに於て幾ばくかの地を増した。而してプラグマチック・サンクシヨン及びフランシス一世の帝位、普魯西のシレシヤ併合並に英國王位が新教徒に依つて相續せらるべきこと等も亦アーヘン條約に依つて確認せられた。

奥地利と佛蘭西との同盟 ドレスデン平和條約及びアーヘン平和條約に依つて奥地利繼承戦役は終結し、平和は回復せられた。されど交戦列強の利害に基づく衝突の原因は、是等平和條約に依つて除き去られたものではなかつた。奥地利女帝マリヤ・テレサは、普魯西王の爲めにシレシヤを奪はれたる恨を忘るゝこと能はず、日夜回復の機會を待つてゐた。アーヘン平和條約の締結せらるゝ前、既に奥露間に同盟成り、奥地利は普魯西に敵對して列強を糾合することに着手した。

一七四六年奥地利女帝マリヤ・テレサと露國女帝エリサベスとの間に同盟條約は締結せられた。奥地利繼承戦役の際に露國女帝は瑞典と戦うてゐた爲めに、中歐の戦争に關係し得なかつたが、一七四三年オボアの平和條約に依つて瑞典との戦争を終つた後も、女帝は寧ろ普魯西に傾いて、フレデリック大王の侍從武官であつたアンハルト・ツェルプスト公の女ソフィヤ（後のカタリナ二世女帝）を迎へて、皇太子ベートルの妃とした。然るにその後、普魯西王に對して反感を有してゐた露國宰相ベスツシェフ・リュミンは、漸く女帝を動かして、右に述べた如く、遂に普魯西に敵對して奥地利と同盟するに至らしめた。露國

が奥地利と同盟するに至つたのは、單に女帝及び宰相の普魯西王に對する悪感情の爲めのみでなく、露國の傳統たる領土擴張の目的を達せんと欲するに發し、右同盟條約に依つて露國はクールランド及びリヴランドの領有に對する保障を得、また土耳其と戦争を始めた場合に、奥地利の協力を得んと欲したが爲めである。而して奥地利が露國と同盟した、目的は言ふ迄もなく、シレシヤ回復の爲めに露國の應援を望んだが爲めである。

サクソニヤに於て國政を專にしてゐた首相ブリュール伯亦前戦役の方針を繼紹して、普魯西を敵視してゐたといへ、彼が直に奥露同盟に加盟しなかつたのは、その場合に、普魯西王がドレスデン條約違反の名を以て直に兵を率ゐて國內に侵入すべきことを懼れたが爲めである。されど奥露兩國俱に、戦端一たび開かれた際に、必ずやサクソニヤが彼等に加擔すべきことは疑なかつた。

次に歐洲に於ける従前の國際關係を一變したものは、佛奥間に同盟條約が締結せられたことである。而して前戦役に於て奥地利に應援した英國は、七年戦役に於ては普魯西に與みするに至つた。

十六世紀以來、佛國はハップスブルグ家を敵として、その勢力を打破せんと欲することが、佛國外政の中軸であり、また歐洲の國際關係を決定する要素の一であつた。奥地利繼承戦役に於ても、佛國は對奥聯盟の主要國であつた。然るに、世仇たる佛奥兩國が従前の方針を一變して聯盟を結ぶに至つたのは、先づ奥地利より發し、普魯西と戦うてシレシヤを回復せんとする爲めに、佛國と聯盟するの必要あることを痛

切に感じたが爲めである。而して之を策した者は奥國宰相カウニツ伯であつた。

抑、奥地利と佛國との間に百五十餘年の久しきに亘つて激烈なる抗争の歴史が作られたのは、十六世紀の初めチャールス五世の代に、ハップスブルグ家の所領が三面より佛國を包圍した時に始まり、その後ハップスブルグ家が奥地利及び西班牙の兩派に分れた後も、佛國は彼等の爲めに絶えず脅威せられた爲めに、彼等の勢力を打破するにあらざれば、將來の發展はいふに及ばず、國民的獨立さへも危うせらるゝことを信じたからである。佛國の對外政策は全力をハップスブルグ家の勢力打破に傾注し、ヘンリー四世、リシユリユー、マザレンは遂に克くこの目的を達して、佛國の領域は東方に伸張し、國家は王權の下に固く統一せられて、國勢隆々として興つた。之に反して、獨逸は分裂し、西班牙の勢威亦漸く衰へたのみならず、プールボン家は西班牙に君臨し、且つ佛國との間に聯盟が結ばれた爲めに、佛國は既にハップスブルグ家の爲めに脅威せらるゝ憂なく、ハップスブルグ家に於ても、チャールス五世時代の世界統治政策は既に過去の夢と化し、奥地利の關心は主として東南土耳其方面に向つた。西班牙繼承戦役後、奥地利が南ネーデルランドを併合し、また伊太利に於て所領を有したことは、是等の方面に發展せんと欲する佛國の野心を妨げ、また土耳其に對する佛奥兩國の利害は一致して居なかつたとはいへ、佛國が奥地利に對して、以前の如く飽く迄も戦はねばならぬ程重大な衝突の原因は既に除かれてゐたのである。加ふるに、兩國俱に互に他を利用して協力を得んと欲する利害關係が新に起つた。即ち奥地利はシレシヤの回復を中心として獨逸に於て普魯西と覇權を争ひ、佛國は海上及び殖民地に於て英國と勢力を争ふに至つたのである。

カウニツ伯は奥國大使として巴里に駐劄中（一七五〇—一七五三）奥佛聯盟の秘策を懐いて、佛國宮廷の好感を得ることに力めたが、彼の目的とする聯盟は容易に成立する見込なく、彼が國に歸つて宰相となるに及んで、スターレンベルヒ伯は彼の後を襲けて駐佛大使に任ぜられた。佛國政府が奥國に接近することを難んじたのは、前戦役に至る迄常にハップスブルグ家を敵としてゐた歴史に伴ふ反感が根強く存在せるに加へて、奥領ネーデルランドを攻略し、またライン河方面に領土を伸張せんと欲する傳統的野心を遂げんが爲めに、寧ろ普魯西と聯盟するを有利と考ふる者の多かつた爲めである。政府部内に於ても、普魯西と聯盟して兵を奥領ネーデルランドのみならず、ハンノーヴァーにも進めて之を略取し、また土耳其を使喚して洪牙利に侵入せしめ、奥地利をして西方を顧みる遑なからしめんことを主張する者があつた。彼等は獨り大陸に於てのみならず、海上及び殖民地に於ても、佛國の強敵たる英國と戦ふ爲めに、前戦役に於けるが如く、普魯西と聯盟するの有利なることを主張したのである。されど佛國の奥領ネーデルランドを攻略に對して、普魯西は到底直接に兵力的援助を與ふること能はず、また佛國殖民地の爲めに、海上に於て佛國と協力して、英國と戦ふ力も意志もなかつたことは明かである。ハンノーヴァーに對して、佛國と協力して之を攻略することは、普魯西にとつても有利であり、普魯西王もその野心がないではなかつたが、一面バルチック海方面に於て露國の西侵を防ぐ必要があつた爲めに、ハンノーヴァーに對して専ら力を用

ひる餘裕がなかつた。普魯西王にとつて主たる關心は新に獲得したるシレシヤを確保して、墺地利、サクソニヤ及び露西亞の東侵に對抗することであつたが、普魯西王の此の目的に對して、佛國は何ら利害の共通するものなく、普魯西に應援することは、單に普魯西の爲めに利用せらるゝこととなるのであつた。

されば、普佛同盟は双方の目的とするところが各、異なつてゐた爲めに、到底永く保續し得らるべきものでなかつた。而して之に對抗してゐた英墺同盟も亦兩國間に利害の共通するものがなかつた爲めに、事實に於ては既に廢絶に歸してゐた。英國は佛國と大陸に於てのみならず、また海上及び殖民地に於て衝突し、殖民地に於て兩國民は夙く既に戦闘を始めてゐた。英國は佛國と戰ふ爲めに、大陸に於て有力なる同盟國を有する必要があつた。一七五五年九月英國が露國と同盟條約を結び、ついで一七五六年正月普魯西と同盟條約を締結したのは之が爲めである。英國の目的は、大陸に於てハンノーヴァーを保護し、全力を擧げて之を海上に用ひ、佛國と戰はんと欲するにあつた。一七五五年の英露協約は、英國が、露帝の寵臣ペストシェフが普魯西を敵視せるに乗じて、之に巨額の賂を與へて締約するに至つたものであつて、露國をしてハンノーヴァー援護の爲めに兵七萬を發し、普魯西が佛國と聯盟してハンノーヴァーを攻撃した場合に、背後より普魯西を攻撃すべきことを約束せしめたものであつた。而して英露協約は普魯西に通告せられたが、フレデリック大王は英國に對して、獨逸の中立を保障する條約を結ばんことを申込み、その結果一七五六年正月十六日英普間にウエストミンスター協約は締結せられた。ウエストミンスター協約は

一種の防守同盟條約であつて、之に依つて兩國は協力して外敵の獨逸に侵入するを阻止すべきことを約したものであつた。フレデリック大王は之に依つて、露國を牽制して普魯西を攻撃すること能はざらしめ、隨つて墺地利も亦露國の協力なくしては普魯西に對して開戰を敢てせざるべきことを信じ、英國は之に依つてハンノーヴァーの爲めに普魯西の援護を有することとなつたのである。

英普接近の風説は夙くも世に傳はつた。墺國宰相カウニツはこの機會に乗じて、彼の計畫した墺佛聯盟を實現せしめんと欲し、駐佛大使スターレンベルヒは彼の命を受けて之を佛國王の寵臣ポムパジュール夫人に説き、彼女を経て國王ルイ十五世の同意を得んと試みた。即ち英普間に聯盟の交渉が始まつた頃、佛墺間にも同様の交渉は開始せられたのである。彼等の交渉は一七五五年九月に始まつてゐる。墺國政府の提案は初め、墺地利がサクソニヤ及び獨逸諸國と聯合して、普魯西の領土を三十年戰役前の境域に復せしむる目的を以て、之と戰爭を始めた場合に、佛國の中立を要求したのであつた。而して佛國が右の場合に中立を守ることの報酬として、ルイ十五世の女婿ドン・フィリップに墺領ネーデルランドを與ふる代りに、^{Cohi}パルマ及びピヤツェンツァを墺地利に讓るべく、また墺地利は佛國のコンチ公を波蘭國王に推薦すべく、彼の舊領地普魯西との戰爭に克つてシレシヤを奪取した場合には、之をグラツと共に墺地利に併合することに對して佛國の承認を得んと欲するにあつた。即ち墺地利の目的は普魯西よりシレシヤを奪還すると共に、伊太利半島に於て領土を擴張して、往昔の勢威を回復せんと欲するにあつて、墺領ネーデルランド

を佛國王の女婿に與へ、またブルボン家を波蘭王位に推薦することに依つて佛國王を誘うたのである。
○ 塙國政府が佛國に接近を求めた頃、英普間に於ける聯盟の風説は益々高くなつた爲めに、佛國政府は普魯西王に向つてその實否を質したところ、普魯西王は之をば普佛間を離間せんと欲する者の陰謀に發するものにして、何ら根據なきものたることを答へた。されば佛國政府は王に信用を置いてゐた爲めに、塙國政府の提案に對して直に諾否の決答を與へなかつたが、一七五六年正月英普間にウエストミンスター條約が締結せられた頃、佛國公使は本國政府の命を受けて、普魯西王をしてハンノーヴァーの攻撃に決意せしめんが爲めに伯林に到着した。王は既に英國と聯盟を約した爲めに佛國公使の要求を拒絶すると共に、之に示すにウエストミンスター條約を以てした。佛國政府は之を聞いて、普魯西王が聯盟國たる佛國に諮ることなくして英國と協約を締結したことを憤慨し、ウエストミンスター條約は陽に獨逸の中立を保障するに止まるも、公表せられたるもの以外に、重大なる祕密條項の存在せるあらんことを疑うた。佛國政府の態度は急に變じて、塙地利に接近を求め、若し久しく塙國政府の要求に應じなかつたならば、塙地利は遂に佛國を離れて、却て英國に倚賴するに至らんことをさへ憂ふるに至つた。而して塙國政府の提案に要求せるが如くに、佛國は塙地利の戰爭に於て單に中立を守るのみならず、更に進んで兩國間に防守同盟を締結せんと欲するに至つた。塙國宰相カウニツの計畫は着々實現の機運に向うて、一七五六年五月一日塙佛間に所謂ヴェルサイユ條約が結ばれて、兩國は互に歐洲に於ける領土を保障して、他より攻撃せられた場合に兵二萬四千人又は相當の軍資を以て互に援助すべきことを約した。

さればヴェルサイユ條約は防守同盟條約であつたとはいへ、ルイ十五世は、塙地利が攻撃戦を始めた場合にも、之に應援を與ふる意志があつた。而してヴェルサイユ條約並に英普間のウエストミンスター條約に於て、普塙兩國俱に英佛戰爭に對しては中立を守ることとなつてゐたとはいへ、普塙戰爭は英佛戰爭と關連してゐた爲めに、七年戰役は殆ど世界戰役たる性質を有し、普塙戰爭はシレシヤと獨逸に於ける覇權とが兩國のいづれに歸するかを決し、英佛戰爭は世界の海上權と亞米利加及び印度に於ける殖民地との所屬を決するものであつた。

ウエストミンスター條約が佛國人を憤慨せしめた如く、ヴェルサイユ條約は英國人を激昂せしめた。英國王ジョージ二世は嚮に佛國の侵略に抗してハンノーヴァーを防護せんが爲めに、普塙兩國を和解せしめて彼等と聯盟を結ばんことを計畫したが、英普協約、佛塙協約が結ばれて後は、王の計畫は到底實行し得られざるものとなつた。

塙地利にとつて、敵國は普魯西の外に土耳其であつて、是等兩國に對する利害の共通は、露塙兩國を接近せしめて、遂にその間に聯盟が締結せらるゝに至つた。和蘭は佛國の侵略に對抗する必要はあつたが、その爲めに威嚇せらるゝことを虞れて、嚮に英國と聯盟したるに拘はらず、遂に中立を守ることに決した。丁抹及び瑞典は、英國の爲めに佛國との通商を阻害せらるゝことを憂へて、一七五六年武装防守同盟條約

を締結した。而して英國は嚮にハンノーヴァー防護の爲めに、露國と聯盟したるに拘はらず、普魯西とウエストミンスター條約を結んだ後は、ハンノーヴァーの爲めに、露國の援護を受くる必要がなくなつた。されど尙ほ英國は佛國との戰爭に露國をして英國に與みせしめんと試みたが、露國は既に奧地利に接近し、奧國大使エステルハッチーは英露間を離間して、遂に奧露聯盟を成立せしめた。佛國亦露國と聯盟を企てたが、その爲めには、從來の傳統に反して、土耳其及び波蘭を放棄して露國に委ねねばならぬこととなるのであつた。而して露國も亦海上及び殖民地に於ける英佛戰爭に對して、佛國に援助を與ふる意志がなかつた爲めに、露佛間に於ける聯盟の交渉は容易に撻取らなかつた。

奧相カウニツの外交は遂に成功して、佛國と同盟を約するのみならず、また露國をも與國に加ふることを得た。而して露國と普魯西との關係が破れて後、佛國は大陸に於て強國の爲めに侵迫せらるゝ憂なきのみならず、進んで奧地利を援けて領土を東方に伸張せんと企てたが、海上及び殖民地に於ける英國との戰爭に於て、奧地利は佛國に援助を與ふる義務なく、またその力もなかつた。その爲めに佛國は力を海陸兩方面に分つの不利があつた上に、海上に於ては同盟國なくして、既に優勢を占むる英國と戰はねばならなかつたのである。佛國同盟が奧地利の外交にとつて赫々たる成功であつたのに反して、佛國にとつては失敗であつたと評せらるゝのは之が爲めである。

前戰役後も、海上及び殖民地に於ける英佛兩國民間の抗争は殆ど止まなかつたが、一七五六年(寶曆六)五月八日英國は佛國に宣戰し、同年普魯西のフレデリック大王は兵を率ゐてサクソニヤに侵入し、茲に七年戰役(第三シレシヤ戰役)は始まつた。

七年戰役(一七五六一—一七六三)と列強 七年戰役始まつた後、一七五七年正月十一日露國は前年五月一日の佛國同盟に加盟し、ついで二月二日露國間に軍事協約は締結せられて、兩國は各、兵八萬を發して普魯西と戰ひ、露國は更に艦隊を以て參戰すべきことを約した。露國が佛國同盟に加盟したのは、既に述べた如く、土耳其に向つて侵略戦を始める場合に、奧地利の協力を得んと欲したのと、又この機會に乗じて、バルチック海岸に沿うて西進し、波蘭方面に領土を擴張せんと欲したが爲めである。一七五七年三月瑞典亦佛國同盟に加盟した。瑞典の目的は普魯西の侵略に對して前ボメラニヤを防護すると共に、尙ほ機會に乗じて、既に失うた北獨逸に於ける舊領土を回復せんと欲するにあつた。その前正月獨逸帝國議會は奧地利の要求を容れて、多數決を以て『ブランデンブルグ選舉公』に對する帝國戰を決議した。五月一日佛國間にヴェルサイユ新條約は締結せられた。新條約は攻守同盟條約であつて、兩國は互に協力して普魯西と戰ひ、『將來再び歐洲の平和を害すること能はざらしむべきこと』を約し、佛國は軍資及び兵力を以て奧國女帝のシレシヤ回復戦を援助し、またバヴァリア及びヴェルデンベルヒにも軍資及び兵力を補給して奧地利を援助せしむべきことを約し、奧地利は奧領ネーデルランドに於ける六市を佛國に割讓し、その餘の地とリュクサンブルグとを併せて之を佛國公子ドン・フィリップに讓り、その代りにドン・フィリップ

の舊領地バルマ、ビヤツェンツァ及びグッステラを墺地利に屬せしむべきことを約するものであつた。即ち墺國宰相カウニツが最初佛國に向つて提案した條件に準據したものである。普魯西王がサクソニヤに侵入したことは、サクソニヤ公女マリヤ・ジョセファが佛國皇太子ルイの妃であつたことの爲めに、佛國王の普魯西王に對する反感を増し、佛國王をして、東北に向つて領土を擴張せんと欲する野心と共に普墺戰爭の渦中に投じて深入りするに至らしめたのである。

此に於て普魯西は大陸に於て孤立し、聯盟諸國の爲めに四面より包圍せられた。同盟國であつた英國は、普魯西王に軍資を補給する以上に、有力なる兵力的援助を與ふること能はず、ハンノーヴァーさへ佛國軍の爲めに壓迫せられて之を防禦し得なかつた。普魯西王の恃むところは唯兵力のみであつた。王の非凡の將略は此の際に最も發揮せられた。王がサクソニヤに侵入したのは、所謂攻勢的防禦であつて、敵に對して機先を制せんと欲するに出でたものである。されど聯盟軍の兵力約四拾三萬人なるに對して、王の兵力は約五萬八千人の要塞守備兵を除いて、約拾五萬二千人に過ぎなかつた。王は固く自ら信ずると共に、必死の戦をなす決心を以て、出征の前密かに宮相フィンケンスタイン伯に萬一の場合に處する訓辭を與へた。敗戦の際に、王族及び官吏等はクムストリン又はマゲデブルグに避難すべく、形勢の特に非なる際にはステッチンに移るべく、必要に迫られた場合には一切の銀器を鑄潰して貨幣となすべく、假令王が戦死した際にも決して方針を更むることなく、シレシヤに對して速に忠誠を誓はしむべく、王が捕虜となつた場合

にも、王の身命について何ら顧慮するに及ばず、唯王が幽囚中より書面を以て命ずることをのみ遵守すべく、かゝる場合には王の弟を主君と仰ぎ、王弟並に大臣及び將軍は皆身命を堵して戦ひ、王の釋放の爲めに土地を割き又は償金を支拂ふことの要求を斥けて、飽く迄戰爭を繼續すべきことを命じた。

一七五六年八月フレデリックは兵七萬を率ゐてサクソニヤに侵入し、忽ちにドレスデンを占領した後、十月一日墺地利軍をロポジツに破り、ついで十月十六日ピルナ附近に於てサクソニヤ兵一萬五千人を虜にした。一七五七年正月墺地利が獨逸皇帝の名を以てフレデリック討伐を布告するや、ハンノーヴァー、ブランズウィック、ヘッセンは命を奉ぜずして普魯西と聯盟した。四月フレデリックは進んでポヘミヤに侵入した。王の作戰は佛國、露國及び瑞典軍が戰場に現はれざる前に於て、墺地利軍に向つて決定的打撃を加へんと欲するにあつた。ポヘミヤに侵入した普魯西軍はブラーグ附近に於て集結し、墺地利と戦うて之を破り、五月ブラーグを占領した。然るにその後コリンの戦に於て王は墺將ダウンの爲めに破られた。之が爲めに墺地利軍に對して決定的打撃を加へんと欲する王の計畫は實現せられ得ずして、王は各方面に於て同時に聯盟諸國軍と戦はねばならぬ苦境に陥つた。

フレデリックは遂にブラーグを放棄して、ポヘミヤより退却するの已むなきに至つた。露國軍は東普魯西に侵入してその大半を占領し、瑞典軍は普魯西領前ボメラニヤに上陸した。佛國軍は南北に路を分つて東進し、北軍はハンノーヴァーに侵入して、英將カムバーランド公ウィリヤムと戦うて之を破つた。カム

バーランド公は東方に退いて普魯西軍と連絡することなく、却て佛將リシュリュー公と協約を結んで、ハンノーヴァー軍の中立を守るべきことを宣言し、且つ英國軍はハンノーヴァーより撤退すべきことを約した爲めに、佛國北軍は英國軍の爲めに妨げらるゝことなく、マゲデブルグに向つて前進した。而して北軍は將軍スービーズの軍にエルフルトに於てサクソニヤ軍と連絡し、ついで十月リシュリュー公の南軍及び聯盟せる獨逸帝國軍の増援を得て、益々東に進んでライプチヒの附近に及んだ。その間にハッデック將軍の墺地利軍は伯林に迫つて之を焼いた。

フレデリック大王の作戦は、所謂内線作戦に依つて敵を各個に撃破せんと欲するにあつた。王は先づスービーズの佛國軍に向つてエルフルトを回復した後、急に歸つて伯林が墺地利軍の爲めに占領せられんとするを救ひ、再び西に轉じて一七五七年十一月五日ロスバハに於て佛國軍及び之に聯盟せる獨逸軍と戦つて大いに之を破つた。ついでシレシヤのプレスラウが墺將ロレーヌ公チャールスの爲めに占領せられたるを聞き、王は又東に轉じてライプチヒを経て急行シレシヤに侵入し、十二月五日ロイテンに於て、三萬四千人の兵を以て約九萬の墺地利軍と戦つて大いに之を破つた。時に英國にてはウィリヤム・ピット再び外相となつて、飽く迄も佛國と戦ふ決心を以て、嚮に佛國と結んだ休戦條約を破棄し、フレデリック大王の推薦に依つて、ブランズウィック公フェルデナンドは英國及びハンノーヴァー聯合軍に將として佛國軍と戦ひ、一七五八年再びハンノーヴァーを回復し、佛國軍をライン河西に退却せしめた。ついで一七五八年

四月十一日英國及び普魯西間に新に軍事協約は締結せられて、英國は普魯西王に六拾七萬磅の軍資を支給し、且つ五萬五千人の兵を發して應援すべきことを約した。フレデリック大王は英國が艦隊を東海に進めて、海上より應援せんことを要求したが、英國は佛國との海戦に全海軍力を使用する必要があつた爲めに、王の要求に應ぜなかつた。かくてブランズウィック公は英國軍を率ゐてライン河を越え、六月二十三日クレフェルトに於て佛國軍を破つたが、スービーズの佛國軍がヘッセンを経て北進し、再びハンノーヴァーに侵入した爲めに、ブランズウィック公は背後を斷たるゝことを懼れて已むなく退却したとはいへ、尙ほ佛國軍に對抗して北西獨逸の地を防禦することを得た。

かくブランズウィック公に依つて佛國軍の進撃が暫く阻止せられた爲めに、フレデリック大王は専ら力を東方に用ひて、モラヴィヤに侵入し、オールミュツを圍んだが、ドムスタットルに於て、その輜重隊が墺國軍の爲めに破られて軍需品の多くを失ひ、且つ露國軍が東普魯西を占領して益々西進せんとすることを聞き、乃ちオールミュツの圍を撤し、シレシヤを経て北に歸り、一七五八年八月二十五日ツォルンドルフに於て露國軍と戦つて之を破つた。普國將軍ザイドリツの騎兵隊はこの戦勝を得るに最も功があつた。ついで、王は、墺將ダウンが王のシレシヤに向ふを防げんが爲めにサクソニヤに侵入して、ツェルネボイ山地に據れるに當らんが爲めに、その附近のホホキルへに陣地を占むるや、十月十四日ダウン及びラウドンの率ゐる墺地利軍の襲撃を被つて、その破る所となつた。されど王は尙ほ克くダウンがドレスデンを占

領せんとするを阻止し得たが、この後、王は奥露聯合軍の進撃に對抗して守勢を取るの已むなきに至つた。一七五九年春佛國軍はフランクフルトを占領した爲めに、ブランズウィック公は之を回復せんと試みたが、佛國軍の爲めに破られて目的を達し得なかつた。されど八月一日ミンデンの戦に於て、公は佛國軍と戦うて之を破つた爲めに、この方面に於て、佛國軍の爲めに脅威せらるゝ憂の除かれたのみならず、公は軍の一部を割いて東に送り、フレデリック王の軍に増援した。然るに東部戦場に於て、王は露佛聯合軍の進撃に對抗して、既に述べた如く、専ら防禦戦をなすの已むなきに至つたが、一七五九年八月十二日クネルスドルフに於て露將サルチコフ及び奥將ラウドンの率ゐる露奥聯合軍と戦うて大いに敗れた。この敗戦に於て流石の大王も殆ど絶望して、一時は自殺せんとさへ思つた。ついで九月四日ドレスデンは奥地利軍の爲めに占領された。フレデリック王は之を回復せんが爲めに、皇弟ヘンリー及び將軍フィンクに命じて、この方面に進ましめたが、十一月二十一日マクセンに於て、フィンクは敵軍の爲めに包圍せられて、衆寡敵することを能はず、その兵を以て降つた。

クネルスドルフの敗戦は、フレデリック王にとつて殆ど致命的打撃であつた。戦争の初期に於ける精銳の兵は漸く盡き、加ふるに領内に敵軍の侵入した爲めに收税の範圍は狭められて、財力乏しく、王は窮地に陥つた。されど王は尙ほ士氣を鼓舞して戦争を繼續し、一七六〇年シレシヤの南境を防禦した英將フォーケは奥將ラウドンの爲めに破られたが、八月十五日リーゲニツの附近プアフェンドルフに於て、王がラウ

ドンを破つた爲めに、露國軍はオーデル河東に退却し、シレシヤは救はれた。既にして、露奥軍が進んで伯林を占領するや、フレデリックは國都を救はんが爲めに北に歸つたが、露軍は王の來るを聞いて退却した。此に於て王は再び轉じてサクソニヤに進み、十一月三日トルガウに於て奥將ダウンと戦うて之を破つた。

一七六一年夏佛國軍はハンノーヴァーに向つて進撃したが、又もやブランズウィック公の爲めに撃退せられた。然るに東方に於て露奥兩軍は復たシレシヤに侵入し、シュワイドニツは奥地利軍に、コルベルヒは露國軍に依つて各、占領せられたが、フレデリック王はブンツェルウィツ及びストレーレンに強固なる陣地を占めて彼等に對抗した。

聯盟の崩壊と媾和 クネルスドルフの敗戦後も、フレデリック大王は尙ほ聯合軍に對抗して戦争を繼續し、プアフェンドルフ及びトルガウ等の戦に於て彼等を破ることを得たといへ、之に依つて大勢を挽回するに至らず、且つ外援來らずして、兵力、財力俱に乏しく、益々苦しんでゐた。而も此の時に於て、一七六〇年英國王ジョージ三世(一七六〇—一八二〇)は位に即いた後、一七六一年十二月、普魯西に軍資の支給を約した協約の満期となつたのに乗じて、之を更締しなかつた爲めに、フレデリック王は益々戦費に苦しむに至つた。而して王は土耳其人及びクリミア韃靼人を使喚して、露奥兩國に向つて開戦せしめんと企てたが、之また遂に目的を達することを能はず、王は殆ど絶望的窮地に陥つた。此の時に於て、王が

幸に窮地を脱したのみならず、當初の志を遂げてシレシヤを確保し、媾和することを得るに至つたのは、王が剛健なる意志を以て克く窮苦に堪へて戦争を繼續したること、敵國の聯盟が崩壊するに至つたこととの爲めである。

普魯西は英國と結び、墺地利は露、佛、瑞典等と聯盟してゐたといへ、双方俱に彼等の聯盟は強固でなかつた。墺地利側についていへば、露墺兩國は普魯西を壓迫して各、その領土の一部を奪取せんと欲する上に於て目的を等しうし、また土耳其に對しても利害の共通するものがあつて、戦争始まつて後、事實に現はれた如く、協同作戰することを得た。然るに、佛國及び瑞典は墺地利の戦争の目的たるシレシヤの回復に對して何ら利害關係なく、瑞典は北獨逸ポメラニア地方に於ける舊領土を回復せんと欲したるに反して、佛國の關心は東北に領域を擴張せんと欲する外、海上及び殖民地に於て英國と覇權を争ふにあつて、特に普魯西を敵として必死の戦争をせねばならぬ理由はなかつたのである。墺地利繼承戦役後、七年戦役の始まる前迄、普佛間に親善の關係が存續してゐたことは之を證する。佛國が普魯西に抗して墺地利と聯盟するに至つたのは、普魯西が英國と提携するに至つたことを憤慨したこと、この機會に於て領土を東北に擴張せんと欲したこととの爲めである。墺佛聯盟の成立には墺相カウニツの勸説が與つて大いに力あるが、畢竟するに、佛國王ルイ十五世の外交政策が英普聯盟に對する反感に動かされたのと、東北に膨脹してハンノーヴァーに迄も勢力を及ぼさんと欲する傳統的大陸政策に據つたこととの爲めである。而して

佛國は墺地利に軍資を補給し、また兵力的應援を與ふるに至つたといへ、墺地利はライン河方面に於ける佛國の戦争に對して直接援助を與へなかつたのみならず、海上及び殖民地に於ける英國との戦争に對しては全く傍觀者であつた。佛國と墺地利との間には共通の戦争の目的が無かつたのみならず、土耳其及び波蘭に對する佛國の利害は墺地利及び露國のそれと全く背馳してゐたのである。而して英國が普魯西と聯盟するに至つたのは、海上及び殖民地に於て佛國と戦ふに方つて、大陸に於て與國を有して佛國を牽制せしめると共に、佛國がネーデルランド方面に進出することを妨げ、特に國王の世襲領たるハンノーヴァーが佛國の爲めに攻略せらるゝに至らんことを懼れて、普魯西王の援護を得て之を防禦せんと欲したが爲めである。英國はハンノーヴァーに出兵し、また普魯西王に軍資を補給したが、シレシヤを中心とする普墺戦争に對して英國は何ら利害關係なく、また英國が主力を傾注した海上及び殖民地に於ける佛國との戦争に對しては普魯西の援護を期待し得なかつた。されば、英普聯盟も、ハンノーヴァーが佛國の爲めに攻略せらるゝことを妨げる上に於てこそ利害の共通するものがあれ、彼等の主たる戦争の目的は各、相異なつてゐたのである。

戦争始まつて後、佛國軍は攻勢を取つて深く獨逸に侵入し、一時はライプチヒ附近にまで進出した。されど彼等はロスバハに於て普魯西軍の爲めに破られたので、遂に墺地利と連絡して普魯西を包圍攻撃することを得なかつた。ハンノーヴァー方面に進撃した佛國軍も、遂にフランスウヰック公の率ゐる英國、ハ

ンノーヴァー及びフランスウィック軍の爲めに阻止せられて、一旦占領したハンノーヴァーも放棄し、ついでミンデンに於て敗れた爲めに、ライン河方面に於ても、當初期待した如き十分の目的を達し得なかつた。佛國の將校が門閥と宮廷に於ける寵遇とに依つて任命せられて、多くその人を得なかつたことの爲めに、軍の威力が漸く衰へてゐたことは明かとなつた。而して佛國が大陸戦争に深入りした爲めに主力を海上及び殖民地に傾注すること能はずして、此の方面に於て英國の爲めに壓迫せられたのみならず、財政は益々困難となり、國民の不平の聲は漸く高まつた。

佛國政治家の間にも、夙く大陸政策の失敗を覺つて局面を有利に展開せしめんと企てた者が無いではなかつた。一七五八年シヨアジュール公は大僧正ベルニに代つて外政の局に當つた。當時ベルニ自身も既に平和克復の方針に向つてゐた。シヨアジュールは外相となる前、塙都駐劄大使であつたが、彼は塙地利と聯盟して、永く歐洲戦争を繼續するの不利なることを覺つた。彼は歐洲の均勢を維持する上に於ても、また佛國の傳統政策に據つて獨逸を常に分裂の状態に在らしめることの爲めにも、普魯西が獨逸に於ける強國たる勢位を保つて塙地利に對峙することの、佛國にとつて大いに有利なることを認めた。且つ彼は、塙地利が勝利を得て獨逸諸邦の上に覇權を揮ふに至つたならば、佛國の將來にとつて脅威となるのみならず、その聯盟國たる露國は塙地利と協力して土耳其に對して侵略を逞しうするに至るべく、波蘭も亦露國の爲めに壓迫せられて遂に併合せらるゝに至るべきことを懼れた。要するに、彼は塙地利と聯盟して永く戦争

を繼續することが結局佛國にとつて不利なることを認めたのである。且つ佛國の財政は到底永く戦争を繼續することを許さなかつたのである。

シヨアジュール公は外相に任じた後、先づ大陸戰に於て専ら守勢を取ると共に、主力を英國との海上戰に用ひんと欲し、その爲めに西班牙をして佛國と聯盟して英國と開戦せしめんと企てた。然るに西班牙は伊太利に於ける利害に重きを置いて、普魯西をして此の方面に對する塙地利の勢力を牽制せしめんと欲し、海上に於ける英國の横暴を憤慨しながらも、直に佛國外相の勸誘に應じて英國と開戦することを肯んじなかつたのである。而して海上及び殖民地に於ける戦争に於て英國は事實既に優勢を占めてゐた爲めに、佛國外相は英國と媾和した後、更に海軍力を復興して、他日再び勝敗を争ふ時機の至るを待つことの必要なることを知つて、一七五九年の末、聯盟國たる塙地利に向つて、英國と媾和の已むなきに至つたことを通告した。

戦争の爲めに財政の困難に苦しんだ者は獨り佛國のみにあらずして、交戦國は何れも同様であつた。英國も海上及び殖民地に於ける戦争に於て勝利を得たとはいへ、財政は困難を加へ、外相ピットが飽く迄も戦争の繼續を主張したのに拘はらず、國民の間に平和論は漸く勢力を加へ、政府部内に於ても首相兼藏相ニューキャッスル公等は之に應じて佛國と媾和する必要あることを論じた。かく英國政府に和戦兩派を生じて分裂の徴候が現はるゝや、英京駐劄普國公使クニッブハウゼンは普魯西王に説くに、平和克復の目的

を以て交戦國會議を開催する必要あることを以てした。彼の意見は、英國が佛國と媾和するに至らば、普魯西は爲めに聯盟國を失ひ、獨力を以て墮露兩強に對抗せねばならぬ苦境に陥るべく、故に英佛間に媾和の未だ成らざる前に列國會議を催して、普魯西が孤立するに至る危険を免るゝと共に、有利の條件を以て和議を締結せんと欲するにあつた。時に普魯間に於ける戦争の目的たるシレシヤは依然普魯西の掌裡に存して、墮地利が之を回復せんと欲する希望は未だ曙光すらも認められなかつた。而して普魯西王も、シレシヤがそのまゝ普魯西の領土として確保せらるゝならば、永く戦争を繼續する必要なきのみならず、既に四面の敵に當つて苦戦に陥つてゐた爲めに、速に平和の克復することが、王にとつても最も望まじきことであつた。此に於て王はクニップハウゼンの意見を容れ、書を英國王に遣して、平和會議開催の意あることを通告した。然るにその後間もなく、普魯西王はクネルスドルフに於て大敗し、殆ど絶望的窮境に陥つた爲めに、彼は平和會議開催の必要を益々痛切に感ずるに至つた。英國政府に於ても、平和論漸く勢力を加へてゐた時であつた爲めに、普魯西王の意見に同意して、一七五九年十一月英普兩國政府の名を以て、平和會議の開催が交戦列強に向つて提議せられた。

佛國外相ショアジュール公は、既に平和克復の必要を感じてゐた爲めに、英普兩國政府より平和會議開催の提議を受くるや、之に對して直に反對はしなかつたが、既に述べた如く、先づ英佛間に單獨媾和を結ばんと欲する意があつた爲めに、平和會議に依つて交戦列強間に同時に和議を結ぶことを欲しなかつた。

此に於て、彼は先づ墮露兩國政府と協議を遂げ、三國間に略一致の點が見出された上で、英普兩國政府の平和會議開催の提議に對する三國政府の回答は發送せられ、彼等は之に應ずるについて、大約左の條件が容認せられんことを要求した。

一、英佛戦争と、普魯西に對する聯盟國の戦争とを區別して、英佛兩國は西班牙の仲介に依つて媾和すること。

二、普魯西と對普聯盟國との媾和は平和會議に依つて確定せらるべきも、平和會議には波蘭、サクソニヤ及び瑞典をも参加せしむること。

英佛戦争と對普戦争とを區別したのは、佛國の主張に發したものであつて、之に依つて佛國は英國と單獨媾和せんと欲し、墮露兩國亦、英國をば普魯西との聯盟より離脱せしめんと欲したのである。されば、フレデリック王も彼等の眞意を察して、英佛間の媾和談判には普魯西をも参加せしめんことを要求し、英相ピット亦普魯西を参加せしむるにあらざれば佛國との交渉に應ずる能はざることを答へた。彼は、佛國が英國に普魯西の聯盟を奪ふと共に依然墮露兩國との聯盟を持續して、平和會議に於て、彼等の援護に依つて、既に奪はれた殖民地を回復せんと欲する謀あることを察したからである。

されば、英佛間の交渉は容易に纏まらず、また平和會議も直に開かるゝに至らなかつたが、一七六〇年四月露墮間に同盟條約は改締せられて、墮地利は露國が東普魯西に對する要求を支持すべきことを約し、

且つ露國が東普魯西の一部を波蘭に與ふる代りに、波蘭をしてウクライナを露國に割讓せしめ、露土間に戰爭が始まつた場合に、墺地利は露國に應援すべきことが締結せられた。

右の露墺盟約は、波蘭及び土耳其に對する方針が佛國の利害に反する爲めに祕密に付せられたが、佛國外相シ・アジュールは、速に英國との戰爭を終り、且つ既に失はれた殖民地を回復せんと欲し、遂に露國に倚賴して、その仲介に依つて英國と媾和交渉を開いた。彼はその爲めに露國に波蘭及びウクライナを委ぬるの已むなきことを覺悟したが、尙ほ彼は露國と親善の關係を結び、露國に依つて、將來墺地利を牽制し得ることを期待した。かくて一七六一年露國の仲介に依つて英佛間に媾和交渉は開始せられたが、當時英國は既に海上に於て優勢を占め、また佛國殖民地は英國人の爲めに殆ど占領せられてゐた。英佛間に交渉の開始せらるゝや、英相ピットは講和條件として一)カナダ並にセント・ローレンス河上及びその灣内の諸島を英國に割讓し、且つその水上に於ける漁撈權を英國人の獨占とすること、二)亞弗利加の西海岸に於けるセネガル及びゴレー島を割讓すること、三)ユトレヒト條約に於て既に要求せられた如く、ダンケルクに於て、その後復興せられたる要塞を破毀すべきこと、四)アンチルス諸島を等分すべきこと、五)ミノルカ島を還附すべきこと、六)獨逸領内より佛國兵を即時撤退すべきことを要求した。

英國外相の要求が、佛國にとつて過大の要求であつたのに加へて、墺地利亦英佛間に和議の成立することを妨げんが爲めに、佛國政府に向つて、墺地利が之に對して同意することの條件として、一)墺地利は既に占領したる普魯西領を保有すること、二)英國王は英國王兼ハンノーヴァー選舉公として、軍資並に兵員の援助を普魯西王に與ふることなく、またハンノーヴァー、フランスウィック及びヘッセンをして同様の援助を與へしめざるべきことを要求した。

英國外相がその要求條件を固執して譲らなかつたのに加へて、墺地利亦右の如き條件を提出した爲めに、佛國外相が企畫した英佛媾和は到底成立する見込なきに至つた。此に於て、彼は嚮に計畫した西班牙との聯盟に力を用ひ、一七六一年八月十五日佛西兩國間に所謂家族協約は締結せられた。彼の目的は西班牙と協力して英國に對抗せんと欲するにあつた。家族協約に依つて、佛國王ルイ十五世と西班牙王チャールス三世とは、彼等が祖先を同じうすることの感情を永久に維持して互に助力せんことを約し、ついで兩國間に軍事協約も亦締結せられて、英佛間に媾和の成立しなかつた場合に、西班牙は一七六二年五月一日を以て英國に向つて宣戰すべきことを約した。

かく佛西間に聯盟成るや、一七六二年正月英國は西班牙に向つて宣戰した。英國が海上に於て既に有する優勢は、佛西聯合艦隊の力を以てするも之を打破すること能はざりしのみならず、西班牙殖民地亦英國艦隊の爲めに漸く攻略せられた。英國が海上に於て優勢を占めたるに反して、之に同盟せる普魯西王は、既に述べた如く、クネルスドルフの大敗以後、専ら防禦戦に移つて漸く窮地に陥り、特に英國より軍資の補給を受くること能はざるに至つて財政は窮迫の極に達した。墺地利女帝がシレンヤ回復の志は達せられ、

露國女帝が東普魯西併合の目的は、程なく達せらるゝかの如くに思はれた。然るに一七六二年に至つて、大陸の形勢は俄に一變した。正月五日露國女帝エリサベス歿して、ペートル三世位に即くや、帝は普魯西王を敬慕して、最初より普魯西を敵として戦ふことに反對してゐた爲めに、位に即くの後、俄に先帝の方針を更めて、奥地利との聯盟を放棄し、五月五日普魯西と媾和したのみならず、六月八日之と攻守同盟條約を締結するに至つた。而して露國が普魯西と媾和した爲めに、瑞典も亦同じく普魯西と和を結ぶに至つた。然るに、ペートル三世は間もなく廢せられて、皇后カタリナ二世が軍隊に擁立せられて帝位に即くや、新女帝は普魯西との同盟條約を放棄したるも、前女帝の如くに奥地利との聯盟を回復しなかつた爲めに、奥地利は露國の援助を受くること能はずして、シレシヤ回復の望を遂ぐる事が困難となつたのに反して、普魯西王はその陥つてゐた窮地より救はれた。而して一面に於て佛西聯盟は、既に述べた如く、海上に於ける英國の優勢を打破すること能はず、佛國殖民地の回復が到底望み得られなかつたのに加へて、佛國の財政は窮迫して、この上に永く戦争を繼續し得なかつた。而して英國に於ても、ピットは辭職して平和論が勢を加ふるや、英佛間に媾和の交渉は茲に再び開かれて、一七六三年二月十日巴里平和條約は締結せられた。ついで同年二月十五日普魯西にもフベルツスブルグ平和條約が結ばれて、七年戦役は茲に終を告げた。フベルツスブルグ平和條約に依つて、以前のブレスラウ平和條約及びドレスデン平和條約は更に確認せられて、シレシヤは普魯西領と確定し、サクソニヤは舊領地に復した。而して巴里平和條約に依つて、

英國は佛國より東西に於ける廣大なる殖民地を獲て、海上及び殖民地に於ける英國の優勢は斷然確立するに至つた。

第十八章 海上及び殖民地に於ける英佛の抗争

● 印度に於ける英佛殖民地 七年戦役は、大陸に於て普魯西に對する奥、露、佛聯合國の領土争奪戦であつたと共に、また海上及び殖民地に於ける英佛の争覇戦であつた。而してその結果、奥地利のシレシヤ回復の目的は遂に達せられず、露佛兩國亦得るところがなかつたのに反して、普魯西に聯盟した英國は、海上及び殖民地に於て佛國に克つて、海上帝國たる勢力を占むるに至つた。英佛間の戦争は、夙く英國がルイ十四世の侵略戦に對抗した時に始まり、奥地利繼承戦役を経て七年戦役に至つて決戦を遂げたのである。即ち西班牙及び和蘭の海上に於ける勢力が既に衰へた後、嚮に協力して彼等を戦うた英佛兩國は、各、東西に殖民地を有して對峙し、遂に海上及び殖民地に於て覇權を争ふに至つたのである。十八世紀の初に於ける彼等の殖民地は概略左の如くであつた。

十七世紀に、英國は和蘭の爲めに後印度諸島より驅逐せられた後、専ら力を印度大陸に用ひてゐたのであるが、莫臥兒帝アウランゲゼブ (一六五八一—一七〇七) の盛時に於ては、勢力猶ほ微々たるものであつた。英國東印度會社が、理事 ジョシヤ・チャイルド の下に印度に於て領土を擴張せんと試むるや、却て莫

臥兒帝の艦隊の爲めにボムベイを攻撃せられ、遂に償金を納めて和を乞ふの已むなきに至つた。されどその前、英國はボムベイを葡萄牙より讓與せられ、一六三九年には地方領主と條約を結んで、マドラスに聖ジョージ城を築き、ついで莫臥兒帝デハンよりベンゴール地方に通商することを許されて、此に商館を建設し、一六八六年ベンゴール太守よりフグリ河上に地を與へられてウイリヤム城を築造したが、後のカルカッタは之より興つたのである。此に於て十八世紀の初め、英國は印度に於てボムベイ、マドラス及びカルカッタに領土を有して、各、總督府を既に置いてゐた。

佛國にても、ルイ十四世の代、コルベールの施政の下に一六六四年東印度會社が設立せられ、一六六八年スラットに初めて根據地を得て、ついでセイロン島及び後印度方面に發展せんと企てたが、和蘭人の爲めに妨げられて、目的を達すること能はず、乃ち轉じて印度東海岸に向ひ、一六七四年ボンヂェリに地を得、ついで英領カルカッタの附近なるシャンデルナゴールをも併有するに至つた。かくて佛國東印度會社は専ら商業にのみ力を用ひてゐたが、政府の保護を受けてゐたのに拘はらず、常に財政に苦しんで、一七〇一年遂にスラトを放棄し、一七一二年には會社自身も解散し、その權利はサン・パロ港（佛國）の二三商人が繼紹することとなつた。

されば、十八世紀初に於て、英佛兩國俱に印度に於て幾ばくかの領土を有してゐたものの、彼等の政治的勢力は何等稱するに足るものがなかつたのである。然るに、一七〇七年アウラングゼブ帝歿した後、帝の代に既に反抗して起つたマールタタ族は益々勢力を加へ、また各地の太守は漸く獨立割據の勢を増し、外は波斯人及びアフガン人の侵寇を被つて之を拒ぐこと能はず、帝權衰へて國內分裂するや、印度に於て既に根據地を有する英佛兩國の歐洲に於ける關係はこの方面にも及んで互に相争ふと共に、彼等の勢力を伸張する機會を得た。印度の分裂は主として民族的及び宗教的反感に基き、特に印度教徒と回教徒との間に於ける熱狂的反感は、印度人が國民として統一せらるゝことを妨げたのである。且つ當時既に印度人の武力は歐洲人に比して遙かに劣り、到底その侵略に對抗し得なかつた。印度に於ける英佛人の抗争については後節に之を述べる。

亞米利加に於ける英佛殖民地 英國人が北亞米利加の東海岸に殖民地を開いたことは既に述べた。彼等が亞米利加大陸に渡來するに至つたことについては、商業的利害の外に、本國に於ける政治的及び宗教的抗争が大いに與つて力あるのであるが、尙ほその外に、本國に於て土地が富豪に依つて兼併せられ、また大地主にとつて穀物よりも羊毛を穫ることが遙かに有利であつた爲めに、地を牧場とすることが流行し、隨つて農業労働者の間に失業者を多く生じたことは、彼等を驅つて新大陸に移住するに至らしめたのである。

佛國も、ヘンリー四世の代にシャムプレーインがカナダを探險して之を佛國殖民地となし、一六〇八年ケベックを建設した。リシュリユー亦この方面の殖民を奨励したが、佛國人の移住する者の數は少く、宣教

師（ジェズイト教士）の外に、多くは唯森林の間に毛皮獸を打捕せんと欲する者であつて、南隣の英國人と異なつて、此の地に定住して農耕に従事する者は少かつた。而して佛國の探險者は益々深く内地に進んで、ルイ十四世の代、一六七三年ルイ・ジョーリエはミシガン湖より Wisconsin 湖を経て初めてミシシッピー河に達したが、ラ・サルはその後をついでミシシッピー河を下り、遂に河口に達して聖ルイ城を築き、ルイジャナの名の下に、流域の地が佛國領に屬することを宣言した。されば十八世紀の初め、北亞米利加に於ける佛國殖民地はその面積に於て初は英國殖民地に優つてゐたが、英國殖民地の人口が年と共に増加し且つ自治制が發達したのに反して、佛國殖民地は前に述べた如く、移住民の数が比較的少く、カトリック教會は彼等の上に勢力を有し、彼等は總べて本國政府の監督保護の下に在つた。而して西印度諸島に於ても、佛國政府は領土を獲得することに力め、グァデループ、マルチニック等を占領し、南米の東北ギヤナに於て、英、佛、蘭三國は各、殖民地を有してゐた。

かく英佛兩國は東西洋に於て各、殖民地を有し、歐洲に於ける兩國の抗争は直に波及して海上及び殖民地に於ける彼等の戦争となつた。一七一三年ユトレヒト平和條約に依つて、佛國が英國にホドソン灣地方（Newfoundland）及びノヴァ・スコチヤ（アカヂヤ）を割讓した爲めに、北米大陸に於ける英國殖民地の面積は俄に増大したのみならず、セント・ローレンス河口の南岸及びその灣口を扼する有利の地位を占むるに至つた。

印度に於ける英佛の抗争 一七〇七年アウラングゼブ帝の歿後に、帝權衰へてマラータ族の反抗して獨立するのみならず、各地に諸侯割據するに至つたことは、歐洲人をして機に乗じて之に干涉し、領土を擴め、勢力を伸張するに至らしめた。一七四二年デュプレックスが佛領ポンヂェリーの總督に任ぜらるるや、瓊地利繼承戦役の機に乗じて、一七四六年英領マドラスを攻撃して之を占領した。然るに一七四八年アーヘン平和條約結ばるゝに及んで、その規約に隨つて、彼は已むなくマドラスを英國人に還附したが、彼は印度に於ける佛國の勢力を伸張せんと欲する志を忘れずして、その機會の到るを待つてゐた。その後久しからずして、ハイデラバートの所謂ニザム國（ニザムは制令者の義で、莫臥兒帝よりデカンの總督に與へられた爵號）及びカルナタック（黒土の義で、マドラス及びボンヂェリーの所在地を總稱し、その太守はデュプレックスの前任者ベノア・デュマ以後、佛國人と親善の關係にあつた）に於て公位相續の争起るや、デュプレックスが之に干涉し、彼の援護に依つて新に位に即いたニザムは、之に報いる爲めに佛國人に廣大なる領土を割讓したのみならず、莫臥兒帝の名を以てデュプレックスにナボブの爵號を與へた。

かくデュプレックスの下に印度に於て佛國の勢力が隆々として興つたことは、英國人に不安の念を與へた。英國人はカルナタックのナボブ、モハメッド・アリを保護して、佛國の後援を有するチュンダ・サヒブに對抗せしめたが、モハメッド・アリがチュンダ・サヒブ及び之に應援せる佛國兵の爲めにその據守せ

るトリチノポリ城を奪はるゝや、英國東印度會社に仕へてゐたロバート・クライヴは少數の兵を率ゐて逆襲し、Trichinopoly チュンダ・サヒブの都オルコトを略取した後、優勢なる敵軍の攻撃に對して、克く之を防守したのみならず、Orkot マーラッタ族の援助を得て、屢、敵軍を破り、遂にチュンダ・サヒブを虜にした。戦争は畢竟するに、カルナタック地方に於ける英佛兩國の勢力消長を決するものであつた。デュプレックスは戦争を繼續してゐたが、佛國政府は彼に後援を與へず、且つ一七五四年佛國東印度會社と英國東印度會社との間に結ばれた協約の結果、本國に召還せられて、彼の功績は何ら報いらるゝところなく、一七六四年巴里の陋巷に於て窮死する悲惨な終を遂げた。彼の政治的野心が餘りに大にして、單に商業的利益を顧慮してゐた本國會社の方針と衝突し、且つ感情を害したること、ルイ十五世の政府が墮地利と聯盟して大陸政策に重きを置き、英國との間に寧ろ衝突を避けんと欲して、東印度會社の平和の方針を是認したことは、デュプレックスが失脚するに至つた直接の動機である。一七五四年彼の後を襲けたゴドューはマドラスの英國總督サウンダースと和議を結んで、双方俱に印度の内政に干渉することなく、また印度君公より爵位を受領せざるべきことを約し、佛國は嚮にニザムより讓與せられたる地域を放棄した爲めに、デュプレックスに依つて印度に築き上げられた佛國の勢力は一朝にして失はるゝこととなつた。

然るに右の和議が結ばれて後、一年を経て一七五六年英國は佛國に宣戰し、大陸に於ける七年戦役に伴うて、海上及び殖民地に於ける英佛間の戦争は始まつた。而して印度に於て、英國人は彼等に敵對せる印

度諸侯及び佛國人と戦ひ、之に克つて彼等の帝國を建設するに至つた。彼等の戦は北印度及びカルナタックに於て行はれ、英國人を指揮した中心人物はロバート・クライヴであつた。北印度に於て莫臥兒帝より殆ど獨立してゐたベンゴール總督(Sambardar) スラヂャ・ダウラーが歐洲人を印度より驅逐せんと欲して、一七五六年カルカッタを襲撃して之を占領し、捕虜にした英國人百四十六人を一小室(Black Hole) 所謂「黒窟」に投じて惨死せしむるや、クライヴはマドラスより兵を率ゐて北進し來り、一七五七年カルカッタを奪還して、スラヂャ・ダウラーをして遂に和を乞ふの已むなきに至らしめた。而して此の時既に佛國との間に戦争始まつてゐた爲めに、クライヴは轉じて佛國人の根據地シャンデルナゴールを攻めて之を占領した。時にアフガン人は印度に侵入してデリーを攻略し、莫臥兒帝は之を防ぎ得る力がなかつた。既にしてスラヂャ・ダウラーが再び兵を起すや、クライヴは之に向つて進み、一七五七年(寶曆七)六月二十三日ブラッシーに於て戦うて大いに之を破り、スラヂャ・ダウラーは遁れて中途人の爲めに殺された。ブラッシーの戦勝は英國人の権力が印度に樹立するに至つた基礎をなすものである。かくて後スラヂャ・ダウラーの將軍で夙く英國人に通じてゐたMr. Jaffer ミル・ジャフィールはクライヴに擁立せられてベンゴール總督となり、クライヴを始め英國人に巨額の報償金を贈り、又カルカッタ附近の廣き地域を東印度會社に割讓した。然るにその後久しからずして、Mr. Jaffer ミル・ジャフィールは英國人の壓迫に堪へずして、當時猶ほチンスラに於て商館を有してゐた和蘭人に頼らんとしたが、クライヴは夙くも之を察し、一七五九年和蘭艦隊を捕拿し、和蘭

人に迫つて彼等の殖民地に防備を施すことを禁じた後、翌年英國に歸つた。クライヴに依つて、英國は印度に於て牢固たる地歩を占むることを得たが、彼も自ら巨萬の富を獲得した。

クライヴが北印度に於て活躍してゐた間に、カルナタック方面に於て、佛國人はラリー・トレンダル伯に率ゐられてマドラスを攻撃したが、遂に之を略取し得なかつたのみならず、マドラスの南、ウァンデウアッシュの戦に於て英將コートの爲めに破られ、ボンデシエリー、マヘー等相次いで英國人の爲めに占領せられた。されば一七六三年巴里平和條約が締結せられた際に、佛國人は印度に於て全く勢力を失うてゐたのである。

●北亞米利加に於ける英佛の抗争 北米の英佛殖民地は境を接し、東海岸の英國殖民地は、佛國がミシシッピ河流域（ルイジアナ）を占有するに至つた後、西方に向つて深く内地に發展する前途を阻止せらるることとなつた。一七五四年佛國人がオハヨ河畔に進み、英國殖民地の境に接してデュケーヌ城を築くや、兩國民は此の方面に於て衝突し、後の米國大統領ジョージ・ワシントンはヴァージニア義勇兵を率ゐてこの戦闘に加はつた。されば、英佛兩國政府が猶ほ平和を保つてゐた間に、兩國民は殖民地に於て既に衝突したのである。翌年英國艦隊はニューファウンドランド沖に於て、佛國船二艘を捕拿し、その後年末に至る迄に於て、佛國商船の捕拿せられたもの三百艘に及んだ。佛國政府は既に述べた如く、英國との衝突を避けて印度よりデュプレックスを召還したが、一七五六年英國政府に向つて、その捕拿したる佛國船を還

附せんことを要求し、その聽かれざるに及んで、ミノルカのマホン港を攻撃するや、英國は佛國に向つて

宣戦した。而してミノルカ島は佛國兵に依つて占領せられたが、北米に於て、英國人は佛領カナダに向つ

て進撃し、オンタリオ湖及びシャンプレーン湖畔の城塞を略取し、一七五八年英將ジェームス・ウルフは

ルイブルグ及びケープ・ブレトン島を攻略し、西境に於てジョージ・ワシントンはヴァージニア義勇兵を

率ゐてデュケーヌ城を攻撃して之を占領し、本國政府の外相の名に依つて、名をピッツブルグと更めた。

翌年ウルフは佛將モンカームとケベックの附近に戦うて、兩將俱に戦死したが、ケベックは遂に降り、翌

年モントリオール亦陥つた爲めに、カナダは全く英國軍に占領せられた。西印度諸島に於ても、英國人はグ

ワデループを占領し、一七六二年西班牙が戦争に参加するや、英國艦隊は佛西兩國殖民地を攻撃して西印

度諸島のマルチニック、グレナダ、セント・ヴィンセント、セント・ルシヤ等アンチル諸島の外、此の方

面に於ける西班牙の要港ハバナを攻略し、遠く太平洋に於てフィリッピン群島のマニラをも占領した。而

して西亞弗利加の佛領セネガムビヤに於て、サン・ルイ及びゴレー二城亦英國人に依つて占領せられた。

英國艦隊は海上を横行して佛國船を拿捕し、佛國の海岸を劫した。歐洲方面に於て、一七五九年佛國外

相ショアジュールは陸兵を英國に上陸せしめて、敵の本據を奪ふ策を立てたが、ツローン港を發した佛國

艦隊は葡萄牙の南端ラゴス沖に於て、またブレस्त港を發した別艦隊はブレターニユの南岸キペロン沖に

於て、英國艦隊の爲めに相次いで破られた爲めに、ショアジュールの策は遂に行はれず、また之が爲めに、

愛蘭に陸兵を上陸せしめ得た佛國艦隊の一部も、撤退するの已むなきに至り、歸航の途中に於て、英國艦隊と戦うて敗れた。その後、佛國は西班牙と協力して、葡萄牙に向つて英國と絶たんことを要求し、その聽かれざるや、西班牙は兵を葡萄牙に進めたが、英國は軍資を以て葡萄牙を援け、獨逸のシャウムブルグ伯ウイリヤムは葡萄牙兵に將として、西班牙兵と戦うて之を國外に撃退した。

巴里平和條約 海上及び殖民地に於ける英佛間の戦争は、遂に英國の勝利となつた。英國の勝利は、その海軍が最初より優勢であり、また政府が國家の主力を海上に傾注し、亞米利加に於ては、殖民地の義勇兵が既に本國軍と協力して戦ふに足る武力を有してゐたのに反して、佛國の海軍力は英國に比して劣り、且つ大陸戦争の爲めに兵力及び財力を費した爲めに、殖民地に向つて強大なる援護を與へ得る餘力なく、殖民地も亦英國殖民地の如き自治制なく、總べて本國政府に倚賴し、且つ自ら衛るに足るだけの武力も有して居なかつた爲めである。

かく、英國は海上及び殖民地に於ける戦争に勝利を占めて、戦争の目的は既に達せられたのであるが、戦争の爲めに財政が困難になるに隨つて、政府部内に於て、平和論は勢力を加へ、國民の輿論も漸く之に傾き、新に位に即いた國王ジョージ三世亦平和の克復を望んだ。ピットは依然強硬に主戦論を唱へたが、一七六一年辭職して、ピット卿はその後を襲ぎ、西班牙が佛國と聯盟するに及んで、西班牙に向つて宣戦したといへ、一七六二年五月首相となつた後、同年十一月三日佛國及び西班牙とフォンテンブローに

於て平和暫定條約を締結した。而して英國議會に於てピットが痛烈に之を攻撃したに拘はらず、議會は之を承認するに決した爲めに、之に據つて一七六三年（寶曆十三）二月十日巴里平和條約は締結せられた。その條項は概ね左の如くである。

- 一、佛國は英國に北亞米利加に於てカナダ、ケープ・ブレトン島及びミシシッピ河にいたる迄の地域、西印度に於てグレナダ、セント・ヴィンセント、ドミニコ諸島、トバゴ島、亞弗利加に於てゴレーを除くセネガムビヤ（セント・ルシヤ）を割讓し、英國は佛國にセネガムビヤのゴレー及び戦争中に占領した印度に於ける佛領殖民地並に西印度のマルチニック及びグワデループを還附する。
Grenada St. Vincent Dominico Tobago Senegambia
St. Lucia Marthique Guadeloupe
- 二、佛國は西班牙にルイジャナを讓り、西班牙は英國にフロリダを割き、英國はミノルカ島を回復し、西班牙に戦争中に占領したハバナ及びマニラを還附する。

巴里平和條約に引續いて、普墺間にフベルツスブルグ平和條約は締結せられて、七年戦役は茲に終を告げた。是等の平和條約に依つて、普魯西は歐洲強國の一たる勢力を占め、英國の海上帝國は確立し、北亞米利加及び印度は英國人の權下に屬するに至つた。而して七年戦役に依つて最も多く失うたものは佛國であつて、北亞米利加に於ける廣大なる殖民地を奪はれ、印度に於ける勢力は失墜し、海軍力は破壊せられ、財政は窮迫し、ルイ十四世時代の勢威は全く失はれた。大ナポレオンは大革命が七年戦役に淵源せることを言うて居る。墺地利はシレシヤを回復すること能はず、普魯西の勢力を打破せんと欲した計畫も遂に實

現するに至らなかつた。この後、普墺兩國が獨逸に於ける強國として對峙し、互に勢力を争うたことは、獨逸が國民として統一せらるゝことを益、妨げた。而して此の戦争に於て最も多く利益したものは英國人であつて、殖民地は膨脹し、海上に於て拮抗し得るものなく、海上權と共に、彼等の商業は世界に於て第一位を占むるに至つた。

第十九章 七年戰役後の列強

七年戰役後の國際關係と土耳其及び波蘭問題 七年戰役の終つた後も、英佛間及び普墺間に於ける反目疾視の關係は依然として存続した。而して佛國と西班牙との間に於ける所謂家族協約と佛墺聯盟とが戰役後に於ても存続せられたのに反して、墺露聯盟及び英普聯盟は既に廢絶に歸し、爲めに英、普、露三國は各、孤立してゐたのである。而して七年戰役に依つて、露國は遂に何ら得るところがなかつたとはいへ、その武力は交戰諸國をして、露國の向背が彼等の勝敗に至大の影響あることを覺らしめて、西歐の國際關係に對する露國の勢位は益、重きをなすに至つた。而して露國女帝カタリナ二世が英邁にして、ペートル大帝の志を紹いで、波蘭及び土耳其方面に向つて領土を擴張せんと企つるや、露國と西歐諸強國との關係は新に起つた。

七年戰役後、普魯西のフレデリック大王は、戦争の爲めに疲弊したる國力の興復に力むると共に、戦争に依つて獲得したる領土を保全し、且つ墺地利の復讐戰に對して備へんが爲めに、大陸に於て聯盟國を有する必要を感じて、之を露國に求めた。而して普魯西王がシレシヤを併有した後、東普魯西とブランデンブルグとを連絡せしめ、また東普魯西とシレシヤとを結び付けて、東境の屈曲せるを直くすることの爲めに、波蘭領西普魯西及びポーゼンを併合する必要は、露國女帝が領土を西方に擴張せんと欲する野心を助けて波蘭の分割を企つるに至らしめた。即ち波蘭の分割に對する利害の共通は普露兩國を結合せしむる連鎖となり、一七六四年普露間に防守同盟條約は締結せられて、互に領土を保障し、波蘭に對して協力すべきことを約した。かくて露帝は波蘭に依つて普魯西を繋ぎ、墺地利を牽制せしめた後、一七六八年土耳其に向つて戦争を始めた。土耳其戰役については後章に於て述べる。

獨り普魯西のみならず、英國も亦佛國及び西班牙に對抗する關係よりして露國に接近し、一七六七年再び政府に入つたチャタム卿(Pitt)は、露國、普魯西、丁抹、瑞典、和蘭並に獨逸諸邦を糾合して、佛國に對抗する大聯盟を作らんと企て、露國に於ても、土耳其侵略の目的を以て、同じく歐洲列國の大聯盟を作らんと欲する計畫があつた。かゝる大聯盟は遂に實現するには至らなかつたが、一七六六年に既に瑞典は英國に聯盟し、また英露間に親善の關係は生じて、通商條約は締結せられた。

露國が普魯西と聯盟した時に於て、墺地利と佛國との聯盟は尙ほ存続せられてゐたのであるが、佛國外相ショアジュールは七年戰役の經驗に鑑みて、墺地利の爲めに單に利用せらるゝ禍を再びするなからんこ

とに注意し、随つて彼等の聯盟は決して強固なものではなかつた。されど猶ほ佛國は英普兩國に對抗する爲めに獨逸に友國を有せんと欲し、奥地利は普魯西に對抗する上に於て、佛國との聯盟を維持することが有利であつた爲めに、彼等の聯盟は持續せられてゐたのであるが、一七六六年ジョセフ二世帝位に即くの後、帝妹マリー・アントワネットは佛國皇太子(後のルイ十六世)と結婚して、兩國王室の間に姻戚關係を生ずることとなつた。而して露國が普魯西と聯盟した後、土耳其に向つて侵略戦を始むるや、佛國外相ショアジュールは土耳其に後援を與へ、一七六八年露國兵が土耳其境内に侵入するに及んで、土耳其は露國に向つて宣戦した。土耳其保全は佛國の傳統政策であつたのである。

奥地利は露國の南侵が遂にその利害に反するものであることは知つてゐたが、土耳其を侵略してバルカン半島方面に發展することが、その傳統政策であつた上に、民族的及び宗教的反感よりしても、敢て土耳其を援助せんと欲する意志はなかつた。露土戦争に對する奥地利の政策は、露國の餘りに南侵するを防止せんと欲するにあつた。また波蘭に對しても、露國の勢力がこの方面に伸張することが奥地利にとつて脅威であつたとはいへ、波蘭が獨立國家として到底永く存續すること能はざる混亂の状態にあることを知つてゐた爲めに、寧ろ奥地利も亦領土を此の方面に擴張して露國を抑制すると共に、嚮に喪うたシレシヤの代償たらしめんと欲するに至つた。而して普魯西も亦露國と聯盟しながら、その餘りに強大となることを欲せず、露國との聯盟に依つて領土を波蘭に擴むると共に、奥地利と結んで露國を牽制せんと欲した。即ち波蘭及び露國に對する利害の共通するものがあつたことは、自ら普奥兩國を接近せしめて、一七七〇年九月三日ノイスタットに於て、奥帝は普王と會見したが、時恰も土耳其は敗れて、普奥兩國に向つて露國との間に仲裁の勞を取らんことを請うた。

土耳其が普奥兩國に向つて仲裁を依頼したことは、英國に依つて露帝に通告せられた。露帝は彼等の干渉が來らざる前に、土耳其と直接交渉を開かんと欲したが、土耳其が之に應じなかつた爲めに、一七七〇年十二月露帝は普魯西に向つて、土耳其に要求せんと欲する媾和條件を提示した。その條件は大約左の如くであつた。

- 一、アゾフ及びシルカッシヤに於ける大小カバルダの割讓。
Azov Circassia Kabardia
- 二、モルダヴィヤ及びワラキヤの獨立が、又は是等兩州を二十五箇年間、露國の統治の下に置くこと。
Moldavia Wallachia
- 三、ベッサラビヤ及びクリミアの韃靼人獨立。
Bessarabia Crimea
- 四、黒海に於ける航行の自由。
- 五、多島海中の一島を露國の商業的根據地として割讓すること。
- 五、露國軍に加はつた希臘人の大赦。

露國の媾和條件に對して奥地利は強硬に反對し、露國が強ひて之を主張するならば、奥地利との衝突は到底避け得られず、引いて奥國と佛國との聯盟が強固となるに反して、普魯西は直接の利害關係なき土耳

古問題の爲めに露國を助けて墺佛兩國を敵として戦ふことを欲しなかつた。此に於て、一七七一年正月普魯西王は露帝に向つて、右の媾和條件の中モルダヴィヤ、ワラキヤ及びクリミヤ韃靼人の獨立並に多島海中の一島割讓の要求を撤回し、アゾフ及び兩カバルダの割讓及び黒海に於ける航行の自由を以て満足するにあらざれば、調停の勞を取る能はざることを告げ、露帝にして此の勸告を容れざれば、普魯西は墺地利と協力するに至るべきことの意向を暗示した。

普魯西王の態度が右の如くであつた爲めに、今や露國の倚頼し得るものは英國のみとなつた。而して露軍は既にドナウ河北の地を占領してゐたが、若し河を越えて南進したならば、墺地利が直に兵を執つて起つべきことは明かであり、また軍事的に見るも墺軍の爲めに側面を衝かるゝ危険があつた。一七七一年墺地利は露國に對抗して土耳其と同盟した爲めに、既に疲勞した露國はこの上更に戰爭を繼續すること能はざる時に乘じて、普魯西王は露國及び墺地利の間を調停して、一七七二年先づ普露間に波蘭分割の目的を以て條約が結ばれ、ついで墺地利も亦之に加はつて、茲に三強國は各、近接せる波蘭の地を割取した(第一回波蘭分割)。事は後章に於て更に述べる。而して墺地利が露國と波蘭分割に於て融和した爲めに、露軍は墺地利に顧慮することなく、ドナウ河を越えて南に進み、土耳其軍を破つた爲めに、土耳其は遂に和を請うて、一七七四年クチュックカイナルヂ平和條約は締結せられた。露土戰役及びクチュックカイナルヂ平和條約についても後章に於て更に述べる。

波蘭が分割せられて後、普魯西と露西亞との間には、古來の民族的及び宗教的反感と共に、バルチック海岸及びその海上に於ける勢力の抗争が存続したに拘はらず、波蘭に對する彼等の利害は共通してゐた。而して普魯西は、西はライン河畔に領土を有して佛國の東侵を防ぐと共に、南はシレシヤを併有して墺地利と境を接し、墺地利との間には露國に對抗する上に於て利害を等しうしながらも、墺地利は普魯西の爲めにシレシヤを奪はれたる恨を忘るゝこと能はず、且つ獨逸に於て覇權を争うた爲めに、彼等は此の後永く仇敵の關係を持續するに至つた。

墺地利は七年戰役の後も獨逸皇帝の位を保ち、シレシヤを喪うたとはいへ、猶ほ廣大なる領土を有してゐたが、その領土には統一が缺け、且つ民族は複雑であつた。而してその領土が列強のいづれとも接觸してゐた爲めに、歐洲の國際問題に對しては常に直接關係せねばならぬ地位に立つてゐた。即ち墺領ネーデルランドの爲めには、佛國、英國及び和蘭の間に於ける抗争に關係し、伊太利に於ては、佛國、サルヂニヤ及び南伊太利の諸公國と接觸し、獨逸に於ては、既に帝位を有する上に、普魯西、サルヂニヤ、バヴアリヤ等と對峙し、またバルカン半島方面に發展せんと欲する傳統と、新に波蘭の地を獲得したこととの爲めに、露國との間に利害は衝突して對抗の勢を生ずるに至つた。而して一七六五年ジョセフ二世が父フランク一世の後を襲つて帝位に即くや、最も力を外政に用ひて領土の擴張を圖り、嚮に普露兩國と共に波蘭を分割したが、帝の對外政策も傳統に據つて、主として力を傾注した方面は獨逸及びバルカン半島方面で

あつた。

バヴァリア継承戦役（一七七八—一七七九） 奥地利の獨逸に對する政策は、帝權を發揮して獨逸諸邦の上に勢力を伸張せんと欲するにあつて、その爲めには、新興の普魯西を制壓することが必要であつた。奥國宰相カウニツが彼の作つた佛國との聯盟を持続したのは、主として之が爲めである。一七七八—九年のバヴァリア継承戦役に於て、奥地利の野心と普奥間の軋轢とは明かに現はれてゐる。

一七七七年十二月二十日バヴァリア選舉公マキシミリアン・ジョセフが後嗣なくして歿するや、同じく

ウィッテルスバハ家の一流であつたファルツ伯チャールス・テオドルはその後を襲いでバヴァリア選舉公

Wittelsbach

Charles Theodor

となつた。奥帝ジョセフは此の機會に於てバヴァリアの地を併合せんと欲し、チャールス・テオドルが新

に相續したる選舉公の位を喜ばなかつたのに乘じて、彼と協約を結んで、下バヴァリア、上ファルツの一部及びミンデルハイムを奥地利に讓與することを承認せしめた。而してテオドルが未だ之を承認せざる前、

Mindelheim

既に奥地利兵はバヴァリア領内に侵入してドナウ河南の地を占領した。蓋し奥地利帝は當時歐洲諸強國が彼の暴舉を見るも決して強硬なる反對をなすこと能はざる情勢にあることを豫想したのである。即ち帝は、佛國は奥地利の聯盟國として援助を與ふべく、英國は米國獨立戦争の爲めに力を奪はれ、且つ佛國が米國獨立軍と聯盟してゐた爲めに、英國は到底他を顧みる餘裕なく、露國はクリミヤ半島の爲めに又もや土耳其と葛藤を生じてゐた故に、假令普魯西が奥地利に反對すべきことは必然であつたとするも、他強國の之

に援助を與ふるものなかるべきことを豫想したのである。

然るに、奥地利がバヴァリアを併合することは獨逸に於けるその勢力を増大にして、普魯西にとつて脅

威となるものであつた。フレデリック大王は斷乎として之に反對するに決し、ファルツ・ツヴァイブリュ

Palz Zweibrücken

ッケン公チャールスをして、帝國議會に於て、奥地利とバヴァリアとの間に結ばれた協約に對して抗議せしめ、またサクソニヤ選舉公フレデリック・アウグストと同盟した後、兵をボヘミヤに進めて、茲に所謂

バヴァリア継承戦役は始まつた。奥帝の豫想に反して、佛國は米國獨立戦争に参加した爲めに歐洲に事あ

ることを欲せず、且つ前戦役に於ける失敗に鑑みて、奥佛聯盟は奥地利の舊領土保全を約するも、新領土

の獲得を保障するものにあらざることを唱へて、奥地利に援助を與ふることを肯んじなかつた。而して戦

争は、双方俱に決戦するに至らずして、ランケの稱した如く、武裝的交渉は繼續せられたが、一七七九年

Ranke

露國は佛國の仲裁に依つて土耳其とアイナリ・カウツック條約を締結した後、普魯西に對して援護を與へ

Ainali Kawak

得る自由を有するに至り、その爲めに奥地利の形勢は益、不利となつた。此に於て一七七九年佛國及び露

國の仲裁に依つて、列國會議は開かれて、五月十三日テッシェン平和條約は締結せられた。之に依つてバ

Teschien

ヴァリア選舉公位はウィッテルスバハ家に依つて継承せられ、奥地利は唯イン地方（即ち下バヴァリアの

Inn

イン河、ザルツァ河及びドナウ河間の地）を獲得し、普魯西がアンスバハ及びバイロイト兩公國（ホーヘ

Ansbach

Bayreuth

ンツォルレルン家領）を普魯西王國に併合することを承認し、サクソニヤは代償金を與へらるゝことに決

した。即ち奥地利帝のバヴァリア併合の計畫は遂に失敗に終り、普魯西王の聲名は益々揚り、獨逸に於ける諸邦の勢力關係は何ら變ずることなくして、舊の如く存続したのである。

露奥同盟と獨逸諸公聯盟　テッシェン平和條約後も、奥帝ジョセフ二世は領土擴張の志を忘れなかつた。

帝及び宰相カウニツの對外政策は、奥地利を露國に結び付けて、領土をバルカン半島方面に擴張せんと欲する方針に向つた。一七八〇年奥帝は親しく露國に旅行して、露國女帝カタリナ二世とモヒレフに於て會

見した。而してこの年十一月二十九日母帝マリヤ・テレサが歿した後、奥帝は内外の政策を行ふ上に於て、何ら制肘を受けざることとなつた。かくて奥帝が露國に接近を求めた時に於て、カタリナ女帝はフレデリ

ック大王が女帝の土耳其侵略に援助を與へざることを慚らす思つてゐた爲めに、奥帝が露國女帝の東方政策に協力すべきことを告ぐるや、一七八一年露奥兩帝は互に書翰を交換して、同盟を約し、奥帝は露國を

助けて、土耳其をして露國との條約を履行せしむべく、土耳其軍が露領内に侵入した場合には、露軍と同等の兵力を以て露國を援助すべく、若し土耳其以外の國が露國と開戦した際には、奥地利は全兵力を以て露國に援助すべきことを約し、露帝亦右と同様の場合には、奥地利に兵力的援助を與ふべきことを約した。

奥地利帝は土耳其分割を計畫したが、その計畫は、露國の南侵を承認する代りに、セルビヤ、ボスニヤ及

びヘルツェゴヴィナ並にアルタ河にいたる迄のワラキヤを奥地利に併合し、また洪牙利防禦の爲めに、オ

ルソヴ、ウイデン及びベルグラードを獲得せんと欲するにあつたが、尙ほその外に帝はヴェネチヤをも

併合せんと企てた。露國女帝は、奥帝の提案した如き土耳其分割の計畫に對して直に同意しなかつたが、兩國は土耳其侵略について目的を同じうしてゐた爲めに同盟し、一七八七年露奥兩國は土耳其に向つて戰爭を始むるに至つた。事は後章に於て述べる。

露奥同盟成つて、奥地利帝は普魯西に對抗する上に於て、與國を有することを得た勢に乗じて、またもや領土をバヴァリアに擴張せんと欲し、バヴァリア選舉公チャールス・テオドルに向つて、奥領ネーデルランドの大部分をバヴァリヤと、殘餘の地をザルツブルグ司教領と交換せんと欲することを提議した。チャールス・

テオドルは奥地利帝の提議に應ぜんと欲する意があつたが、バヴァリア選舉公の相續者と定まつてゐたフ

アルツ・ツヴァイブリュッケン公チャールスは之に反對して、援をフレデリック大王に求めた。また奥地

利帝は、和蘭よりシエルトの自由通航權を要求したが、和蘭は斷乎として之に反對し、また援を獨逸諸侯

に求めた。奥地利帝が領土擴張の野心に驅られてバヴァリヤを併合せんと企て、恣に獨逸諸侯の領土的現

狀を變更せんとしたことは、獨逸諸侯の反感を惹起し、奥地利帝が形勢の非なることを察して、奥領ネー

デルランドをバヴァリヤと交換せんと欲する計畫を放棄するにいたつた後も、彼等の一部は普魯西王を中

心として、一七八五年三月十五日諸公聯盟を締結した。聯盟條約は、普魯西王の信任した外相ヘルツベル

ヒ伯が起稿して、フィンケンスタイン伯が修正し、王の裁可を経たものであつて、その目的は、互に協力

して獨逸諸侯の主權及び領土の保全を擁護せんと欲するにあつた。即ち獨逸の現状維持を目的とするもの

であつて、何ら獨逸の統一を圖るものでなく、獨逸は隣境の露西亞及び佛蘭西と異なつて、依然分裂の狀態が之に依つて益々保続せられたのであるが、兎も角、諸侯の一部（普魯西、ハンノーヴァー、サクソニヤは先づ聯盟を結び、ついでウァイマー、ゴタ、ツヴァイブリュッケン、ブランズウィック、バーデン、アンズバハ、ヘッセ、アンハルト、メクレンブルグ及びマインツ選舉公國は之に加はつた）が普魯西を中心として聯盟を結んだことは、後に普魯西の盟主權の下に獨逸が統一せらるゝに至つた前兆をなすものであつた。諸公聯盟成つた後、一七八六年八月十七日フレデリック大王は在位四十六年にして病の爲めに歿した。大王の代に於て、普魯西は獨り獨逸の強國たるのみならず、また歐洲強國の一たる勢位を占めて國勢隆々として興つた。

第二十章 露西亞の膨脹 カタリナ二世の土耳其侵略と

波蘭の分割

一 ペートル大帝歿後の露西亞

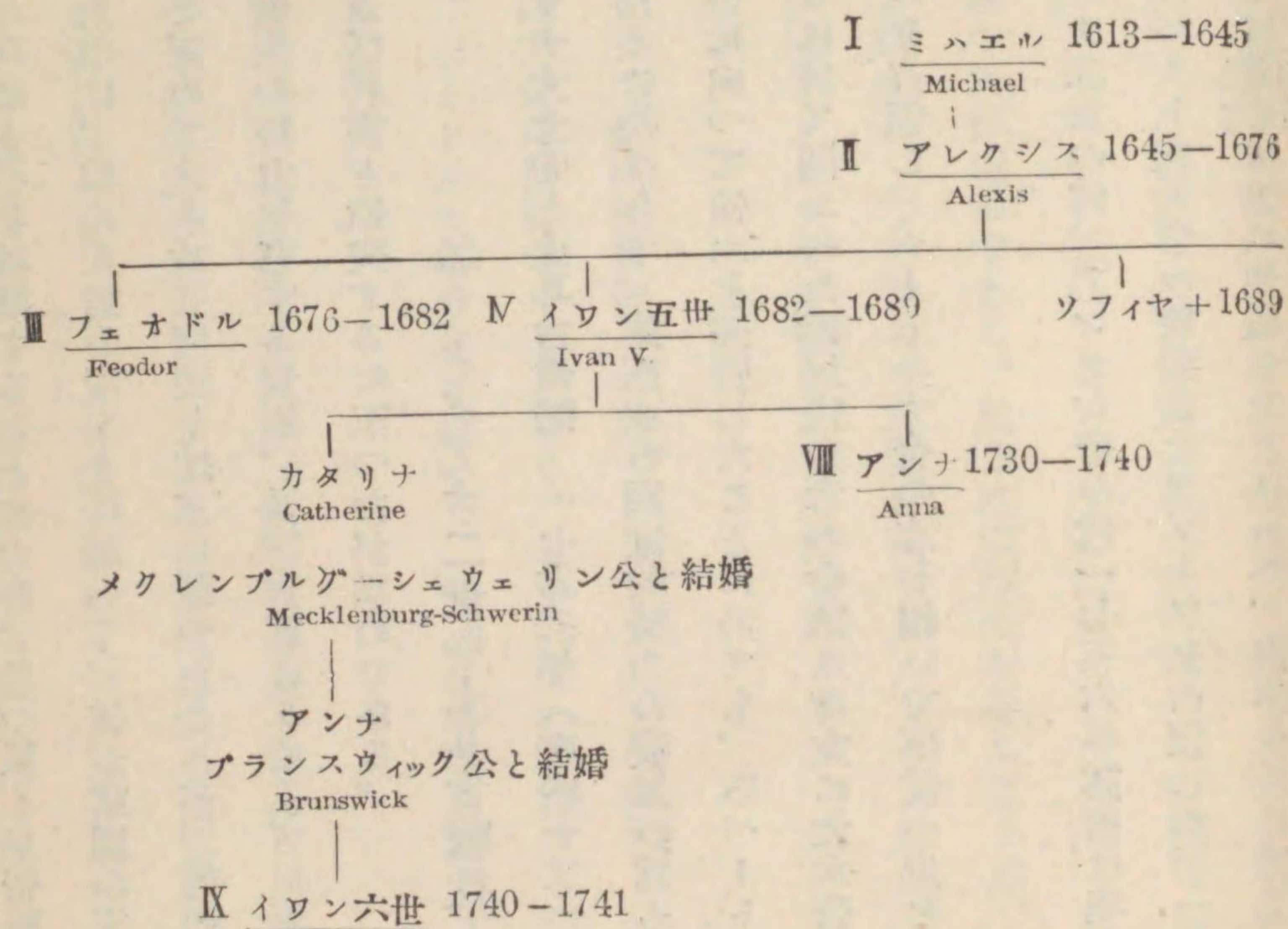
ペートル大帝の後繼者 ペートル大帝の下に、露西亞は皇帝の絶對君主權の下に固く統一せらるゝと共に、初めてバルチック海に進出し、西歐諸國との交通は頻繁となり、西歐の文化は大いに輸入せられた。露西亞が歐洲の強國として、西歐の國際關係に重きをなすに至つたのは、帝の代以後である。然るに一七

二五年ペートル大帝歿して後、一七六二年カタリナ二世の代に至るまで、六代の皇帝の中に於て、女帝の位に在ること三度、その餘の皇帝も在位短く、嬖臣事を用ひ、黨争絶えずして、相續の際に屢々騷亂を生じた。而してペートル大帝の皇后カタリナ一世が位に即くに至つたのは、近衛兵のプレオブラシエンスキ一聯隊が皇后を擁護したが爲めであつて、彼等は貴族より成り、その後も、貴族は軍隊の威力に依つて、帝位の相續を決する上に、大なる勢力を有し、隨つて貴族の政治的及び社會的權勢は益々加はり、國民の大多數を占むる農民、特に貴族領の農民は漸く農奴として、領主の抑壓の下に苦使せらるゝに至つた。

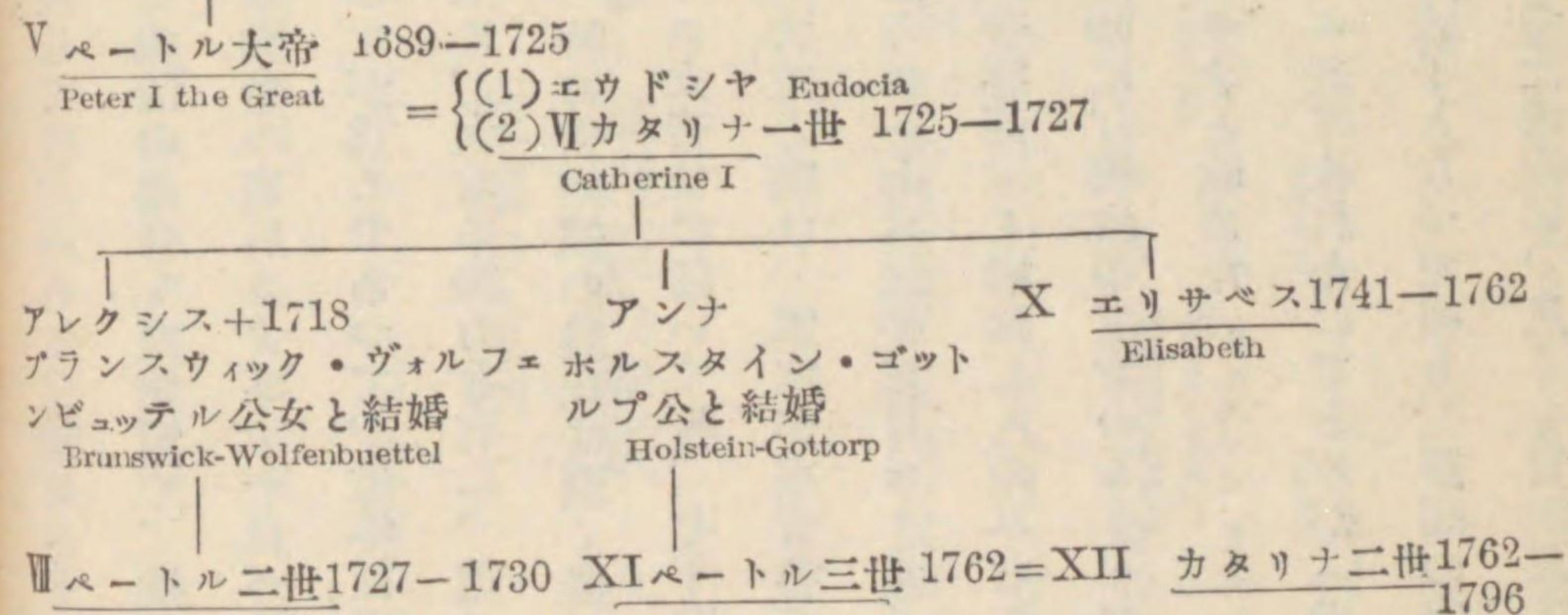
一七四一年エリサベス女帝位に即いて後、七年戰役起るや、女帝は奧國女帝マリヤ・テレサと聯盟して、普魯西のフレデリック大王と戦ひ、露軍が東普魯西に侵入し、普魯西王の軍をクネルズドルフに破つたことは前章に述べた。然るに一七六二年正月エリサベス女帝歿して、ペートル三世位に即くに及んで、俄に前帝の方針を更めて、普魯西王と媾和したのみならず、更に進んで攻守同盟をさへ締約した。ペートル三世は未だ太子であつた時に、獨逸のアンハルト・ツェルプスト公の女ソフィヤと結婚し、ソフィヤは希臘教に改宗して名をカタリナと改めた。

ペートル三世は丁抹に於て生れたのであるが（母アンナはホルスタイン・ゴットルブ公に嫁す）、エリサベス女帝に養はれて皇太子となつた後も、露國の宗教、習俗を蔑視し、加ふるに酒を嗜みて修養を怠り、精神の上にも異狀があつた爲めに、夙くも貴族及び僧侶の間に人望を失うた。かくて帝は位に即くの後、

ロマノフ Romanov 朝



あり、また新教に依つて少時の教育を受けたるに拘はらず、露國に歸嫁して希臘教に改宗した後は、希臘教徒として敬虔の態度を守り、露國の儀禮習俗に順應した爲めに、忽に貴族及び一般民心の歸向を得るに至つた。而してペートル三世の言動が益々狂暴となり、遂にカタリナを廢して、嬖寵せるウオロンツォフ伯爵夫人を皇后とせんとするや、プレオブラシエンスキー聯隊の將校は反を起し、一七六二年六月二十八日ペートル帝に迫つて位を退かしめ、皇后カタリナを帝位に擁立し、ついでペートル三世は徒黨に加はつた將校の爲めに弑せられた。カタリナも夫帝との間に感情の疎隔した後は、素行について議すべきものがあつたと



俄に普魯西王と媾和し、ついで攻守同盟を約するに至つたことは、これ迄の戦争を無意義たらしむるものであつて、獨逸人に對する民族的敵愾心に燃えてゐた貴族及び軍隊を憤慨せしめた。特に戰後帝がプレオブラシエンスキー聯隊を抑壓し、またペートル大帝の定めたる軍服の制を更めて、普魯西式に據らんとしたこと等は彼等の感情を害して、帝に對する反感は益々加はり、之と共に、彼等の人望は皇后カタリナに向つたのである。

カタリナは、嫁して露國宮廷に入つた後、天稟の才識に加へて、學に力め、性格に於ても、知識及び趣味に於ても、夫帝ペートル三世と全く反してゐた。彼女は獨逸人で

はいへ、巧に人心を收攬することに力め、且つ夙く皇帝廢立の陰謀に關與してゐた。ペートル三世が廢弒に遭つたのは、彼に人君の度なきに加へて、彼が露國の宗教習俗を蔑視して普魯西王に心酔し、俄に前帝の方針を更めて之と攻守同盟を結ぶに至つたことが、露西亞人の國民的感情を害し、特に彼が露國の政治社會に偉大の勢力を有する貴族、及び貴族より成るプレオブラシエンスキー聯隊を抑壓せんとして、彼等の感情及び利害と衝突するに至つたが爲めである。

二 カタリナ二世の土耳其戰役と露國の黒海進出

カタリナ大女帝と土耳其侵略 一七六二年（寶曆十二）カタリナ二世は露國皇帝の位に即いた。彼女は獨逸人たるに拘はらず、露西亞の國家的勢力の發展の爲めに大いに貢献し、嘗に内政の改革に於てのみならず、外に向つて領土を擴張したことに於ても、亦ペートル大帝の偉大なる繼承者であつた。一七六七年モスコウに於て開かれた國民代表者の會議は彼女に大女帝の尊號を上つた。彼女は土耳其を侵略して黒海北岸の地を占領し、ペートル大帝の志を紹いで南侵の歩を進むると共に、また西は波蘭に向つて領土を擴張した。

カタリナ二世の前、アンナ女帝の代一七三六年露國は墺地利と聯合して土耳其と戦ひ、將軍ミューニクは、曩にペートル大帝の放棄したアゾーフを占領した。一七三九年ベルグラード平和條約結ばるゝや、露國の領域は荒原地方に伸張したとはいへ、海岸にては唯アゾーフを獲たに止まり、黒海は依然土耳其の領

海であり、戰爭に依つて得たところは失うたところを償ふに足らなかつた。エリサベス女帝が墺國女帝マリア・テレサと聯盟して普魯西と戦うたのは、この機會に乗じて、バルチック海に沿うて地を西方に擴むると共に、墺地利を援けてシレシヤを回復せしめた後、之と聯盟することに依つて、土耳其侵略の志を遂げんと圖つたが爲めである。然るに戰爭未だ終らざる前、エリサベス帝歿して、ペートル三世嗣立し、普魯西王と媾和し、ついで攻守同盟條約を結んだことは既に前に述べた如くである。されば、土耳其に對して、露國はアゾーフを占領した外には、ペートル大帝の時代と比して、未だ大いに發展するに至らなかつたのである。

カタリナ二世は位に即くの後、ペートル三世の締約した普魯西との同盟を破棄したとはいへ、エリサベス女帝の方針に復歸することなく、七年戰役の繼續する間は、之に對して局外中立の態度を守つた。帝の外交は、ペートル大帝の志を紹いで、領域の伸張を圖り、土耳其及び波蘭を侵略することを以て目的としたのである。

七年戰役後、既に述べた如く、露國は波蘭分割の目的を以て普魯西と聯盟すると共に、一七六八年土耳其に向つて侵略戰を始めた。ドナウ河方面に向つた將軍ルミヤンツェフは土耳其軍と戦うて之を破り、一七七四年河を越えて、シユムラ城を陥れてバルカン山脈に迄進出した。ドルゴルキー將軍の第二軍はクリミア半島を占領し、オルロフ伯の率ゐる露國艦隊は地中海に進出した後、希臘人を煽動して、土耳其に對

して反旗を挙げしめ、後、土耳其艦隊とキオス島沖に戦うて大いに之を破り、ついで敵艦隊をチエスマ灣に襲撃して、之を全滅せしめた。此に於て土耳其も遂に普墺兩國に依つて和を請ひ、一七七四年クチュック・カイナルヂ平和條約は締結せられた。露國と普墺兩國との關係は前章に之を述べた。クチュック・カイナルヂ平和條約に依つて、(一)黒海の北岸及びアゾフ海沿岸の韃靼人並にカバルダ地方民は土耳其帝の權下を離れて獨立し、(二)露國はアゾフ、ケルチュ(イェニカールを含む)及びキンブルンを獲て、ドン、ブグ及びドニエプル三河の河口及びケルチュ海峡を權下に收め、(三)土耳其は、露國船に黒海及びエーゲ海に於ける商業の自由を與へ、(四)モルダヴィヤ及びワラキヤの基督教徒に信仰の自由を與へ、土耳其が彼等に與へた約束を守らなかつた場合には、露國が彼等の爲めに抗議する權利を承認し、(五)且つ戰費賠償金を露國に支拂ふべきことを約束した。而してこの後、露國は土耳其領内の基督教徒に對して、恰も保護者たるが如き態度を取つて、土耳其の内政にも干渉するに至つた。

露國の勢力が黒海北岸に伸張するに及んで、クリミヤ韃靼汗國は到底永く獨立を維持すること能はず、加ふるに汗國內に内亂起るや、汗は露帝の保護を請ひ、ついで露國より年金を受けて位を退き、一七八三年クリミヤはタウリダの名の下に露國に併合せられた。而して露國は新に黒海艦隊を起し、セバストポール軍港を設けて、海陸兩路に由る南侵の前途は開かれた。

一七八一年土耳其侵略の目的を以て、露墺間に聯盟は結ばれ、墺帝が土耳其分割を計畫したことは、前章に於て既に述べた。而して露國の目的は、歴世の宿志を紹いで、君府を占領せんと欲するにあつた。露帝は、露墺兩國が土耳其を侵略し、露國が君府を占領して地中海に進出することに、最も反對すべきものが英國及び佛國であることを知つてゐた。されど、米國獨立戰役始まつて後、佛國は米國と同盟して、英國と戦うてゐた爲めに、彼等はいづれも他を顧み得る餘裕を有つてゐなかつた。而して露帝は、英國が海上に暴威を揮うて列國の反感を招いてゐたのに乗じて、一七八〇年中立國の商業保護を目的として、海上に於ける武装中立を唱へ、丁抹、瑞典、普魯西、墺地利等相次いで之に賛同し、英國と交戦中であつた西班牙及び佛蘭西亦この主義を承認した。即ち露帝は之を以て英國に反對する一種の聯盟を作つて、英國を牽制したのである。

然るに、一七八三年米國獨立戰役終るや、英國は戰役中に於ける露國の態度を憤り、且つ露國の南侵を憂へて、土耳其に露國の戰備未だ全く了らざるに先立つて戰爭を始め、之に依つて前敗の恥を雪ぎ、黒海北岸の地を奪還せんと欲する計畫あることを知つて、土耳其に後援を與へた爲めに、土耳其は茲に益、勢を加へて、一七八七年露帝が南露の新領土に旅行して、未だ國都に還らざる機を覗うて、露國に向つて開戦した。開戦後露國黒海艦隊は暴風雨に遭うて覆滅したが、露帝の嬖臣で南露總督に任ぜられたポチヨムキン^{ポチヨム}は、之に屈することなく、兵を進めてオチャコフ^{Ochakov}を占領した。ついで將軍シュヴァロフ^{Суворов}は露軍總司令官に任ぜられ、墺地利亦兵を進めて土耳其領内に侵入した。かくてシュヴァロフはポチヨムキンと呼應し